令和９年度
国の施策・予算に対する要望

令和８年１０月

さいたま市

令和９年度国の施策・予算に対する提案・要望



さいたま市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、平成13年５月に誕生し、平成15年４月の指定都市への移行、旧岩槻市との合併を経て、令和８年に誕生から25周年を迎えました。

この四半世紀の間に人口は136万人を超え、首都圏有数の大都市として、また、多くの新幹線が乗り入れるなどヒト・モノ・情報が集結・交流する拠点機能を有した東日本の玄関口として、市民生活の向上及び東日本全体の発展に貢献する成長を続けています。

本市、そして東日本全体が、今後も持続可能な発展を遂げていくことを目指し、本市としては、21世紀半ばを見据えた「上質な生活都市」と「東日本の中枢都市」という将来都市像を掲げ、これらの実現に向けた基盤づくりに邁進していく所存です。

具体的には、災害時における首都圏のバックアップ機能や防災連携拠点の整備といった危機管理基盤への投資、地下鉄７号線延伸など交通体系の構築や都市基盤の整備により交通結節点としての利点を活かし、地域経済のみならず東日本全体の成長を牽引する都市づくりへの投資のほか、教育・子育て政策の強化、ゼロカーボンシティの実現等に向けた環境分野への先進的な取組など、本市の強みや魅力を更に伸ばし、我が国の成長にも寄与する取組を展開してまいります。

本要望書は、こうした本市の様々な取組の推進に当たり、国において、制度改革及び財政支援について御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、本市の取組の推進に対し、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年１０月

さいたま市長　清水勇人

目　　次

重点要望項目

【1】 危機管理投資・成長投資を支える社会資本整備予算の所要額確保 …… 1
【2】 防災・減災、国土強靱化の推進に係る予算確保 …… 3
【3】 広域防災拠点都市づくりへの支援 …… 5
【4】 埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の早期事業化 …… 7
【5】 大宮駅機能の高度化等に向けた支援 …… 9
【6】 核都市広域幹線道路の計画の具体化 …… 11
【7】 新大宮上尾道路の整備促進 …… 13
【8】 与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化 …… 15
【9】 市街地整備事業等に対する支援 …… 17
【10】 義務教育施設等の改修等の促進 …… 19
【11】 保育士及び幼稚園教諭の人材確保等による安定的な保育施設等の運営や保育の質の向上 …… 21
新規 【12】 福祉人材の確保に向けた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の見直し …… 23
新規 【13】 火葬場の整備等に対する支援 …… 25
【14】 脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進 …… 27

災害に強く、安心安全な都市の実現

【15】 荒川水系河川整備計画の推進 …… 29
【16】 準用河川整備事業等に対する支援 …… 31
【17】 下水道施設の耐震化対策への予算確保の継続 …… 33
【18】 下水道施設の老朽化対策への国費支援の継続 …… 35
【19】 下水道浸水対策への国費支援の継続 …… 37

交通体系の構築と都市基盤の整備

【20】 道路整備事業に対する支援 …… 39
【21】 新大宮バイパスの町谷立体の早期事業着手及び三橋立体の早期事業化 …… 41
【22】 国が発注する公共事業における地元企業の受注機会の増大 …… 43
【23】 東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援 …… 45
【24】 スマートシティに関する取組への財政支援の継続 …… 47
【25】 ３Ｄ都市モデルに関する取組への支援の強化 …… 49
【26】 老朽化した浄・配水場等の水道施設の更新事業に対する財政措置の強化 …… 51
【27】 新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援 …… 53
【28】 駅のバリアフリー化に対する支援の強化 …… 55
【29】 ウォーターＰＰＰ事業に関する国費要件の緩和 …… 57

目　　次

教育環境の充実化

【30】 学校給食費の無償化の実現 …… 59
【31】 部活動地域展開への財政的支援 …… 61
【32】 教育ＤＸの推進に向けた支援 …… 63
【33】 35人学級実現のための教室の整備と教職員の確保 …… 65
【34】 教育支援体制を担う人材確保のための財政措置 …… 67

子ども・子育て支援・社会福祉の充実化

【35】 医療的ケア児保育の推進 …… 69
新規 【36】 頼れる身寄りがいない高齢者支援に係る制度の整備 …… 71

2050年カーボンニュートラルの実現

【37】 2050年カーボンニュートラルに向けた電動車の普及促進 …… 73

地方税財政の安定性確保

【38】 地方一般財源総額の確保・充実等 …… 75
【39】 「国の予算編成の在り方の見直し」を踏まえた地方財政措置 …… 77
【40】 公共施設等適正管理推進事業債の期限延長の措置等 …… 79
【41】 デジタル活用推進事業債の対象事業の拡充等 …… 81
【42】 公営企業インフラ更新に係る公的資金の安定的活用 …… 83

目　次（府省庁別）

内　　閣　　官　　房

【2】　防災・減災、国土強靱化の推進に係る予算確保　……　3

内　　閣　　府

【5】　大宮駅機能の高度化等に向けた支援　……　9

こ　ど　も　家　庭　庁

【11】　保育士及び幼稚園教諭の人材確保等による安定的な保育施設等の運営や保育の質の向上　……　21

【12】　福祉人材の確保に向けた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の見直し　……　23

【35】　医療的ケア児保育の推進　……　69

総　　務　　省

【13】　火葬場の整備等に対する支援　……　25

【38】　地方一般財源総額の確保・充実等　……　75

【39】　「国の予算編成の在り方の見直し」を踏まえた地方財政措置　……　77

【40】　公共施設等適正管理推進事業債の期限延長の措置等　……　79

【41】　デジタル活用推進事業債の対象事業の拡充等　……　81

【42】　公営企業インフラ更新に係る公的資金の安定的活用　……　83

財　　務　　省

【1】　危機管理投資・成長投資を支える社会資本整備予算の所要額確保　……　1

【4】　埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の早期事業化　……　7

目　次（府省庁別）

文　部　科　学　省

【10】 義務教育施設等の改修等の促進 …… 19

【11】 保育士及び幼稚園教諭の人材確保等による安定的な保育施設等の運営や保育の質の向上 …… 21

【30】 学校給食費の無償化の実現 …… 59

【32】 教育ＤＸの推進に向けた支援 …… 63

【33】 35人学級実現のための教室の整備と教職員の確保 …… 65

【34】 教育支援体制を担う人材確保のための財政措置 …… 67

ス　ポ　ー　ツ　庁

【31】 部活動地域展開への財政的支援 …… 61

文　化　庁

【31】 部活動地域展開への財政的支援 …… 61

厚　生　労　働　省

【12】 福祉人材の確保に向けた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の見直し …… 23

【13】 火葬場の整備等に対する支援 …… 25

【36】 頼れる身寄りがいない高齢者支援に係る制度の整備 …… 71

経　済　産　業　省

【14】 脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進 …… 27

【37】 2050年カーボンニュートラルに向けた電動車の普及促進 …… 73

目　次（府省庁別）

国　　土　　交　　通　　省

【1】 危機管理投資・成長投資を支える社会資本整備予算の所要額確保 …… 1
【2】 防災・減災、国土強靱化の推進に係る予算確保 …… 3
【3】 広域防災拠点都市づくりへの支援 …… 5
【4】 埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の早期事業化 …… 7
【5】 大宮駅機能の高度化等に向けた支援 …… 9
【6】 核都市広域幹線道路の計画の具体化 …… 11
【7】 新大宮上尾道路の整備促進 …… 13
【8】 与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化 …… 15
【9】 市街地整備事業等に対する支援 …… 17
【15】 荒川水系河川整備計画の推進 …… 29
【16】 準用河川整備事業等に対する支援 …… 31
【17】 下水道施設の耐震化対策への予算確保の継続 …… 33
【18】 下水道施設の老朽化対策への国費支援の継続 …… 35
【19】 下水道浸水対策への国費支援の継続 …… 37
【20】 道路整備事業に対する支援 …… 39
【21】 新大宮バイパスの町谷立体の早期事業着手及び三橋立体の早期事業化 …… 41
【22】 国が発注する公共事業における地元企業の受注機会の増大 …… 43
【23】 東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援 …… 45
【24】 スマートシティに関する取組への財政支援の継続 …… 47
【25】 ３Ｄ都市モデルに関する取組への支援の強化 …… 49
【26】 老朽化した浄・配水場等の水道施設の更新事業に対する財政措置の強化 …… 51
【27】 新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援 …… 53
【28】 駅のバリアフリー化に対する支援の強化 …… 55
【29】 ウォーターＰＰＰ事業に関する国費要件の緩和 …… 57
【37】 2050年カーボンニュートラルに向けた電動車の普及促進 …… 73

環　　境　　省

【14】 脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進 …… 27
【37】 2050年カーボンニュートラルに向けた電動車の普及促進 …… 73

〔要望先〕財務省・国土交通省

重点 １　危機管理投資・成長投資を支える社会資本整備予算の所要額確保

①要望事項

公共事業の着実な推進のため、社会資本総合整備計画に基づく交付金、個別補助金及び国直轄事業予算の所要額の総枠を確保すること

②背景・理由

本市における公共事業の推進

- 本市は、首都圏と全国の都市圏を結節する「東日本の交流拠点」として発展を続け、人口や都市機能が集積する大都市へと成長してきた。また、東日本の広域的な交流や経済活動を支える中枢都市として、更なる発展が期待されている。
- しかしながら、本市の成長力や競争力を十分に発揮するために必要なインフラ整備はなお十分とは言えず、骨格的な都市基盤整備や大宮駅周辺地区の再整備など、更なる都市機能の充実・強化を図る必要がある。
- また、激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震への対応、社会資本の老朽化対策を不断に推進するとともに、多重性・代替性を有する道路ネットワークの構築など、防災・減災対策や都市の強靭化を図ることが急務となっている。

公共事業予算の確保

- このような背景から、社会資本総合整備計画に基づく交付金や個別補助金を活用し、骨格的な都市基盤整備や大宮駅周辺地区の都市再生整備などを着実に推進するとともに、新大宮上尾道路などの国直轄事業を一層推進する必要がある。
- 一方で、国の当初予算における交付金及び個別補助金の内示率は、令和４年度から令和８年度までの５年間平均で７割に満たず、国直轄事業予算も十分に確保されているとは言えない状況である。また、資材価格や労務費の上昇により事業費が増大しており、必要な事業量の確保が困難となっている。
- 以上のことから、本市が東日本の中枢都市として更なる成長を遂げるとともに、防災・減災や老朽化対策などの危機管理投資を着実に進めるため、資材価格や労務費の高騰等の影響を適切に勘案の上、**社会資本総合整備計画に基づく交付金、個別補助金及び国直轄事業予算の総枠を確保するよう要望する**ものである。

③参考

★社会資本整備総合交付金事業

・道路事業（大和田特定地区、南与野駅西口地区、七里駅北側特定地区　など）
・都市再生整備計画関連事業（大宮駅周辺地区、美園地区）
・地域住宅計画に基づく事業（市営住宅等外壁改修・屋上防水改修　など）
・住環境整備事業

★防災・安全交付金事業

・市街地整備事業（浦和駅西口南高砂地区、指扇地区、中川第一特定地区　など）
・道路事業（大宮岩槻線、産業道路、道場三室線、さいたま春日部線　など）
・都市公園・緑地等事業：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
（荒川水系地区、利根川水系地区、見沼田圃周辺地区）
・その他総合的な治水事業（準用河川：新川、上院川、黒谷川）
・水道事業（重要施設配水管、水道管路強靭化推進事業　など）
・下水道事業（浸水対策・地震対策・老朽化対策）
・地域住宅計画に基づく事業（公営住宅の建替：市営馬宮住宅　など）
・住環境整備事業

★個別補助事業

・道路メンテナンス事業（羽根倉橋　など）
・無電柱化推進計画事業（本町通り線　など）
・住宅・建築物防災力緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業　など）
・まち未来創造事業（さいたま新都心周辺地区）

★国直轄事業

・新大宮上尾道路（与野～上尾南）の整備
・荒川第二・三調節池の整備　など



浦和駅西口南高砂地区 第一種市街地再開発事業（施設建築物工事竣工）



道場三室線（事業中）

［担当：都市局都市計画部都市総務課長　原田　和也　℡０４８－８２９－１３９３］
［担当：建設局道路部道路総務課長　岸　誠一郎　℡０４８－８２９－１４８０］
［担当：水道局給水部水道計画課長　石川　智一　℡０４８－７１４－３０９６］

〔要望先〕内閣官房・国土交通省

重点 ２　防災・減災、国土強靭化の推進に係る予算確保

①要望事項

防災・減災、国土強靭化の取組を着実に推進するため、必要な予算を適時適切に、安定的・継続的に確保すること

②背景・理由

本市における公共事業の推進

・　気候変動を背景とした豪雨災害の激甚化・頻発化、切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ地震への備え、加速度的に進行するインフラ老朽化対策等、取り巻く環境の変化に適時適切に対応するために、**本市における防災・減災、国土強靭化の取組を着実に推進する必要がある。**

・　本市の**風水害、大規模地震などへの対策**としては、市民生活の安全・安心を守るため、準用河川整備などの治水安全度の向上、下水道浸水対策、民間建築物や道路・橋りょう・上下水道施設の耐震化、無電柱化、幹線道路や都市公園の整備などを計画的に実施している。

・　また、**インフラ老朽化対策**としては、道路・橋りょう、上下水道などの土木施設や市営住宅における、長寿命化計画や改築更新計画を策定し、予防保全型への転換を図ることで、維持管理に係る費用の平準化・ライフサイクルコストの低減、適正な管理及び施設の改築更新に努めている。

「第１次国土強靭化実施中期計画」に係る予算確保

・　令和７年６月に第１次国土強靭化実施中期計画が閣議決定され、令和８年度から 12 年度までの**５年間で概ね 20 兆円強程度を目途とした事業規模を確保する方針**が示されたところである。国土交通省の令和７年度補正予算では、公共事業費として約１兆 2,000 億円の予算が計上されたほか、令和９年度当初予算では、『「強く豊かな日本」投資枠』を活用することが「経済財政運営と改革の基本方針 2026」で示されている。

・　近年の資材価格や労務費の高騰の実情を考慮すると、十分な額が確保されたとは言い難い状況であることから、概ね20 兆円強という事業規模をベースとして、**更に必要な予算を適時適切に、安定的・継続的に確保することについて要望する**ものである。

③参考

★　防災・減災・国土強靭化に資する事業

- **幹線道路整備の推進**
  一般国道４６３号バイパス、産業道路、道場三室線、大宮岩槻線、さいたま春日部線、元町三室線、三橋中央通線、本町通り線
- **計画的な橋りょうの修繕**
  見沼跨線道路橋、中山跨線人道橋　など
- **良好な道路環境の向上（道路舗装）**
  一般国道４６３号　など
- **無電柱化の推進**
  一般国道４６３号バイパス、川口上尾線、さいたま春日部線、産業道路、道場三室線、大宮岩槻線、元町三室線、三橋中央通線、本町通り線　など
- **治水対策施設の整備推進**
  準用河川新川、準用河川黒谷川、準用河川上院川、高台堀排水路、柏崎排水路　など
- **下水道浸水対策の推進**
  新川雨水８号幹線、東岩槻第３雨水幹線、芝原雨水幹線
- **上下水道施設の健全化と耐震化の推進（老朽化対策と地震対策）**
  下水道ストックマネジメント支援制度に基づく下水道管路・ポンプ場設備の改築、上水道管（西区役所配水管本管ルート、馬宮公民館他配水本管ルート（第１期）、大原スポーツ広場一帯配水本管ルート（第１期）など）、避難所などからの汚水排水管（泰平小・泰平中、中島小・土合小など）、緊急輸送道路に埋設される下水道管（さいたま幸手線、さいたま春日部線、鴻巣桶川さいたま線、川口上尾線など）の耐震化
- **既存建築物の耐震化促進**
- **市営住宅建替の推進**
  市営馬宮住宅建替、市営辻水深団地建替
- **都市公園の老朽化対策の推進**
  八王子公園、別所沼公園、川通公園、岩槻諏訪公園、岩槻文化公園など
- **グリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進など**
  ①荒川水系地区：与野中央公園、（仮称）大宮警察署跡地公園、秋葉の森総合公園、（仮称）内谷五丁目公園、（仮称）田島大牧線跡地公園、（仮称）大谷稲荷公園、（仮称）指扇３号街区公園、（仮称）土呂農住２号街区公園、大宮西部３号緑地、（仮称）大宮西部近隣公園、（仮称）岩槻駅西口２号公園、指扇古茂塚公園、②利根川水系地区：（仮称）大門上・下野田特定３号公園、③見沼田圃周辺地区：さいたまセントラルパーク、（仮称）加田屋公園　など


幹線道路整備・無電柱化の推進


公園などの用地を活用した
雨水調整池の整備


グリーンインフラを活用した
防災・減災対策の推進

［担当：都市局都市計画部都市総務課長　原田　和也　℡０４８－８２９－１３９３］
［担当：建設局道路部道路総務課長　岸　誠一郎　℡０４８－８２９－１４８０］
［担当：水道局給水部水道計画課長　石川　智一　℡０４８－７１４－３０９６］

〔要望先〕国土交通省

重点　３　広域防災拠点都市づくりへの支援

①要望事項

１　さいたま新都心周辺において、災害応急部隊の集結拠点としても活用可能な「さいたまセントラルパーク」の用地取得に必要な財源を確保すること
２　核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近において、中間インターチェンジ設置を含め概略計画の具体化を図り、事業を推進すること

②背景・理由

ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの進出拠点としての位置付け等

・　令和８年６月策定の首都圏広域地方計画において、国の出先機関が集積する「さいたま新都心」付近を、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省緊急災害対策派遣隊）の進出拠点として、引き続き位置付けるとされた。また、令和４年４月にさいたま新都心への市役所本庁舎の移転（消防本部を含む。令和13年度供用開始予定）が決定したことから、新都心周辺の広域防災拠点としての更なる機能強化が望まれる。

１　オープンスペースの整備を推進するために必要な財源の確保

・　さいたま新都心周辺エリアでは、**大規模災害発生時の避難場所及び活動拠点となるオープンスペースが不足**しており、更なる防災機能の強化・充実を図るためにはオープンスペースの確保が必要である。
・　そのため、本市では、さいたま新都心東側エリアにおいて、独立行政法人都市再生機構施行による防災公園街区整備事業を活用し、約１ヘクタールの防災機能を持った都市公園の整備を行い、平成 30 年 10 月に供用を開始した。
・　また、見沼田圃区域内に約 16 ヘクタールの防災機能を持った都市公園を整備するため、**令和３年８月に「さいたまセントラルパーク」として都市計画変更**後、**令和３年 11 月に都市計画事業認可を取得**したところである。
・　さいたま新都心への市役所本庁舎の移転に合わせて、令和12年度の供用開始を目指し、**令和５年度から防災・安全交付金を活用し、用地取得を開始しており、令和８年度以降も継続**していく。
・　以上から、被災時における首都圏の応急復旧及び早期復興に不可欠となる災害応急部隊の集結拠点としても活用可能なオープンスペースの整備に、本市が主体的に取り組むに当たり、**「さいたまセントラルパーク」の整備を推進する**

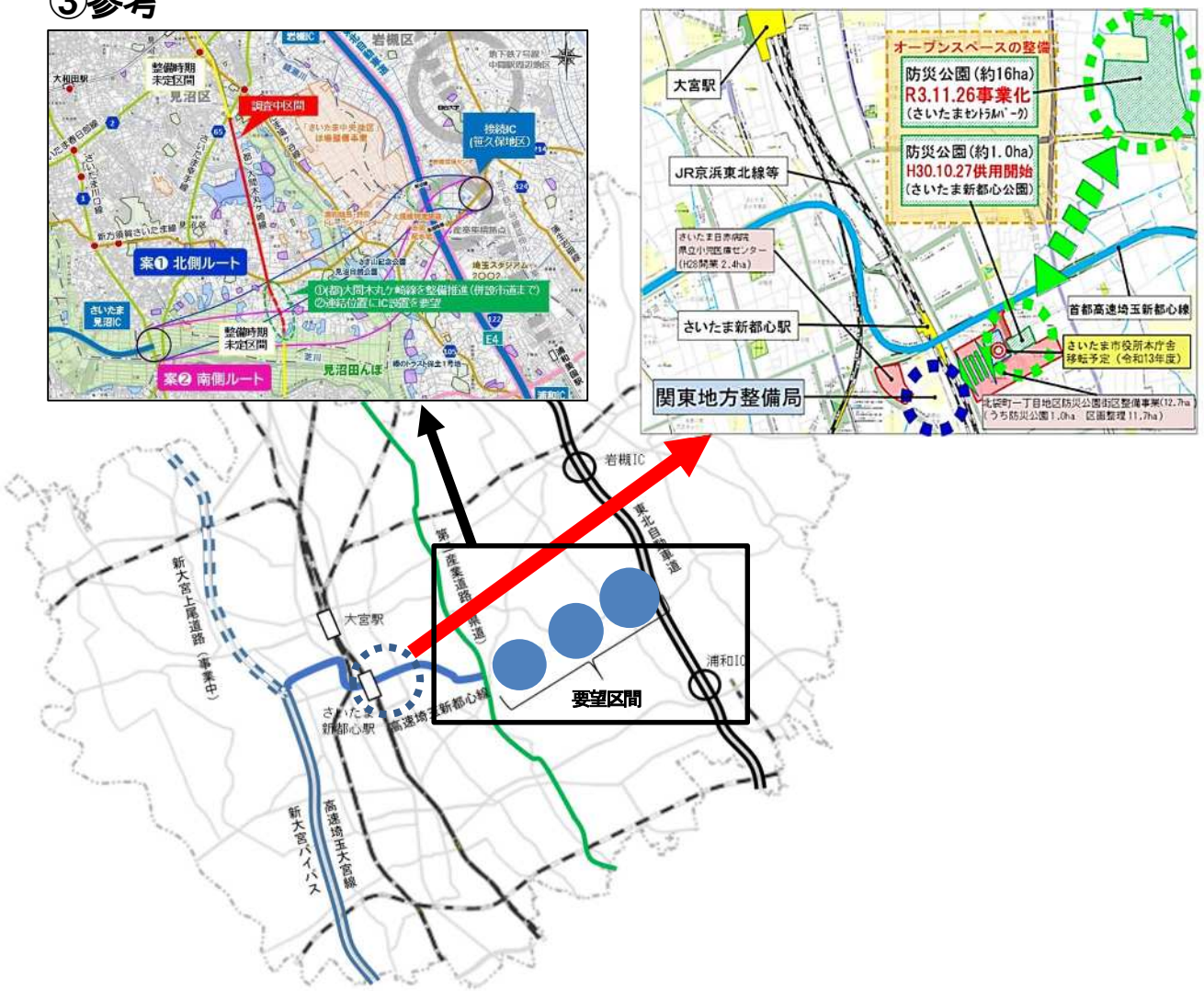
ために必要な財源の確保を要望するものである。

２　核都市広域幹線道路（埼玉新都心線～東北道付近）の計画の具体化

・　令和３年12月に開催された埼玉県東西軸道路検討会において、東西方向の渋滞要因としては、交通容量の超過や長距離トリップの割合が高いことなどが指摘されており、さいたま新都心周辺が広域的な防災拠点としての役割を果たすためには、東西方向の渋滞解消は必要不可欠である。

・　以上から、**核都市広域幹線道路（埼玉新都心線～東北道付近）が整備されることで、多重性・代替性のあるネットワークの確保など、一層の防災力強化**が図られ、広域防災拠点のさいたま新都心周辺のポテンシャル向上が期待できるとともに、一般国道16号、一般国道463号周辺の渋滞緩和及び沿線地域の生活環境改善も期待できることから、**核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近において、中間インターチェンジ設置を含め概略計画の具体化を図り、事業の推進を要望する**ものである。

③参考



［担当：都市局みどり公園推進部都市公園課長　川瀬　智幸　℡０４８－８２９－１４１６］
［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　℡０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕財務省・国土交通省

重点 ４　埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の早期事業化

①要望事項

１　鉄道延伸の早期事業化及び国庫補助事業化を図ること
２　都市鉄道整備を推進するための予算枠の拡大を図ること
３　鉄道延伸と一体的に推進するまちづくり事業への支援を図ること

②背景・理由

・　埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）の延伸については、平成28年４月の交通政策審議会第 198 号答申において、浦和美園から蓮田までの区間が、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示され、浦和美園から岩槻までの区間を先行整備区間として、都市鉄道等利便増進法の適用を前提に、埼玉県と本市で取組を進めてきた。

・　当該事業は、**都心部への速達性・利便性の向上など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害等の代替路線機能の充実」に大きな効果**があり、延伸によって地域の成長と発展が期待されることから、**本市及び埼玉県にとって大変重要なプロジェクト**である。

・　令和７年度には、本市及び埼玉県のほか、鉄道事業者（営業主体として想定する埼玉高速鉄道株式会社、整備主体として想定する独立行政法人鉄道・運輸機構）を加えた４者で計画の深度化を進めた結果、**Ｂ／Ｃは 1.2、収支採算性は27年となり、都市鉄道等利便増進法の適用目安を満たすことが確認でき、関係機関との協議が調ったことから、**令和８年３月31日、**埼玉県とともに、鉄道事業者に対し速達性向上事業の実施を要請**した。

・　６月30日には、**鉄道事業者より「環境影響評価や中間駅のまちづくりと並行して関係者間で事業条件を協議・調査し、経済社会情勢や財源見通しを踏まえ、整備・営業構想の認定申請を判断する」との回答**が示されたところであり、**引き続き４者での協議・調整を続けていく必要がある。**

・　また、地下鉄７号線延伸に伴う中間駅周辺のまちづくりについては、**令和８年１月に改定したまちづくり方針を基に、定住人口約１万人、対象面積約 120 ヘクタールのまちづくりの実現に向け、延伸線と同時の都市計画決定を目指し、**環境影響評価や関係者協議等を進めるとともに、事業化を見据えた各種検討を進めているところである。

・　そこで、今後、鉄道延伸の早期事業化及び事業化に合わせた国庫補助事業化を図るとともに、都市鉄道整備を推進するための予算枠拡大を図ることを要望するものである。

・　併せて、鉄道延伸と一体的に推進するまちづくり事業への支援を図ることについても要望するものである。

③参考

【埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の効果】

１．東京圏の鉄道ネットワーク強化
- 東武アーバンパークライン、ＪＲ宇都宮線へ結節
- 安定した鉄道輸送サービス提供

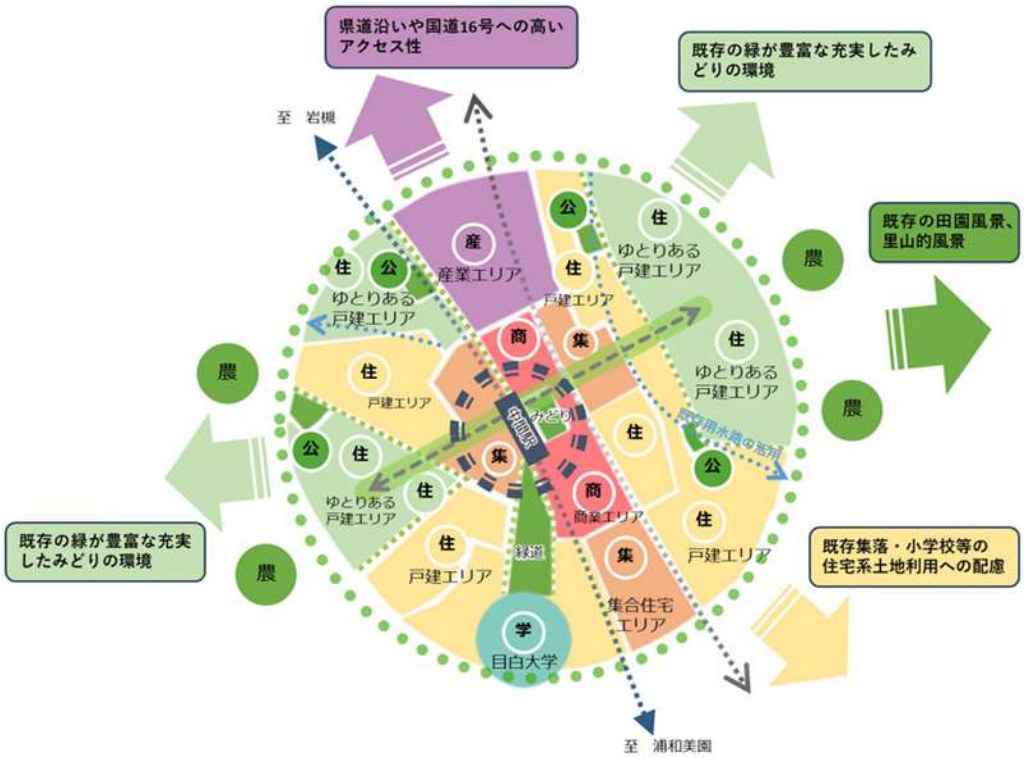
２．災害時等の代替路線機能の充実
- 多様な代替ルートによるリスク回避

３．未来に向けた地域の成長・発展
- 個性的なまちづくりを推進（浦和美園～岩槻）

４．環境負荷の低減、地域活性化



【中間駅まちづくり方針：土地利用配置方針と基盤整備イメージ】



○ 国における令和９年度予算の概算要求等の状況

都市鉄道利便増進事業費補助　88 百万円　（令和８年度　51 百万円）

［担当：都市戦略本部未来都市推進部参事　　中村　幸夫　℡０４８－８２９－１０２６］
［担当：都市戦略本部未来都市推進部副参事　片倉　久徳　℡０４８－８２９－１８７６］

〔要望先〕内閣府・国土交通省

重点　５　大宮駅機能の高度化等に向けた支援

①要望事項

１　大宮駅グランドセントラルステーション（ＧＣＳ）化構想の実現に向けた支援の強化を図ること
**　都市計画道路氷川緑道西通線及び大宮駅西口第３－Ａ・Ｄ地区の市街地再開発事業等への重点的な財政支援を図ること**
２　（仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定を図ること

②背景・理由

首都圏広域地方計画における大宮の位置付け

・　令和８年６月策定の首都圏広域地方計画において、広域的交通インフラの重要な結節点というポテンシャルを有する「大宮」が**日本中央回廊に対する東日本の玄関口**として、位置付けられている。
・　また、大宮は、北海道、東北、北陸、信越、北関東と中部圏・近畿圏との**知的対流の実現が期待**されるため、大宮駅周辺地域を**東日本交通結節地域**と位置付けた視点で、首都圏広域地方計画協議会にて、広域連携プロジェクトの実施状況を確認することとされている。

１　大宮駅機能の更なる高度化等に向けた支援の強化

・　現在、「デジタル」「グリーン」「安心・安全」といったキーワードを始め、「市街地整備2.0」など、これからの都市づくりに向けた新たな視点を組み入れたＧＣＳプランの更新に取り組んでいる。
・　また、**ＧＣＳプランに基づく駅及び駅周辺開発は、**羽田空港アクセス線の開業と併せて、我が国の国際競争力の強化に資するプロジェクトとなるよう検討を進めていることから、**特定都市再生緊急整備地域の指定を目指している。**
・　現在、大宮駅周辺では、渋滞解消に寄与する都市計画道路氷川緑道西通線の整備や、大宮駅西口第３－Ａ・Ｄ地区の市街地再開発事業、都市再生特別地区に指定した大宮駅東口大門町３丁目中地区市街地再開発事業を推進している。併せて、駐車場地域ルールである都市再生駐車施設配置計画を策定し、令和６年５月に運用を始めている。
・　これらは、今後のＧＣＳ構想を牽引する重要な事業であるため、重点的な財政支援を要望するとともに、本件の連絡調整を受け持つ**担当窓口の継続**、配置計画運用に関する助言、新東西通路や駅前広場等の整備に際して、都市再生整備計画事業やまち未来創造事業等の支援制度の活用についての**技術的な助言及び重点的な財政支援を要望する**ものである。

２　（仮称）バスタ大宮に係る事業計画の早期策定

・　大宮駅は、新幹線６路線のほか、多くの在来線が乗り入れる国内有数のターミナル駅であるものの、大宮駅西口を中心に高速バスの乗降場が分散しているなど、交通結節点としての機能が十分に発揮されていない状況である。

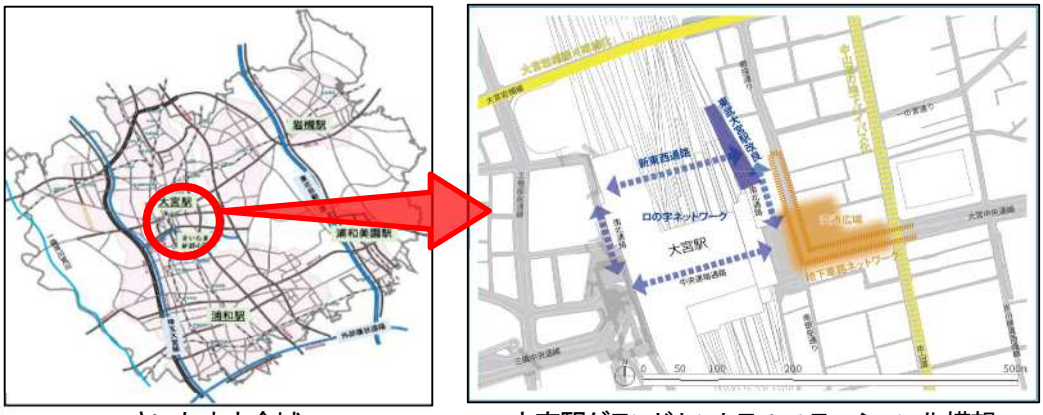
・　一方、大規模災害時には、バス輸送の公共交通としての役割が高まるとともに、帰宅困難者や外国人旅行者に対応する指定緊急避難場所となり得る面的空間や災害情報の提供など、防災機能の強化が求められている。

・　国と本市が事務局である「大宮駅西口交通結節点事業計画検討会」は令和３年４月の設置以降、第４回を令和７年３月に開催したところであるが、候補箇所の選定まで至っていない状況である。

・　一方、本市では、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区の一体的な都心形成に向け、大宮駅西口交通結節点事業をいかした両地区の中間エリアにおける新たなまちづくりの検討の推進について、令和６年３月に改定した「さいたま新都心将来ビジョン」に位置付けたところである。

・　以上から、東日本の玄関口**「大宮」において、国直轄事業による交通拠点の機能強化**及び**大規模災害発生時の支援拠点に寄与する空間の創出に向け、早期に位置の決定を含めた事業計画の策定を図ることを要望する**ものである。

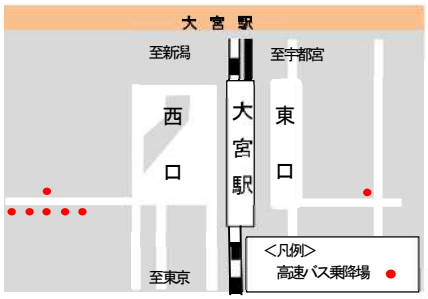
③参考



さいたま市全域　　大宮駅グランドセントラルステーション化構想



路上に点在する高速バス乗降場　位置図



大宮駅西口の現状



写真:第１回大宮駅西口交通結節点事業計画検討会資料より

［担当：都市局交通政策部交通政策課長　村川　宗央　℡０４８－８２９－１０５０］
［担当：都市局都心整備部都心整備課長　和久津　誠　℡０４８－８２９－１５７５］
［担当：都市局都心整備部東日本交流拠点整備課長　小林　功　℡０４８－６４６－３２７７］
［担当：都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所長　長谷川　潤　℡０４８－６４６－３２８８］
［担当：都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所長　川名　啓之　℡０４８－７７８－８４１１］

〔要望先〕国土交通省

重点 ６　核都市広域幹線道路の計画の具体化

①要望事項

１　核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近において、中間インターチェンジ設置を含め概略計画の具体化を図り、事業を推進すること
２　道路の整備においては有料道路事業制度の活用やコスト縮減により、可能な限り公共負担の軽減を図ること
３　核都市広域幹線道路について、最大限、地域開発の発展に向けた相乗効果を高めるため、地下鉄７号線延伸計画の手続と整合を図りながら、事業を推進すること

②背景・理由

・　本市の中心部に位置する**さいたま新都心は、**災害対策基本法に基づく指定地方行政機関が設置されており、**災害応急対策や復旧活動、広域後方支援活動に係る指示機能等を担っている。**広域防災拠点であるさいたま新都心を経由する**核都市広域幹線道路は、首都圏における広域的な環状道路ネットワークを形成し、多重性・代替性の確保**に資するとともに、**災害時における救援活動や緊急物資輸送を支える重要な路線**である。
・　核都市広域幹線道路については、令和３年12月に開催された「埼玉県東西軸道路検討会」において、埼玉新都心線から東北自動車道付近までの区間が「優先検討区間」に位置付けられたことから、現在、概略計画の具体化に向けた検討が進められている。
・　令和７年８月に開催された第３回地元検討会においては、複数のルート帯案が公表された。現在、国・県・市の３者が連携し、地域住民の理解促進を図るとともに、ルート帯案の絞り込みに向けて情報提供や意見把握を行い、寄せられた意見を取りまとめたところである。
・　本市においては、核都市広域幹線道路周辺地域から関連道路の整備を求める声が寄せられていることから、交通課題の解消を図るとともに、広域道路ネットワークの強化及び地域の利便性向上に資するため、南北方向の幹線道路である都市計画道路「大間木丸ヶ崎線」の整備を推進している。
・　これらの状況を踏まえ、さいたま新都心が災害時における広域防災拠点としての機能を十分に発揮するとともに、周辺地域の道路ネットワークの強化及び利便性の向上を図るため、**核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北自動車道付近までのルート帯を早期に示す**とともに、**中間インターチェンジの設置を**

含めた概略計画の具体化を図り、事業を着実に推進されるよう要望するものである。

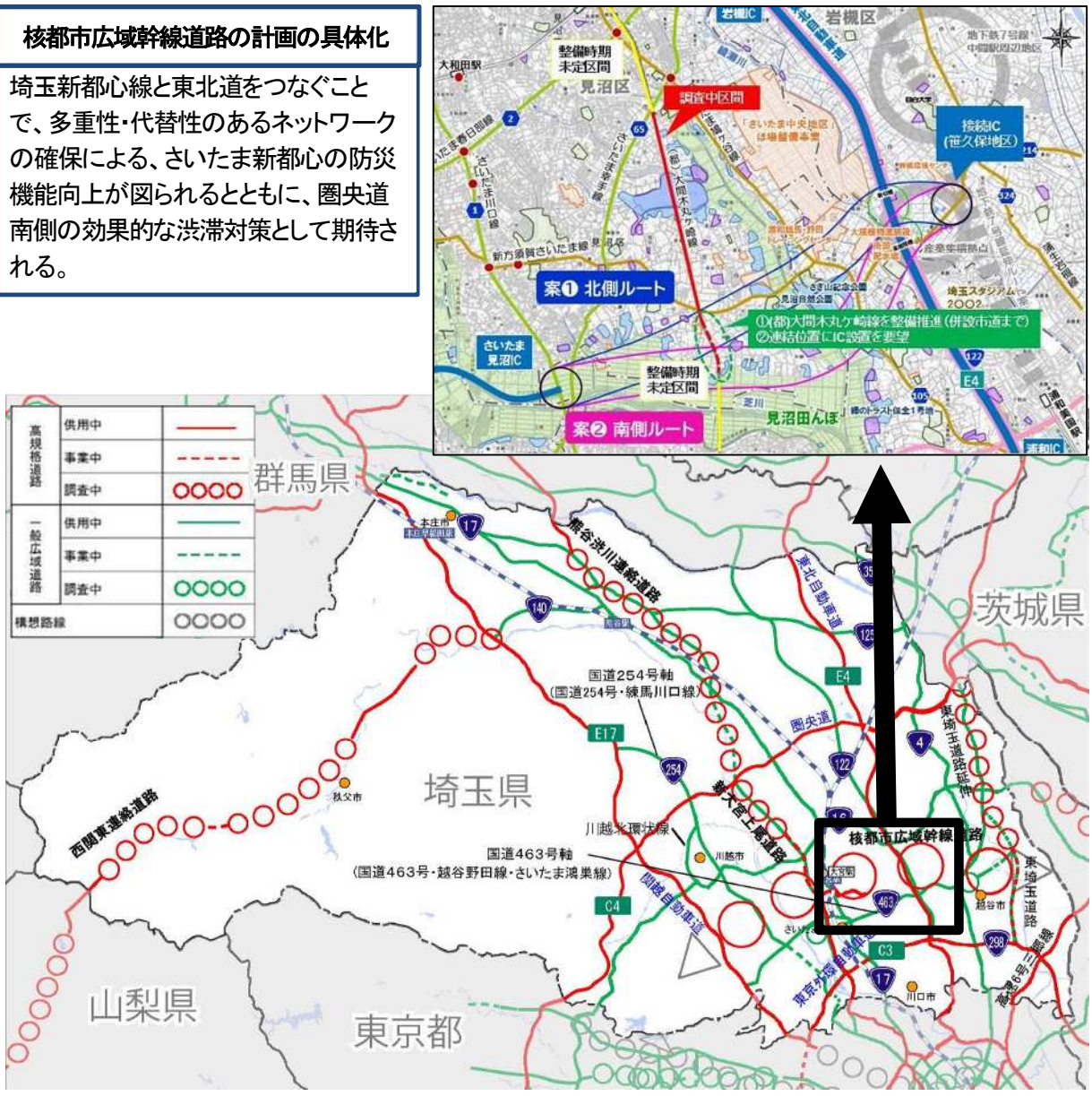
- また、本市の財政規模等を踏まえ、事業費負担の軽減を図るため、**有料道路事業※の活用やコスト縮減による効果的な事業実施を進め、可能な限り公共負担の軽減が図られるよう要望する**ものである。
- さらに、核都市広域幹線道路については、その整備効果を最大限発揮し、沿線地域の発展やまちづくりとの相乗効果を高めるため、地下鉄７号線延伸計画の手続と整合を図りながら、**一体的かつ計画的に事業を推進されるよう要望する**ものである。

※有料道路事業：道路建設等に係る費用を借り入れ、供用後に料金を徴収することによって当該借入金を償還に充てる仕組み。

③参考

核都市広域幹線道路の計画の具体化

埼玉新都心線と東北道をつなぐことで、多重性・代替性のあるネットワークの確保による、さいたま新都心の防災機能向上が図られるとともに、圏央道南側の効果的な渋滞対策として期待される。



出典：関東ブロック新広域道路交通計画（2021年7月）より

［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　TEL０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕国土交通省

重点 7　新大宮上尾道路の整備促進

①要望事項

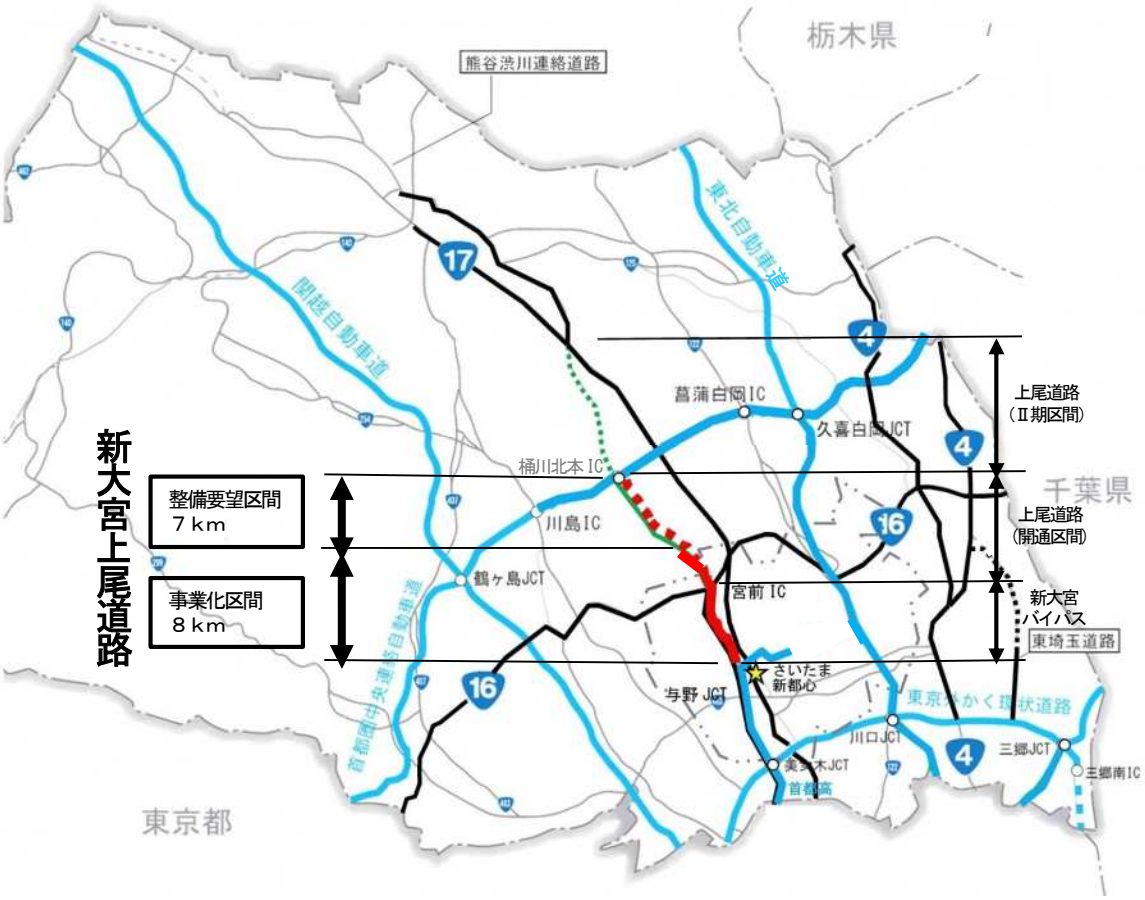
新大宮上尾道路の整備を促進すること

②背景・理由

- 一般国道17号新大宮バイパスは、実交通量が１日当たり約７万台（令和３年度道路交通センサス）であり、慢性的な渋滞が発生している。
- また、さいたま新都心は、災害対策基本法上の指定地方行政機関が設置されており、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っていることから、災害時の首都機能のバックアップ拠点として、新大宮上尾道路の整備によるアクセスの強化が求められている。
- そのため、一般国道17号の自動車専用道路部分である新大宮上尾道路は、与野ＪＣＴから上尾南ＩＣまでの区間について、国と首都高速道路株式会社との合併施行で事業を進めており、本路線の整備後には、一般国道17号新大宮バイパス及び周辺道路の渋滞緩和に効果を発揮するものと期待されている。
- しかし、早期開通に向けて、まだ十分に事業費が確保されているとはいえず、計画的な事業執行をするためにも、**更なる事業費を確保し、早期開通を要望する**ものである。
- 併せて、本市の財政規模等に鑑み、**コスト縮減や有料事業費の拡大を図るなど、可能な限り公共負担の軽減を図ることを要望する**ものである。
- さらに、事業化された区間の整備効果を高めるため、**新大宮上尾道路の圏央道までの延伸についても要望する**ものである。

③参考

★一般国道17号の混雑が緩和されるとともに、首都圏と地方を結ぶ物流の効率化が図られる。
★圏央道まで延伸することで、圏央道沿線から都心へのアクセスが強化され、さいたま新都心の防災機能向上が図られる。



［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　℡０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕国土交通省

重点 ８　与野大宮道路の事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化

①要望事項

１　与野大宮道路の事業中区間1.5㎞を早期完成させること
２　与野大宮道路の未着手区間1.2㎞を直轄事業により早期事業化させること

②背景・理由

１　与野大宮道路の事業中区間の状況

・　与野大宮道路は、一般国道17号の一部であり、さいたま新都心に隣接した中心市街地に位置し、ＪＲ埼京線北与野駅付近で鉄道と交差しており、沿道にはマンション、事業所、学校などの公共施設が多数立地している。

・　さらに、第三次救急医療機関に指定されている、さいたま赤十字病院及び県立小児医療センターがさいたま新都心駅周辺地区西側に位置していることから、**当該地区を結ぶ本路線は、救急搬送等の重要な役割を担っている。**

・　しかし、本路線は完成区間と暫定区間の境で交差点間隔が短く、円滑な交通が確保されていないことから、**事業中区間の渋滞による損失時間が高い状況である。**

２　与野大宮道路の未着手区間の状況

・　未着手区間1.2㎞は、大宮駅周辺の都市再生緊急整備地域内に位置し、現在、沿線においては大宮駅西口第四土地区画整理事業の工事が概成し、完了に向けて事業を実施している。

・　また、大宮駅グランドセントラルステーション化構想においては、本路線を道路ネットワークの強化・拡充を図る路線の一部として位置付け、**持続可能な経済成長の一翼を担う大宮駅の交通結節機能強化についても検討していることから、事業化への期待は高まっている。**

・　以上から、与野大宮道路については、大宮駅からさいたま新都心駅周辺の中心市街地を連携する４車線ネットワークの一部として、慢性的な渋滞緩和を図る上で重要な路線であるため、**事業中区間の早期完成及び未着手区間の直轄事業による早期事業化を要望する**ものである。

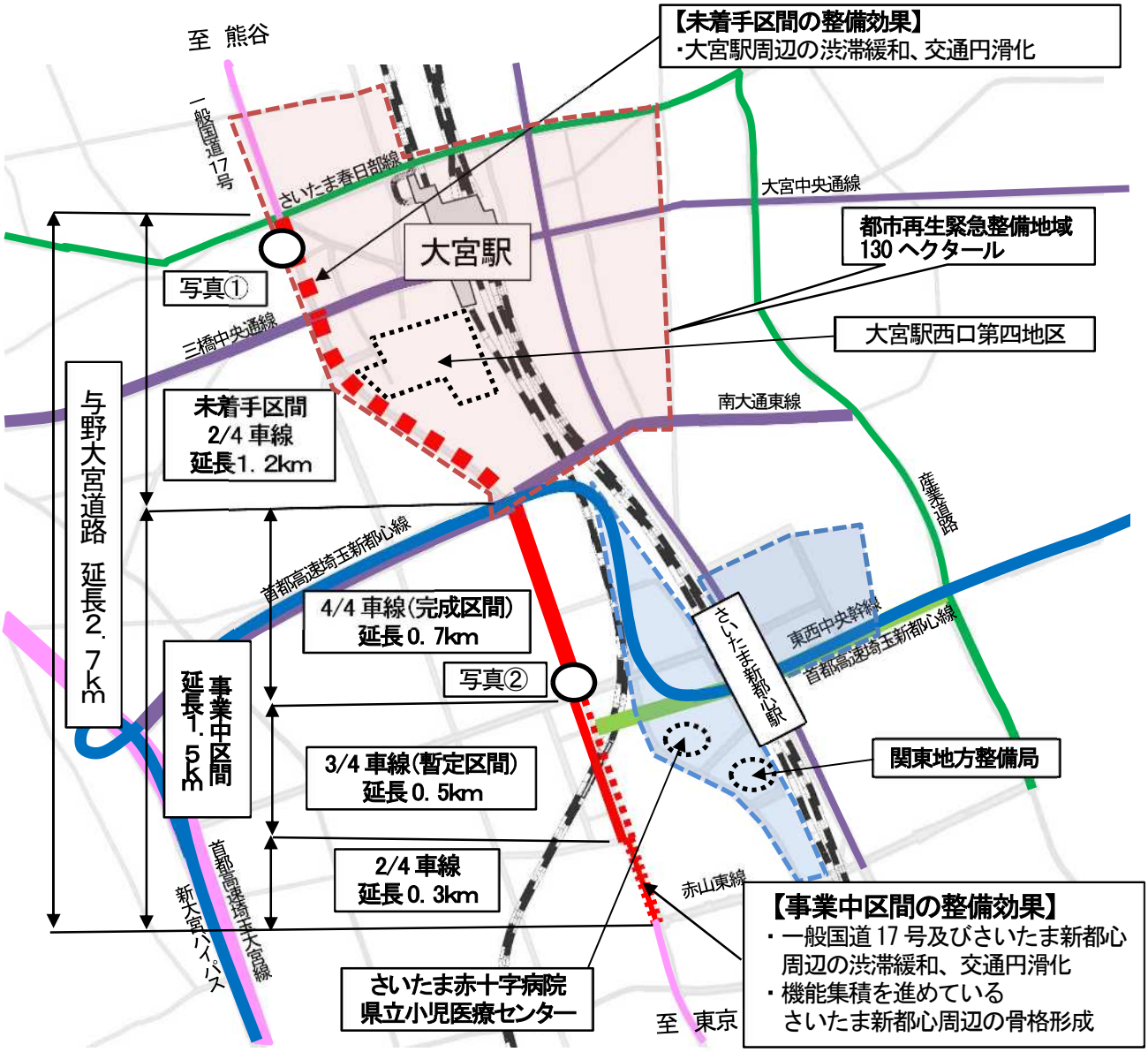
③参考



【未着手区間】桜木町交差点付近の渋滞状況



【事業中区間】さいたまスーパーアリーナ
入口交差点付近の渋滞状況



［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　℡０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕国土交通省

重点 ９　市街地整備事業等に対する支援

①要望事項

立地適正化計画に基づく持続可能で強靭な都市構造への再編及びウォーカブルなまちづくり等を実現するため、以下の事業への重点的な財政支援を図ること

１　市街地再開発事業
２　土地区画整理事業
３　都市再生整備計画関連事業
４　街路事業

②背景・理由

以下の事業について、早期完了に向けた取組を推進し、国の配分方針である「国民の安全・安心の確保」「持続的な経済成長の実現」「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」を図るため、**令和９年度予算において、資材価格や人件費高騰等の影響を適切に勘案のうえ、市街地整備事業（関連道路事業含む）及び都市再生整備計画関連事業等の着実な推進に必要な財源の確保を要望する**ものである。

１　市街地再開発事業及び関連街路事業への重点的な財政支援

・　本市では市街地再開発事業が２地区で施行中であり、浦和駅西口南高砂地区では令和８年度に施設建築物工事の竣工を迎え、大宮駅西口第３－Ａ・Ｄ地区では、事業計画変更及び権利変換計画の策定に向けて環境影響評価を実施している。また、他に２地区で都市計画決定されているなど、都市防災機能の強化に向け、地域交流センターの整備や都市計画道路の整備と併せ、引き続き、積極的に事業を推進していく。

施行中の地区名	補助・交付金名	補足事項
浦和駅西口南高砂地区	市街地再開発（防災・安全交付金） 道路再開発（　〃　）	事業最終年度 （事業期間：H25～R9）
大宮駅西口第3-A・D地区	市街地再開発（防災・安全交付金）	R10年の事業計画認可に向け、R9年に環境影響評価が必要

２　土地区画整理事業及び関連街路事業への重点的な財政支援

・　土地区画整理事業は、22地区（内、令和８年度補助金要望13地区）で施行中であるが、近年の財源不足は事業長期化の要因の１つとなっており、防災性に優れた良好な住環境の供給を図るため、都市計画道路整備と併せ、早期完了に向けた積極的な取組が必要である。特に、南与野駅西口地区の南与野駅南通り線、大和田地区の大和田南大通線の整備を推進していく。

重点要望地区名	補助・交付金名	補足事項
南与野駅西口地区	道路区画（社会資本整備総合交付金）	R10年に地区内すべての工事が完了予定
大和田地区	道路区画（社会資本整備総合交付金）	駅舎改修工事の工程上、R9年に補償等が必要
指扇地区	道路区画（社会資本整備総合交付金） 都 再 区（防災・安全交付金）	
東浦和第二地区	道路区画（社会資本整備総合交付金）	
七里駅北側地区	道路区画（社会資本整備総合交付金）	
島町西部地区	道路区画（社会資本整備総合交付金）	

３　都市再生整備計画関連事業への重点的な財政支援

・　都市再生整備計画を策定している４地区(大宮駅周辺地区、浦和駅西口周辺地区、岩槻駅周辺地区、美園地区)では、まちなかウォーカブル推進事業として既存ストックを最大限活用した修復・利活用により、人中心のウォーカブルな空間への転換を積極的に推進している。また、さいたま新都心周辺地区においては、まち未来創造事業による都市機能の集約により、市全体において、コンパクトなまちづくりを積極的に推進していく。

地区・路線名	補助・交付金名	補足事項
大宮駅周辺地区(第3期)	まちなかウォーカブル推進事業	
美園地区（第2期）	まちなかウォーカブル推進事業	
さいたま新都心周辺地区	まち未来創造事業	R10年度から要望

４　街路事業への重点的な財政支援

・　先述の市街地再開発事業及び土地区画整理事業に近接する街路事業による周辺の都市計画道路整備を実施することで、ネットワーク強化を積極的に推進していく。

地区・路線名	補助・交付金名	補足事項
指扇中央通線	社会資本整備総合交付金（S街路）	駅広整備の工程上、R9年に買収が必要
上落合桜木線	社会資本整備総合交付金（S街路）	
桜木大成1・2号線	社会資本整備総合交付金（S街路）	

［担当：都市局まちづくり推進部市街地整備課長　榎本　雄司　℡０４８－８２９－１４６２］

〔要望先〕文部科学省

重点 10　義務教育施設等の改修等の促進

①要望事項

計画的かつ円滑に義務教育施設等の改修及び改築等を行えるよう、事業量に見合った必要な予算総額を当初予算区分において確保すること

②背景・理由

・　本市では、平成 26 年度に策定した「学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、老朽化した学校施設の**計画的な改修・改築を推進し**、安全・安心で持続的な教育環境の確保に努めているほか、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、良好な教育環境の確保のため、**市立小学校体育館への空調設備の新規整備を進めている。**

・　このような学校施設の改修及び改築等は、**多額の経費を要するため、本市単独で実施するのは非常に困難**であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。

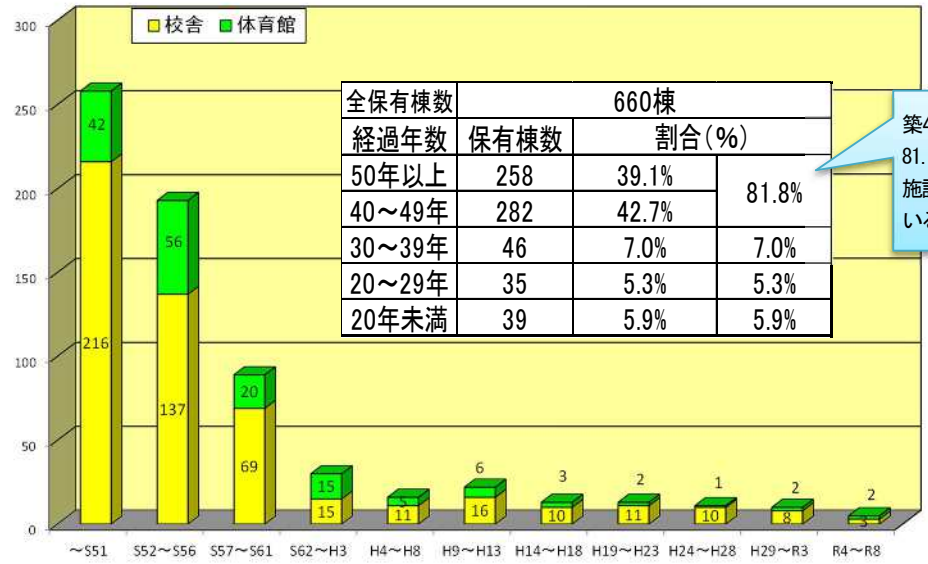
・　令和８年度については、国の令和７年度補正予算により空調設備整備事業等が採択され財源が確保されたことで、年度当初から工事に向けた契約事務を円滑に進めることができた。

・　一方、校舎の改修など複数年にわたる工事を要する継続事業については、工事の進捗に応じて次年度への繰越し等に柔軟に対応するため、本省繰越予算ではなく、当初予算区分における財政措置が望ましい。

・　このことから、令和９年度事業についても、**引き続き計画的に事業が実施できるよう、各事業の実情に則した予算区分にて十分な財政措置を講じることを要望する**ものである。

③参考

さいたま市立小中学校建物経過年数別棟数（令和8年4月1日現在）



全保有棟数	660棟		
経過年数	保有棟数	割合（%）	
50年以上	258	39.1%	81.8%
40～49年	282	42.7%	
30～39年	46	7.0%	7.0%
20～29年	35	5.3%	5.3%
20年未満	39	5.9%	5.9%

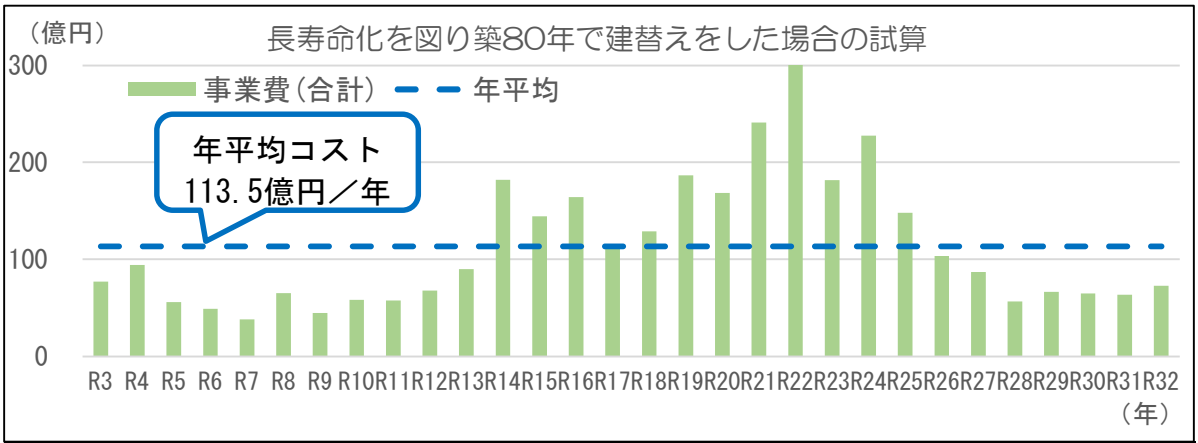
築40年以上経過した校舎・体育館が81.8%を占め、これらの老朽化した学校施設の改修・改築等の需要が増大している。

国庫負担等確保による
大規模改造等予算化



○老朽化の進展
↓
○大規模改造等の需要増大

☆安全・安心で
快適な教育環境を
確保できる！



期間	年平均コスト	総費用
30年間（令和3～32年度）	約113.5億円	約3,404億円

［担当：教育委員会事務局管理部学校施設整備課長　田嶋　真二　℡０４８－８２９－１６１９］

〔要望先〕こども家庭庁・文部科学省

重点 11　保育士及び幼稚園教諭の人材確保等による安定的な保育施設等の運営や保育の質の向上

①要望事項

１　保育士確保施策の更なる推進に資する各種補助事業を充実させ、恒久的な制度とすること
**　また、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象者拡大と併せ、幼稚園教諭に対する借り上げ支援事業を創設すること**
２　公定価格において、賃借料加算額を都市部の実情に合った金額に見直すこと
３　公定価格における地域区分及び支給割合を東京都特別区との格差が最小限となるよう見直しを行うこと
４　独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に係る公費助成について、現行制度を継続すること

②背景・理由

１　保育士確保施策の推進に資する各種補助事業の充実及び制度の恒久化、保育士宿舎借り上げ支援事業の対象者拡大、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設

・　保育所等の利用希望者が増加する中、保育士の確保が不可欠であり、本市でも、令和９年４月に向けて新たに150人程度の保育士を確保する必要がある。
・　保育需要を踏まえた安定的な保育士確保に向け、**保育士宿舎借り上げ支援事業、保育補助者雇上強化事業など保育士確保のための施策を更に充実させるとともに、恒久的な制度とすることを要望する**ものである。
・　また、保育所には調理員の配置が義務づけられていることや、栄養士や看護師等の配置への需要も大きいことから、**保育士宿舎借り上げ支援事業について、保育士以外へ対象者を拡大することを要望する**ものである。
・　併せて、保育士同様に確保が難しく人手不足になっている幼稚園も多いため、**幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設を要望する**ものである。

２　公定価格における賃借料加算額の見直し

・　**都市部である本市では、実際の賃借料が公定価格の賃借料加算を超過しており、**特に保育需要の高い駅周辺に所在する保育所においては年額平均 594 万４千円の超過が生じるなど、保育事業者の負担が大きくなっていることから、**公定価格の賃借料加算額について、都市部の実情に合わせて見直すことを要望す**

るものである。

３　公定価格における地域区分及び支給割合の見直し

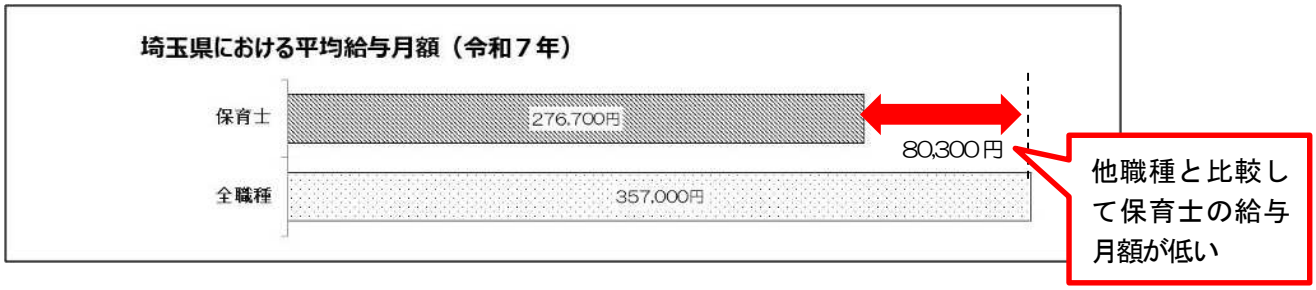
・　子ども・子育て支援法に基づく公定価格における地域区分について、令和６年人事院勧告に準拠した場合、本市と、本市と近接する東京都特別区の支給割合にこれまで以上の差が生じることから、施設型給付の幼稚園や保育所等の安定的な人材の確保や、市民サービスの継続的な提供に支障を来す懸念がある。

・　このことから、**公定価格における地域区分及び支給割合を、東京都特別区との差が最小限となるよう見直すことを要望する**ものである。

４　独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に対する公費助成の継続

・　独立行政法人福祉医療機構が行う社会福祉施設職員等の退職手当共済制度に対する公費助成は、令和８年度までに見直しに向けた結論を得ることとされているが、保育所等は社会福祉法人による経営が多数を占めるため、**公費助成の見直しは保育所等の負担を増加させ、保育の質の低下につながる恐れがあることから、現行制度の継続を要望する**ものである。

③参考



●公定価格における地域区分の見直しに伴う影響（人事院資料より）

【現行制度】

級地	支給	支給地域の例
１級地	20%	東京都特別区
２級地	16%	横浜市、大阪市　等
３級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	12%	神戸市　等
５級地	10%	京都市、広島市、福岡市　等
６級地	６%	仙台市、静岡市、高松市　等
７級地	３%	札幌市、新潟市、岡山市　等

【見直し後】

級地	支給	支給地域の例	
１級地	20%		東京都特別区
２級地	16%	東京都	横浜市、大阪市　等
３級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	８%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市　等
５級地	４%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市　等

［担当：子ども未来局子育て未来部幼児政策課長　柴山　重信　℡０４８－８２９－１８８９］
［担当：子ども未来局子育て未来部保育施設支援課長　野地　光　℡０４８－８２９－１８８２］
［担当：子ども未来局子育て未来部のびのび安心子育て課長　中須　真也　℡０４８－８２９－１９２６］

〔要望先〕厚生労働省・こども家庭庁

重点 新規 12　福祉人材の確保に向けた介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の見直し

①要望事項

介護・障害福祉サービス等の報酬における地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、人材確保に向けた地域間格差の是正をするとともに、福祉人材の給与水準と全職種平均との格差が改善されるよう、必要な報酬水準を確保するための財政措置を講ずること

②背景・理由

・　令和６年８月に発表された人事院勧告においては、国家公務員の地域手当の大くくり化や級地区分等の見直しが行われ、本市は従前どおり３級地ではあるものの、支給割合は15%から12%へ変更となった。

・　介護報酬や障害福祉サービス等報酬は国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されているが、上記の**令和６年人事院勧告に準拠した場合**、本市と近接する東京都特別区の支給割合が従前どおり20%であることから、**介護事業者や障害福祉サービス事業者が受け取る報酬にこれまで以上の地域間格差が生じる**こととなる。

・　現在においても、これらの事業における人材確保は非常に困難となっており、各事業者は対応に苦慮しているところ、上記のような見直しが行われた場合、更なる人材の流出につながり、介護や障害福祉サービスの継続的な提供に支障をきたす懸念がある。

・　また、介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し低い傾向にあることから、国家公務員の地域手当に準拠した見直しが行われるとするならば、これまでの処遇改善の取組に逆行するものと言わざるを得ない。

・　現在、国においては、令和９年度の報酬改定に向けた検討が進められているところであるが、以上を踏まえ、介護・障害福祉サービス等の報酬の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、**人材確保に向けた地域間格差の是正を図る観点から実態に即した適切な水準とする**とともに、**介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材の給与水準と全職種平均との格差が改善されるよう、更なる処遇改善を推進するため、必要な財政措置を講ずることを要望する**ものである。

③参考

●人事院勧告における地域手当の見直し（人事院資料より）

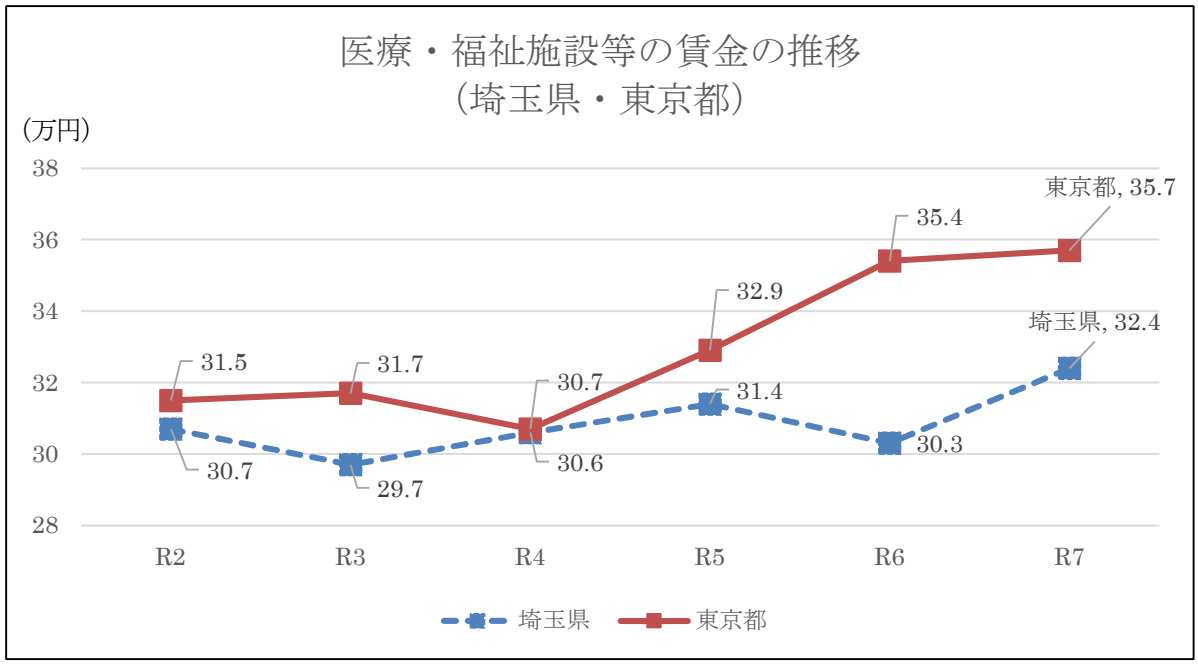
【現行制度】

級地	支給	支給地域の例
１級地	20%	東京都特別区
２級地	16%	横浜市、大阪市　等
３級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	12%	神戸市　等
５級地	10%	京都市、広島市、福岡市　等
６級地	６%	仙台市、静岡市、高松市　等
７級地	３%	札幌市、新潟市、岡山市　等

【見直し後】

級地	支給	支給地域の例	
１級地	20%		東京都特別区
２級地	16%	東京都	横浜市、大阪市　等
３級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市　等
４級地	８%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市　等
５級地	４%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市　等

●福祉人材の東京都との賃金格差



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成
　きまって支給する現金給与額に年間賞与その他特別給与額の 1/12 を加えて算出

［担当：福祉局長寿応援部介護保険課長　山口　正人　℡０４８－８２９－１２６１］
［担当：福祉局障害福祉部障害福祉課長　荒木　成郎　℡０４８－８２９－１３０２］

〔要望先〕厚生労働省・総務省

重点 13　火葬場の整備等に対する支援

新規

①要望事項

今後更なる火葬需要の増加が見込まれる都市部をはじめとする地域の実情を認識し、地方公共団体が火葬場の整備等を行う際には、国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、国の財政支援を享受できるよう、必要な制度を法令に位置付けること

②背景・理由

１　火葬需要の増加と火葬能力のひっ迫

・　火葬場は、墓地、埋葬等に関する法律において、その管理等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることが求められる、公共性の高い施設である。**国内の火葬場の９割超は地方公共団体により設置**されており、本市では２か所の火葬場を公設公営により運営している。

・　多死社会の到来により、今後、火葬需要は更に増加することが見込まれている。特に**人口が集中する首都圏では、死亡者数に対する火葬炉数が少なく、火葬供給能力の確保が課題**となっている。

・　本市においても、年間火葬件数及び火葬場の稼働率は高い水準で推移している。特に令和６年度には、火葬件数が 13,327 件、稼働率が 97.3%となった。また、死亡者数が増加する冬季には平均火葬待ち日数が 7.9 日に及び、６日間以上待つ割合も 96.2%に達している。

・　火葬までの待機期間の長期化は、御遺体の安置期間の長期化を招き、**遺族の精神的負担に加え、御遺体の安置に要する費用等の経済的負担の増加**につながっている。既存の火葬炉を前提とした火葬枠の拡大等の運用改善のみでは、今後の需要増加への対応に限界があり、火葬場・火葬炉の改修及び高効率化等に加え、地域の実情に応じた火葬場の新設・増設を計画的に進める必要がある。

２　火葬場整備等に要する多大な財政負担

・　近年の資材価格及び人件費の上昇等により、火葬場及び火葬炉の整備費用は高騰している。また、**火葬場の整備には多額の費用を要する**ことから、**地方公共団体のみの負担で、将来の火葬需要に応じた施設整備を計画的に進めることは困難**な状況となっている。

３　制度的な財政支援の必要性

・　現行制度では、災害により被害を受けた火葬場の復旧や、一定の要件を満たす長寿命化・複合化等については財政支援の対象となり得るものの、**平時の火葬需要の増加に対応する新設、建替え、増設、改修及び設備更新を広く対象とする恒常的な支援制度とはなっていない。**

・　このため、将来の火葬需要に応じた火葬能力を安定的に確保し、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な火葬場整備を計画的に進められるよう、**国による補助制度や地方債の元利償還金に対する交付税措置など、恒常的な財政支援制度を法令に位置付けることを要望する**ものである。

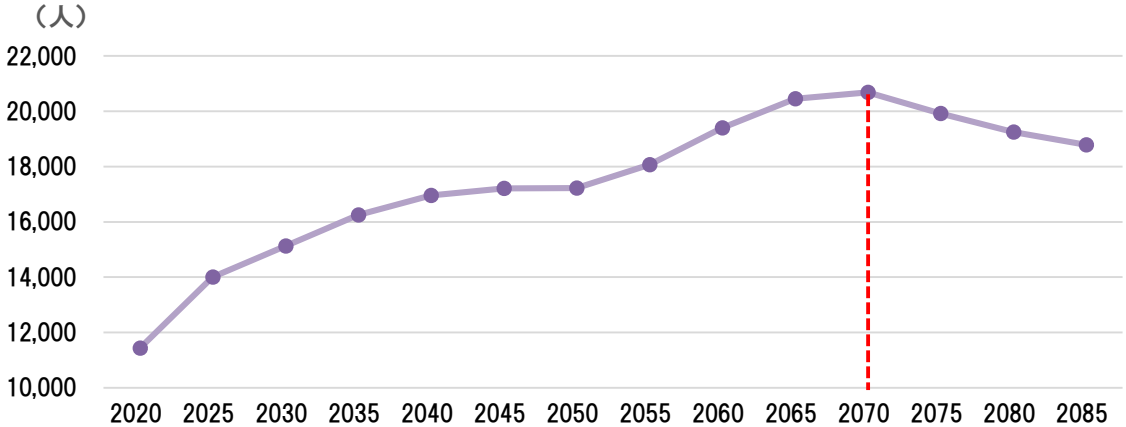
③参考

【さいたま市の火葬場稼働実績及び冬季火葬待ち日数】

年度	火葬件数実績	稼働率	冬季(1月)	
			平均待ち日数	待ち日数6日間以上の割合
令和3(2021)年度	11,459 件	89.9%	5.3 日	43.5%
令和4(2022)年度	12,078 件	93.7%	8.2 日	99.0%
令和5(2023)年度	12,755 件	96.8%	5.9 日	58.2%
令和6(2024)年度	13,327 件	**97.3%**	**7.9 日**	**96.2%**
令和7(2025)年度	13,107 件	97.2%	5.4 日	43.6%

※稼働率は、年度ごとの火葬可能件数に対する実際の火葬件数の割合。

【さいたま市の死亡者数の推計】



※社人研データ「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」に基づき将来人口及び死亡者数を推計

【首都圏における火葬供給能力】

区分	死亡者1万人当たりの火葬炉数
全国(1都3県を除く)	約 38.7 基
1都3県	**約 16.8 基**

※令和6年人口動態調査及び(特非)日本環境斎苑協会提供データを用いて本市が計算

［担当：保健衛生局保健部生活衛生課長　川越　匡洋　℡０４８－８２９－１２９９］

〔要望先〕経済産業省・環境省

重点 14　脱炭素社会の実現に向けた温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進

①要望事項

１　2050 年までのカーボンニュートラルを踏まえた中期目標「2030 年度に温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）」の達成に向け、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や後継となる新たな交付金等、必要な予算等について安定的・継続的に確保すること

２　脱炭素社会実現に向けた地方公共団体の先進的・先導的な取組に対して、地方公共団体規模を問わずに支援するとともに、ペロブスカイト太陽電池等の先端技術の社会実装を積極的に支援すること

３　地方公共団体が地域のエネルギー利用実態を把握可能となるような仕組みを構築するとともに、地域間の電力に係る融通等が可能となるよう、ガイドラインの作成やマッチング支援、財政的支援、産地の指定を禁じている「ＷＴＯ政府調達協定」の適用除外化について検討すること

②背景・理由

１　2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた財源の確保

・　本市では2050年までにゼロカーボンシティを実現することを表明し、2030年度温室効果ガス削減目標を 51%（2013 年度比）と定めている。

・　また、本市は「脱炭素先行地域」「重点対策加速化事業」に選定され、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等を活用し、市内での再生可能エネルギー等の導入の最大化・加速化を図っているところであるが、脱炭素先行地域事業については、**事業期間が 2030 年度となっているものの、交付金の対象期間が実質 2027 年度までであることが選定後に示されるなど、先進的な取組を計画・推進するための予算が確保されていない**状況である。昨今の社会情勢の急激な変化により計画の進捗に支障が生じる事例も見られており、**複数年度にわたる使用を可能とする基金化や補助期間の延長などを要望する**ものである。**併せて重点対策加速化事業も含め、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な新たな交付金制度の創設を要望する**ものである。

加えて、令和７年度に公表されたメガソーラー対策パッケージを踏まえ、事業用太陽光発電の支援については縮小傾向にあるが、国においては、地域共生型の太陽光発電の導入形態（公共施設、公共インフラ空間等）に支援を重点化することが検討されている。**地方公共団体の再エネ導入目標達成等のためには、引き続き太陽光発電設備導入に関する支援が必要であるため、支援の継続を要望する**ものである。

２　各種補助メニューの要件拡大、先端技術実装のための支援

・　再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、系統の活用、電力需給の調整、環境価値取引など幅広い分野で新技術を活用した取組も必要となっており、今後専門的・技術的な知見や大幅な設備投資などの財源確保が必要となる。

・　今後大型公共施設の改修・建築が続く本市にとって、公共建築物のＺＥＢ化支援等を含めた各種補助制度については、**施設種別を問わず、指定都市を対象に含め継続的に支援することを要望する**ものである。

・　また、水素エネルギーの積極的な導入に向け、投資加速及び初期需要創出を継続して国が着実に先導するとともに、**ペロブスカイト太陽電池の本格的な実装に向け、要件となる発電容量の引上げや本太陽電池の種類に制限を行うことなく、必要な予算について、安定的・継続的な確保を要望する**ものである。併せて通常の太陽電池と同様に、**本太陽電池についても、廃棄及びリサイクルの処理体制の確立に向けて必要な措置を行うことを要望する**ものである。

３　温室効果ガス排出量の算定支援、地域間の電力融通等に係る支援

・　本市をはじめとする多くの地方公共団体において、地域のエネルギー利用実態の把握が困難という共通課題があることから、**地方公共団体が地域のエネルギー利用実態を把握可能となるような仕組みづくりを要望する**ものである。

・　また、本市は、電力の大消費地でありながら市域内の再エネポテンシャルは限定的であることから、市域外からの再エネ電力調達が不可欠である。

・　国においては、**地域間の電力に係る融通等が可能となるよう、ガイドラインの作成やマッチング支援、財政的支援を行うとともに、再エネ電力調達における産地の指定を禁じている「ＷＴＯ政府調達協定」の適用除外化などを要望する**ものである。

③参考

表　さいたま市次世代型太陽電池の実証事業　事業一覧

事業者	京セラコミュニケーションシステム株式会社	株式会社カネカ	リコージャパン株式会社
概　要	市立学校体育館屋根を活用したフィルム型ペロブスカイト太陽電池の実装事業	タンデム型ペロブスカイト太陽電池を活用した独立電源システムの実証事業	ペロブスカイト太陽電池搭載CO₂センサーを活用した実証事業
設置場所	市立学校　体育館屋根	本庁舎正面玄関	市長公室
仕　様	フィルム型ペロブスカイト太陽電池	タンデム型ペロブスカイト太陽電池	ペロブスカイト太陽電池搭載センサー
時　期	R8年度中	R8年3月	R8年1月

※左記のうち環境省の補助を活用した事業は枠内のみ

○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金 28,000 百万円（令和８年度 7,000 百万円）

［担当：環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課長　庄司　哲宏　℡０４８－８２９－１３１２］

〔要望先〕国土交通省

15　荒川水系河川整備計画の推進

①要望事項

１　荒川調節池群の整備を促進すること
２　河川防災ステーションの整備を促進すること
３　ＪＲ川越線橋梁の早期架替と将来の複線化に関する技術的支援を行うこと

②背景・理由

近年の集中豪雨・大型台風を踏まえ、市民に一層の安全・安心を提供するため、現在推進している荒川流域整備の早期完成を要望する。

１　荒川調節池群の整備促進

・　令和元年東日本台風では、**荒川第一調節池において約 3,500 万立方メートルの雨水が貯留され、下流域の洪水被害防止に貢献**した。
・　さらに、計画されている荒川調節池群が整備されることで、効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷低減が見込まれることから、**早期整備について要望する**ものである。
・　また、荒川第二・三調節池の整備に際しては、首都近郊のウォーターフロントとして**河川空間の利活用が図れるよう、協力を要望する**ものである。

２　河川防災ステーションの整備促進

・　河川防災ステーションは、洪水時における水防活動及び洪水や地震時における復旧活動の拠点であり、市民の生命や財産を守るために重要な役割を果たす拠点として整備が進められている。
・　本市では、**河川防災ステーションの整備に併せて、有事の際の緊急復旧活動拠点として「（仮称）さいたま市水防センター」を整備**することとなっている。
・　河川防災ステーションはＤＩＤ地区（人口集中地区）に隣接しており、首都直下地震の発生時には、緊急復旧活動拠点としても有効であることから、**早期整備を要望する**ものである。

３　ＪＲ川越線橋梁の早期架替と将来の複線化に関する技術的支援

・　**ＪＲ川越線橋梁については、荒川第二・三調節池の整備と合わせて架け替えが実施される**が、本市の治水安全度の向上のため、洪水の安全な流下の阻害と

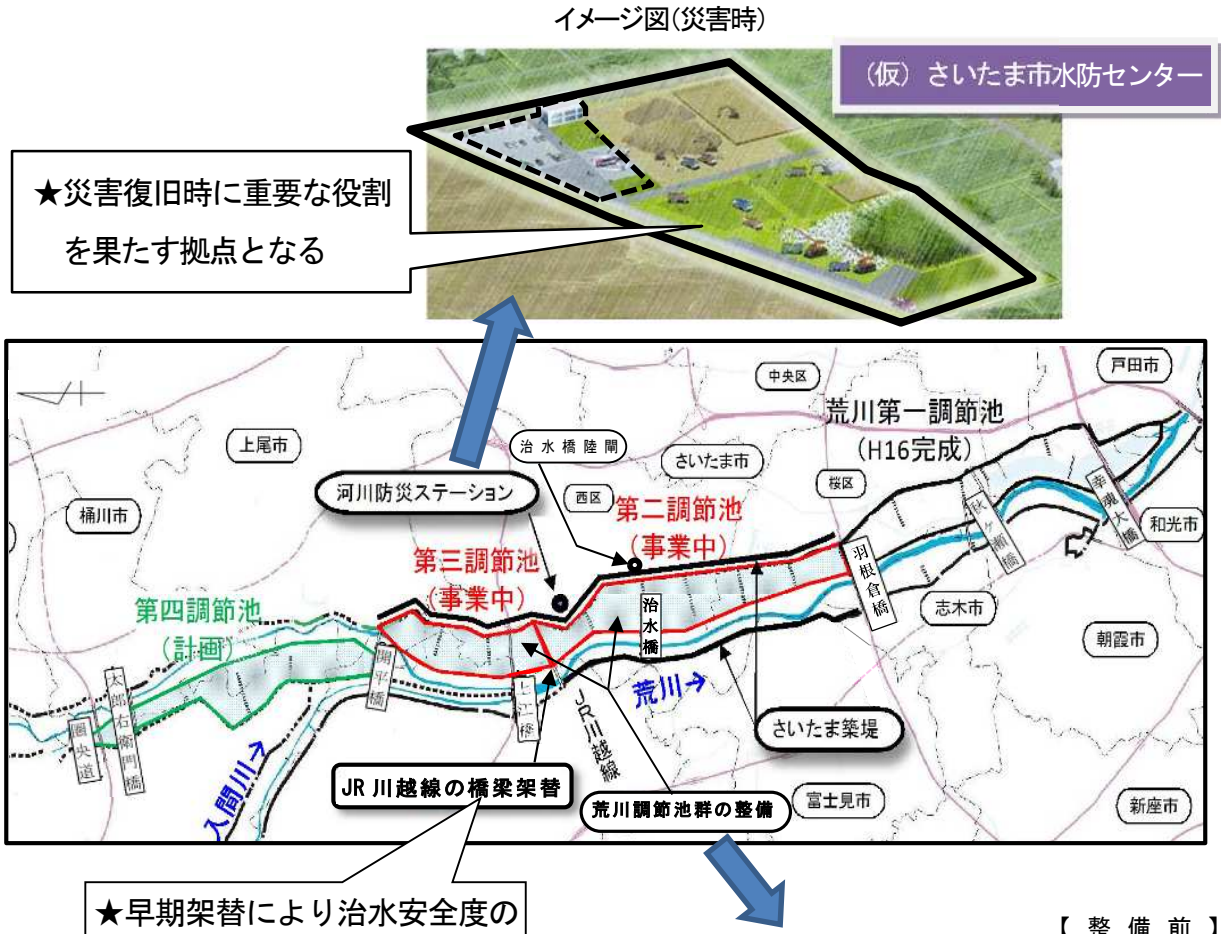
なっている現橋梁の**早期架替について要望する**ものである。

・　また、ＪＲ川越線の沿線では、まちづくりの進捗によって定住人口の増加が続いており、今後も利用者の増加が見込まれているが、**日進駅以西は単線であるため、運転本数や運転速度に制約**が生じている。

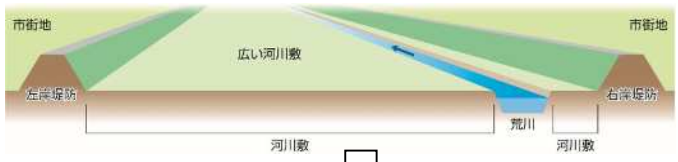
・　以上から、**将来の複線化に関する技術的な支援を要望する**ものである。

③参考

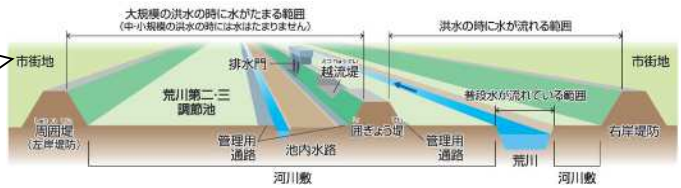
イメージ図（災害時）



【 整 備 前 】



【 整 備 後 】



★調節池を整備することにより、下流への流下量低減や水位上昇抑制による破堤のリスクが低減される。

［担当：建設局下水道河川部河川課長　　金子　雅彦　　℡０４８－８２９－１５８２］
［担当：都市局交通政策部交通政策課長　村川　宗央　　℡０４８－８２９－１０５０］
［担当：都市局みどり公園推進部都市公園課長　川瀬　智幸　　℡０４８－８２９－１４１６］

〔要望先〕国土交通省

16　準用河川整備事業等に対する支援

①要望事項

１　治水安全度向上のため、交付金事業である準用河川整備について継続的な支援を行うこと
２　気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害への防災・減災対策に重点的かつ継続的な支援を行うこと

②背景・理由

・　本市では、市街化の進展や開発に伴う雨水流出量の増大、農地の減少に伴う保水・遊水機能の低下により、本市が管理する準用河川や普通河川の流下能力が不足する区間を中心に、著しい浸水被害が発生している。
・　気候変動の影響により、大雨の年間発生回数は有意に増加しており、浸水被害のリスクが高まっている。
・　令和３年３月に一級水系の協議会ごとに「流域治水プロジェクト」が策定・公表され、本市としても交付金や地方債を活用し、**流域治水の取組の推進**を図っている。
・　本市が管理する河川は、準用河川及び普通河川に限られているが、**浸水対策の根幹となる準用河川等の整備が不十分**な状況であり、**治水事業の推進、また、「事前防災」の強化推進のために河道の整備が急務**である。これによって、市民の安全安心に寄与することから、**交付金事業である準用河川改修事業について、継続的な支援を要望する**ものである。
・　本市が準用河川流域で行っている流域貯留浸透事業や普通河川の改修は、**治水安全度の向上に繋がる一方で、財政負担が課題**であることから、**計画的に治水対策を推進するため、継続的な支援や制度の充実について要望する**ものである。

③参考

写真①



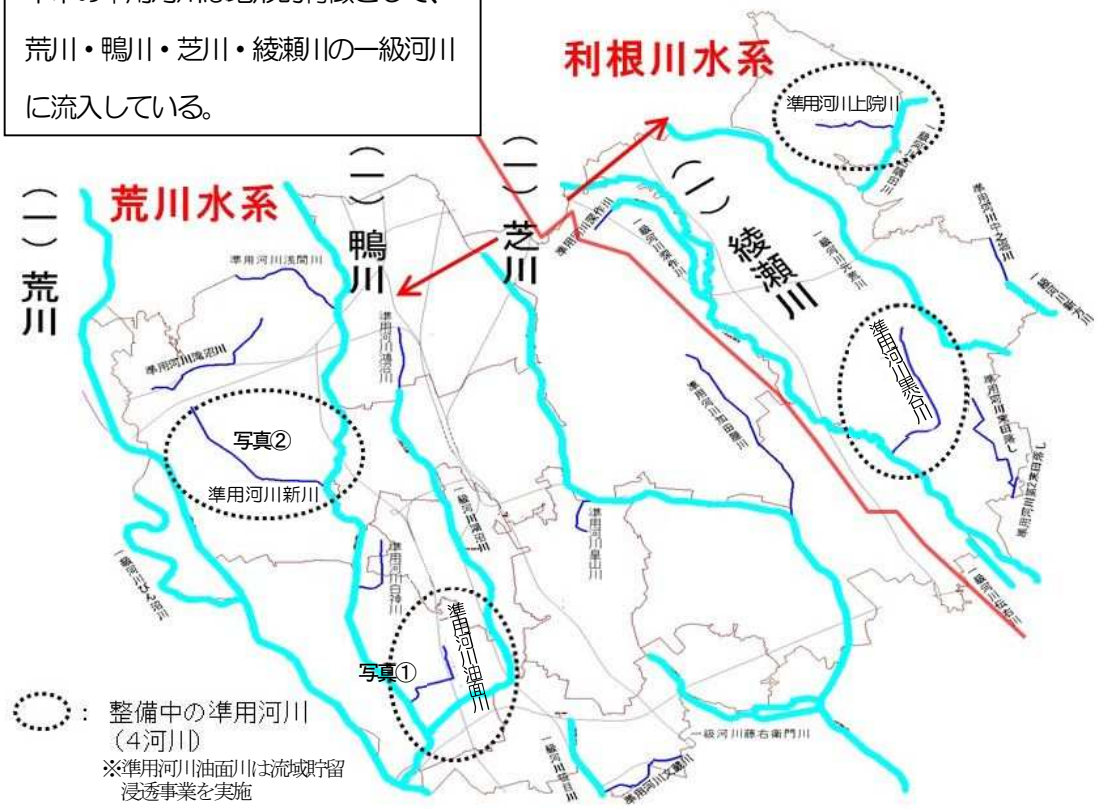
【 準用河川油面川 】流域最下流部

写真②



【 準用河川新川 】支川合流部

本市の準用河川は地形的特徴として、荒川・鴨川・芝川・綾瀬川の一級河川に流入している。



★要望実現による整備推進

河道、排水機場、調節池、流域貯留浸透施設の整備

★要望実現による効果

浸水被害の軽減及び災害に対する治水安全度の向上に寄与

［担当：建設局下水道河川部河川課長　金子　雅彦　℡０４８－８２９－１５８２］

〔要望先〕国土交通省

17　下水道施設の耐震化対策への予算確保の継続

①要望事項

下水道施設の耐震化を計画的かつ着実に実施するため、必要な予算確保を継続すること

②背景・理由

・　近年、南海トラフ地震や首都直下地震などの発生する可能性が高まっている中、令和６年能登半島地震では、下水道施設を含む重要なライフラインが甚大な被害を受け、上下水道システムの「急所」となる施設や災害時の避難所、防災拠点、医療機関などの**「重要施設」に係る上下水道管路の一体的な耐震化の重要性が認識**された。

・　大規模地震が大都市で発生すれば、その影響は国全体に及ぶおそれがあるため、被災時においても社会的な影響を最小化し、**災害に強く持続可能な上下水道システムの構築**に向け、令和７年度から「上下水道耐震化計画」に基づく汚水管と「下水道総合地震対策事業」による緊急輸送道路などの下に埋設される**下水道管の耐震化を実施**している。

・　本市では、上下水道システムの**急所施設となる下水処理施設や処理施設と接続する汚水幹線がない**ものの、避難所などから排水を受け、流域関連公共下水道との接続点までにある**重要施設に接続する汚水管の耐震化を強化する**必要がある。

・　これまで、「重要施設に接続する汚水管」及び「緊急輸送道路下に埋設される下水道管」を対象に、**マンホールと管の接続部の耐震化**と**既存管の補強対策**に取り組み、令和７年度末の重要な下水道管の耐震化率は 34%を確保したが、引き続き、**国費を活用した耐震化の加速化**及び**総合的な下水道施設の地震対策の実施**が求められる。

・　下水道施設の耐震化は、防災・安全交付金における重点配分項目に位置付けられるなど、制度拡充がされたところであるが、**対策完了までの時間と多大な事業費を必要**とする。

・　近年では、**国費要望に対して十分に配当されていない状況**であり、必要な対策を計画的に取り組むことができていない。

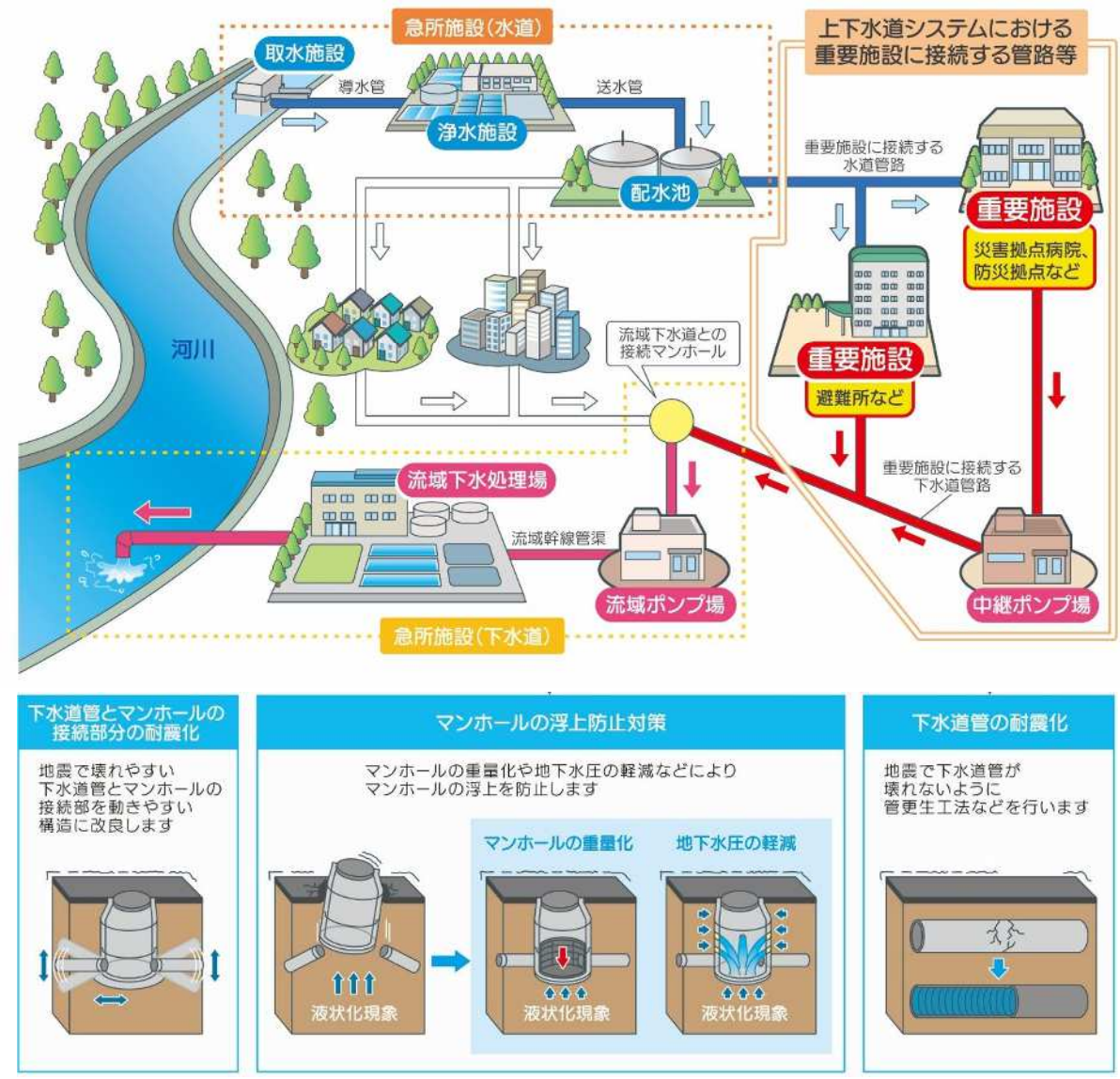
・　大規模な地震に備え、社会的な影響を最小化するため、下水道施設の耐震化を**計画的かつ着実に実施するため、必要な予算確保の継続を要望**するものである。

③参考

重要な下水道（約７７０ｋｍ）の耐震化率

現在　３４％（令和７年度末）⇒ 目標　４１％（令和９年度末）

【重要な下水道管の地震対策イメージ】



○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・防災・安全交付金　1,129,346 百万円

・第１次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費　事項要求

［担当：建設局下水道河川部下水道計画課長　板橋　和彦　℡０４８－８２９－１５６２］

〔要望先〕国土交通省

18　下水道施設の老朽化対策への国費支援の継続

①要望事項

下水道施設の予防保全型の老朽化対策を継続的かつ計画的に実施するため、国費支援を確実に継続すること

②背景・理由

・　下水道施設は、生活環境の改善のほか、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全等の役割を持つ極めて公共性の高い社会資本であり、市民生活における重要なライフラインとして、**都市化の進展に伴い、集中的に整備**が進められた。

・　これまでに整備された**膨大な下水道施設の老朽化が進行**し、改築などを必要とする施設が増加する中、点検・調査のスピードアップを図るほか、修繕や補修によるコスト縮減、老朽化対策と併せた機能向上の取組について、**下水道ストックマネジメント支援制度を活用**して実施している。

・　一方で、令和３年度に下水道ストックマネジメント支援制度における、**合流管と汚水管の改築に係る補助要件が縮小**された。

・　また、令和７年１月に埼玉県八潮市で起きた大規模な道路陥没事故を受け、「**下水道管路の全国特別重点調査の実施**について」の要請に基づき、大口径下水道管路（口径 2,000㎜ 以上）の点検・調査を従来の判定基準よりも強化した上で緊急度判定を行い、本市では**対策が必要となる管路延長を約 20㎞ 確認**し、健全性を確保する対策を令和 12 年度までに実施する。

・　さらに、本市の耐用年数 50 年を経過する管路延長は、令和７年度末では 440㎞ あり、10 年後には 990㎞、20 年後には 1,960㎞ と改築需要が急増し、基幹施設である汚水中継ポンプ場の電気や機械設備などにおいても、予防保全の観点から**継続的かつ計画的に改築・更新を実施することが重要**となる。

・　下水道施設の機能喪失は、自然災害だけでなく、老朽化の進行によっても発生し得ることから、改築需要の増加や多大な費用を必要とする大規模な施設などにおいて、**必要な国費支援が十分に得られず、計画的な対策が遅れる**ことは、**社会経済活動に重大な影響を及ぼす**ことが懸念される。

・　近年では、**国費要望に対して十分な配当がされていない状況**であり、財政的な負担が大きく、最小限の対応や対策の先送りが必要となっている。

・　このような状況を踏まえ、著しい下水道使用者の負担増とならないよう、全国特別重点調査による対策及び下水道施設の改築に係る**必要な国費支援について、確実に継続することを要望する**ものである。

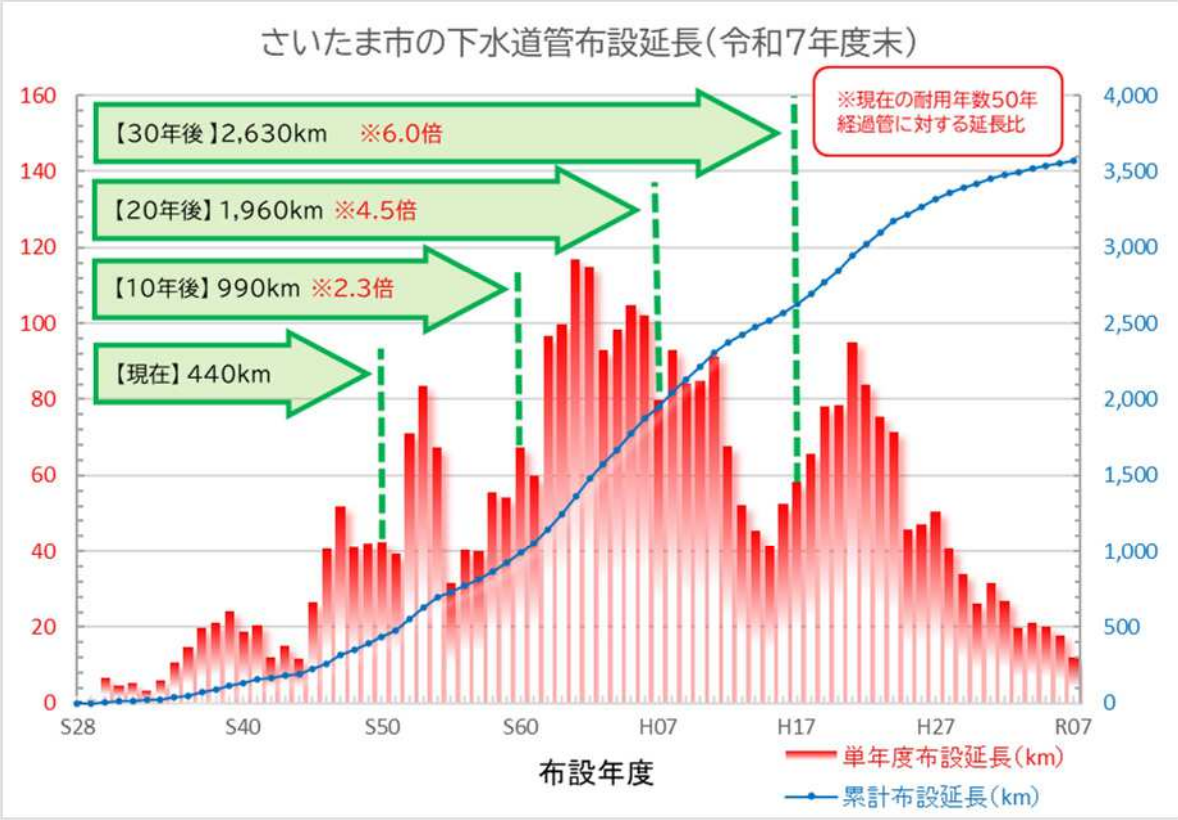
③参考

全国特別重点調査に伴う判定内訳と
令和12年度までに健全性の確保が必要な管路延長（実績値）

（単位：ｋｍ）

	調査延長	（スパン）	緊急度Ⅰ	（スパン）	緊急度Ⅱ	（スパン）	健全	（スパン）
優先箇所	1.4	36	0.2	4	0.6	15	0.6	17
その他箇所	38.5	799	9.7	174	10.0	172	18.8	453
【計】	39.9	835	9.9	178	10.6	187	19.4	470

※）部分補修・修繕により、健全性を確保する管路延長を含む



○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・防災・安全交付金　1,129,346 百万円

・第１次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費　事項要求

［担当：建設局下水道河川部下水道計画課長　板橋　和彦　℡０４８－８２９－１５６２］

〔要望先〕国土交通省

19　下水道浸水対策への国費支援の継続

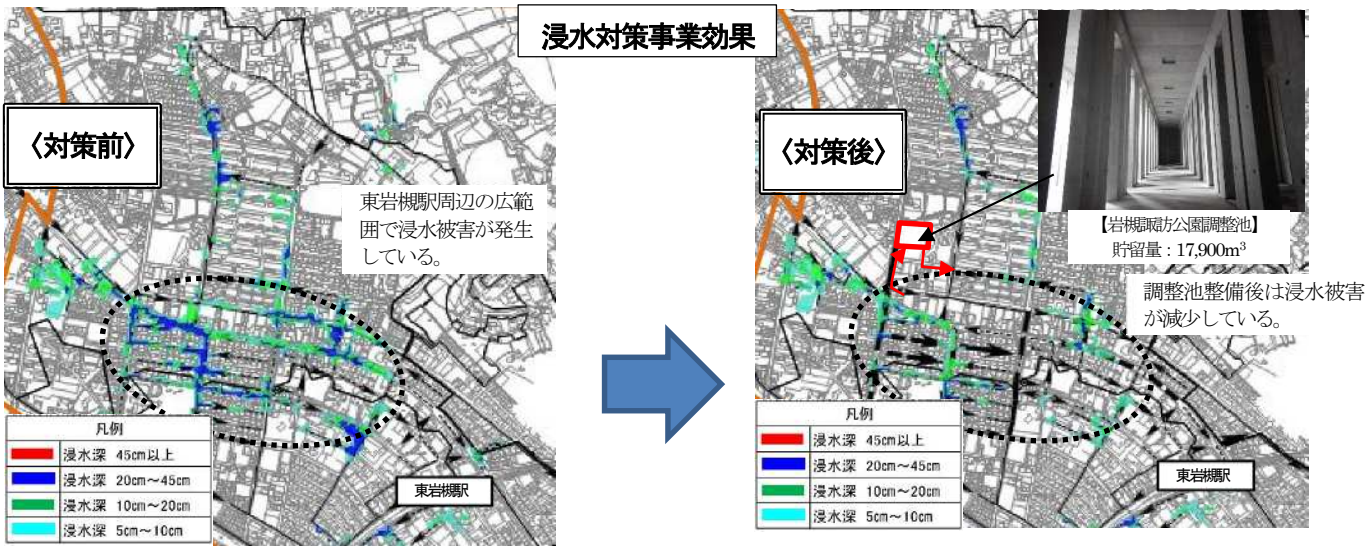
①要望事項

下水道浸水対策に係る国費支援について、市民の生命及び財産を守るため、継続的な支援を行うこと

②背景・理由

- 近年、気候変動による台風の大型化、局地的大雨の増加、都市化の進展による雨水流出量の増大などにより、**内水氾濫が発生するリスクが高まっている。**
- 令和元年東日本台風では、本市においても床上浸水が 1,184 件、床下浸水が 420 件に上るなど**甚大な被害が発生し、市民生活に多大な影響を及ぼしている。**
- 本市は内陸都市であるため、雨水の放流先が河川に限られ、河川の整備状況によっては、雨水管の整備のほか、大規模な貯留施設や低地における強制排水施設等の整備など、**地域特性を踏まえた浸水対策が急務となっている。**
- 一方、令和５年度より浸水被害軽減総合事業の交付対象事業の要件に特定都市河川流域が追加されたが、**本市では特定都市河川流域以外でも被害が多く発生して**おり、道路冠水や床下浸水、又は床上浸水の被害戸数が多く発生しているエリアがあるほか、被害が一定程度の戸数である、局所的な浸水被害のエリアも多く抱えている。
- 各エリアにおいては、今後、**大規模な貯留施設、幹線の整備、又は小規模の雨水管や強制排水施設等の整備を予定**しており、いずれのエリアにおいても早急な対策が必要である。
- 以上から、多発する大雨から市民の生命・財産を守るため、**特定都市河川流域以外の地域特性を踏まえた浸水対策も含め、計画的な事業推進に必要となる、国費の継続的な支援を要望する**ものである。

③参考



主な浸水被害状況



令和6年8月29日台風10号
時間最大雨量56.0㎜/h



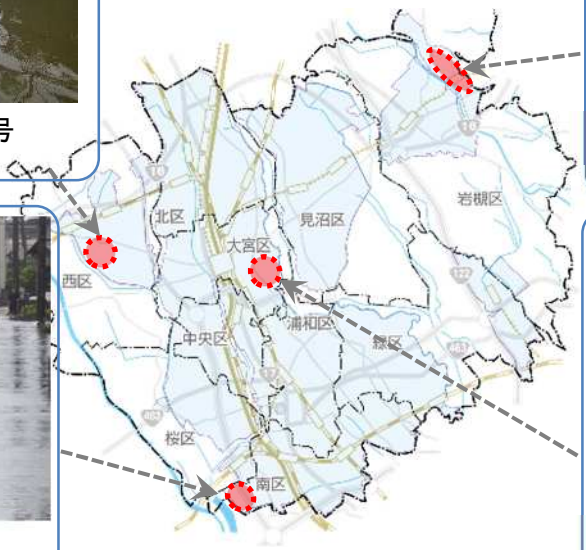
令和元年10月12日東日本台風
時間最大雨量51.0㎜/h



平成28年8月22日台風9号
時間最大雨量63.0㎜/h



令和2年8月12日豪雨
時間最大雨量94.0㎜/h



★要望の実現による効果

・雨水管や雨水貯留施設を整備することにより、浸水被害の軽減に寄与する。
・国費支援の継続により、効率的かつ効果的な浸水対策を行うことができる。

○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

防災・安全交付金　1,129,346 百万円

［担当：建設局下水道河川部下水道計画課長　板橋　和彦　℡０４８－８２９－１５６２］

〔要望先〕国土交通省

20　道路整備事業に対する支援

①要望事項

交通渋滞解消等に向けた都市計画道路道場三室線（栄和工区）、都市計画道路大宮岩槻線（大和田工区）などの幹線道路等の整備について、防災・安全交付金事業や個別補助制度などの財政支援の強化を図ること

②背景・理由

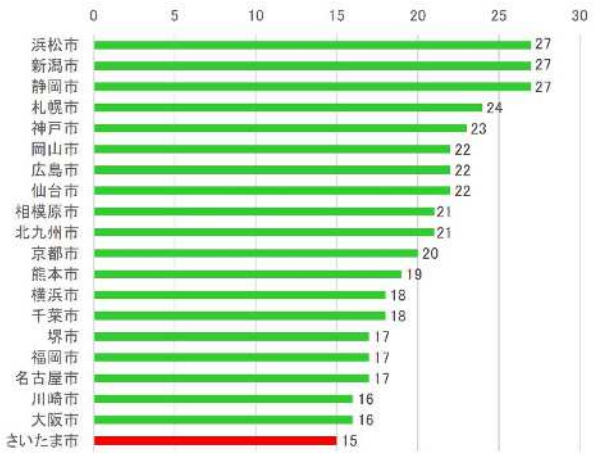
- 本市の都市計画道路整備率は、令和７年度末で56.6％であり、指定都市における都市計画道路の平均整備率79.0％※に比べ、低い状況にある。
- 市内の幹線道路の整備が不十分であることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、多大な経済損失及び環境負荷の増大を引き起こしている。
- このため、本市では、市民や道路利用者の活力ある都市活動を支える幹線道路や、交通渋滞のボトルネックとなる交差点を整備することが急務となっている。
- 例えば、**都市計画道路道場三室線（栄和工区）**や**都市計画道路大宮岩槻線（大和田工区）**は、本市のぜい弱な東西方向の交通を担う重要な道路であり、当該道路の整備により一般国道 463 号や主要地方道さいたま春日部線で発生している慢性的な渋滞の解消が図られることから、**早期に整備を実施する必要がある**。
- また、市内には通学路に指定されているにも関わらず、歩道が整備されていない路線があるため、幹線道路整備と併せて、**歩道や自転車通行空間を整備**することで、児童生徒、歩行者、自転車利用者、車いす使用者等の安全で快適かつ円滑な通行を確保することができる。
- 加えて、道路整備に合わせて電線共同溝事業を行うことで、国土強靱化や、景観形成にも寄与する。
- 以上から、**道路整備事業の推進に当たって、防災・安全交付金事業や個別補助制度などの財政支援の強化を図ることを要望する**ものである。

※令和６年度末時点での平均整備率

③参考



写真１：市内幹線道路の慢性的な渋滞状況



指定都市における混雑時平均旅行速度の比較

※令和３年全国道路・街路交通情勢調査より集計

★予算確保により、広域幹線道路の整備が進み、慢性的な渋滞が解消され、都市活力の向上や環境負荷の低減に寄与する。



○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・防災・安全交付金　1,129,346 百万円

・第１次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費　事項要求

［担当：建設局道路部道路計画課長　藤森　広一　℡０４８－８２９－１４９４］

〔要望先〕国土交通省

21　新大宮バイパスの町谷立体の早期事業着手及び三橋立体の早期事業化

①要望事項

新大宮バイパスの町谷立体の早期事業着手及び三橋立体を早期事業化させること

②背景・理由

・　新大宮バイパスは、一般国道17号の混雑緩和を図るため、東京都練馬区北町を起点に、板橋区、戸田市を経て、さいたま市北区吉野町に至る延長23.2ｋｍのバイパスであり、都県市が整備を進める接続道路と広域ネットワークを形成し、物流等を支援するものである。

・　また、沿線の開発も進んできており、さいたま市桜区の町谷地区や大宮区の三橋二丁目交差点等では主要渋滞箇所に位置付けられており、朝夕を中心に上下線ともに渋滞が発生している状況である。

・　本市においては、町谷地区では、新大宮バイパス東側において、**都市計画道路道場三室線が令和６年度に４車線で供用し、西側においても令和３年度に事業着手し、用地買収を進めている**。

・　また、三橋二丁目交差点では、新大宮バイパス東側において、**都市計画道路三橋中央通線が平成30年度に４車線で供用し、西側についても令和４年度に事業着手し、用地買収を進めている**。

・　新大宮バイパスに接続する都市計画道路の整備によって、多車線道路ネットワークが形成され、平面交差部の交通量はさらに増加が見込まれており、町谷地区及び三橋二丁目交差点付近における新大宮バイパスの立体化によって渋滞緩和に寄与することから、新大宮上尾道路の整備と併せて、**町谷立体事業の早期事業着手及び三橋立体事業の早期事業化を要望する**ものである。

③参考

写真①

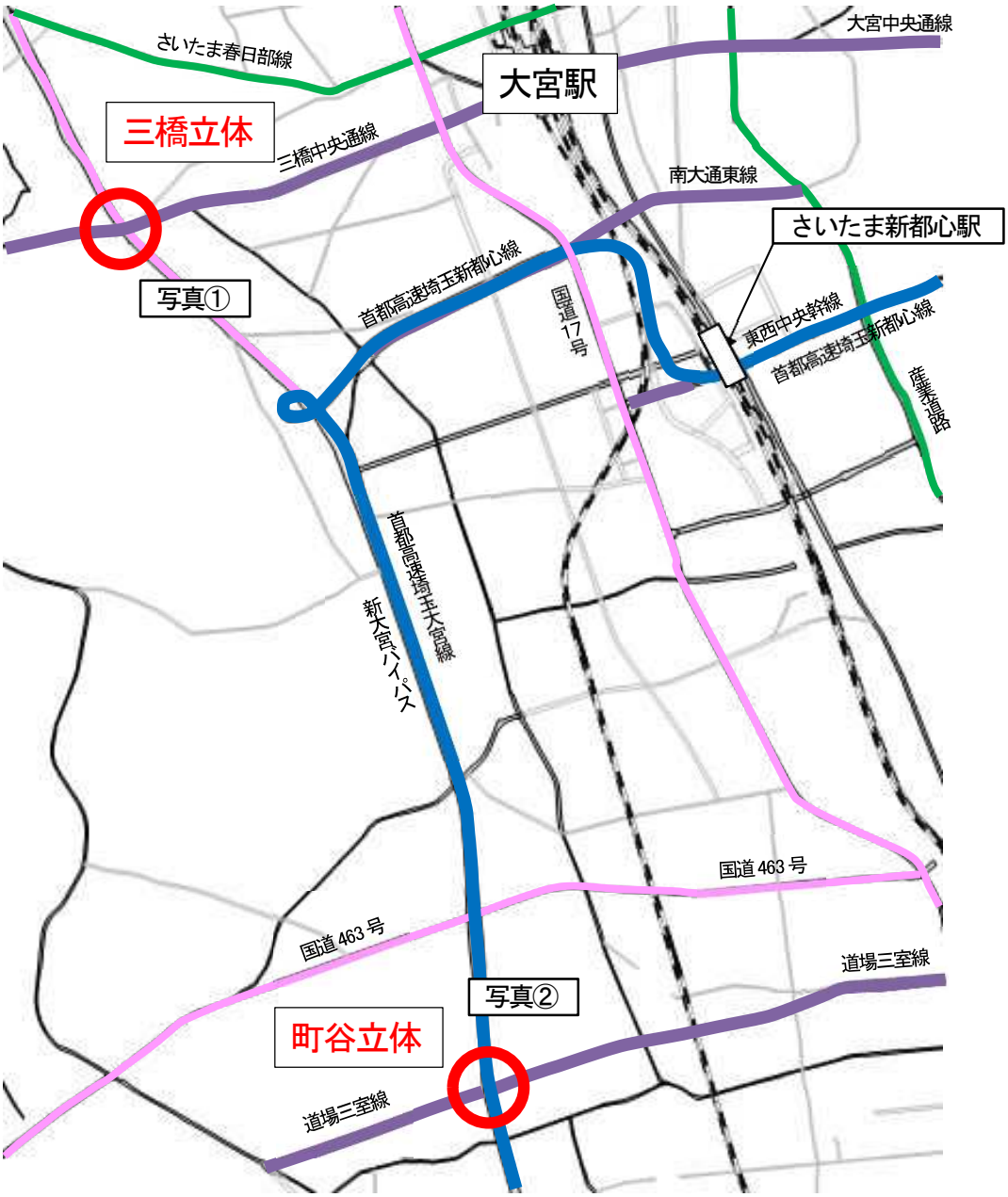


三橋二丁目交差点付近の渋滞状況

写真②



新大宮バイパスと道場三室線交差付近の渋滞状況



［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　℡０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕国土交通省

22　国が発注する公共事業における地元企業の受注機会の増大

①要望事項

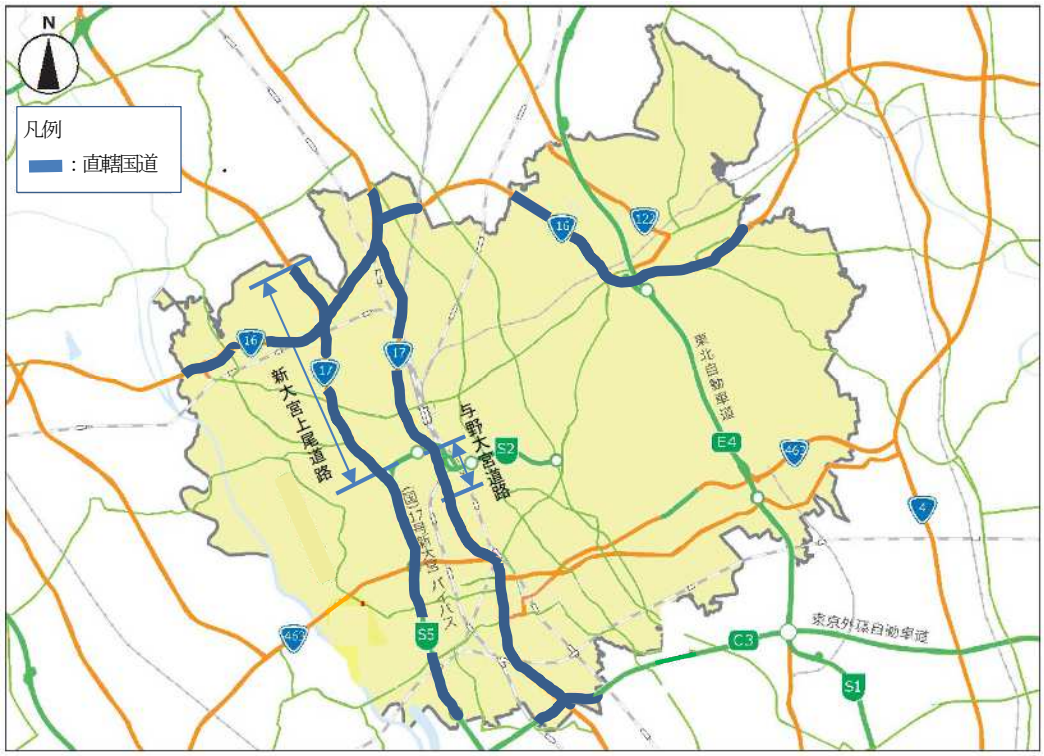
国が発注する公共事業における地元企業の受注機会を増大させること

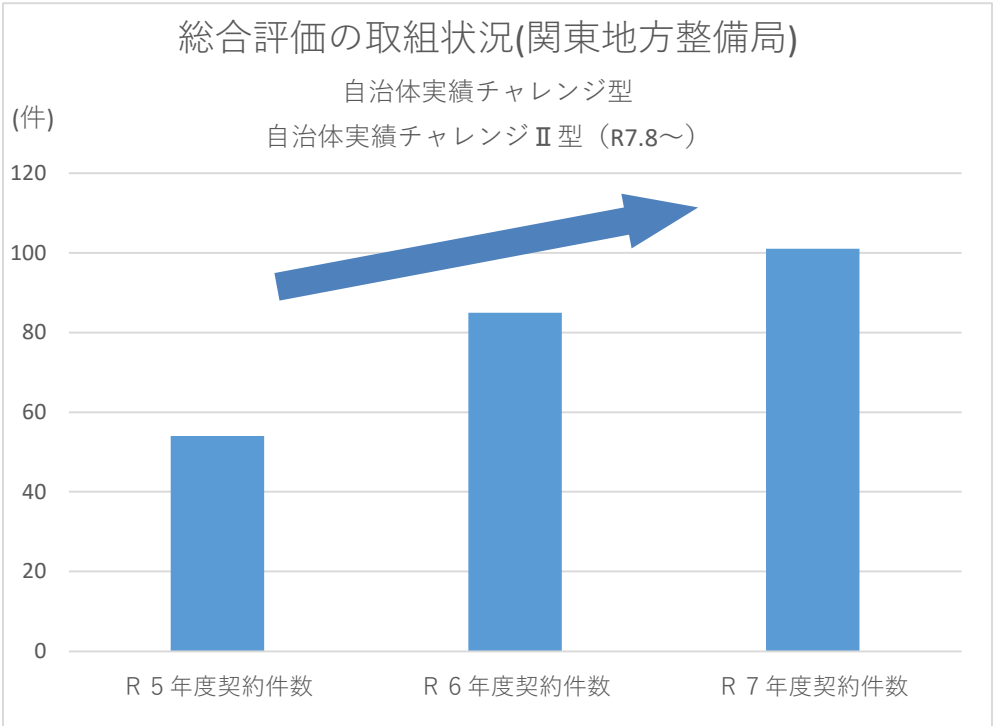
②背景・理由

- 建設業界では、近年、急激な資材価格や労務費の高騰などに伴い、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化のほか、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった深刻な職人不足、長時間労働の常態化に伴う建設業における時間外労働規制の見直しなど、構造的な課題に直面している。
- 中長期的なインフラの品質確保等のためには、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題である。
- 地域企業は、社会基盤整備や維持修繕の担い手であると同時に、災害時には地域の守り手の役割を担っている。そのため、**工事発注においても、将来にわたる品質確保や災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要**である。
- また、本市においては**市内の経済対策、雇用対策及び地元企業育成の観点から、**市内建設業者の受注機会の確保に努めているが、**今後更なる対応が必要**と考えている。
- そのため、**国が発注する公共事業の発注においては、地元企業の育成支援や受注機会の確保のため、**事業の効率的な実施等に配慮しつつも、分離分割発注の推進や、地域に精通した企業に対して加点する「総合評価落札方式 地域密着工事型」や、都県や指定都市で発注する工事の工事成績や表彰も評価する「総合評価落札方式 自治体実績チャレンジ型」など、**更なる積極的な活用を要望する**ものである。

③参考

別紙





※令和７年度　関東地方整備局　総合評価審査委員会資料より作成

［担当：建設局道路部道路政策課長　横地　一久　℡０４８－８２９－１５０２］

〔要望先〕国土交通省

23　東西交通大宮ルートの構想実現に向けた支援

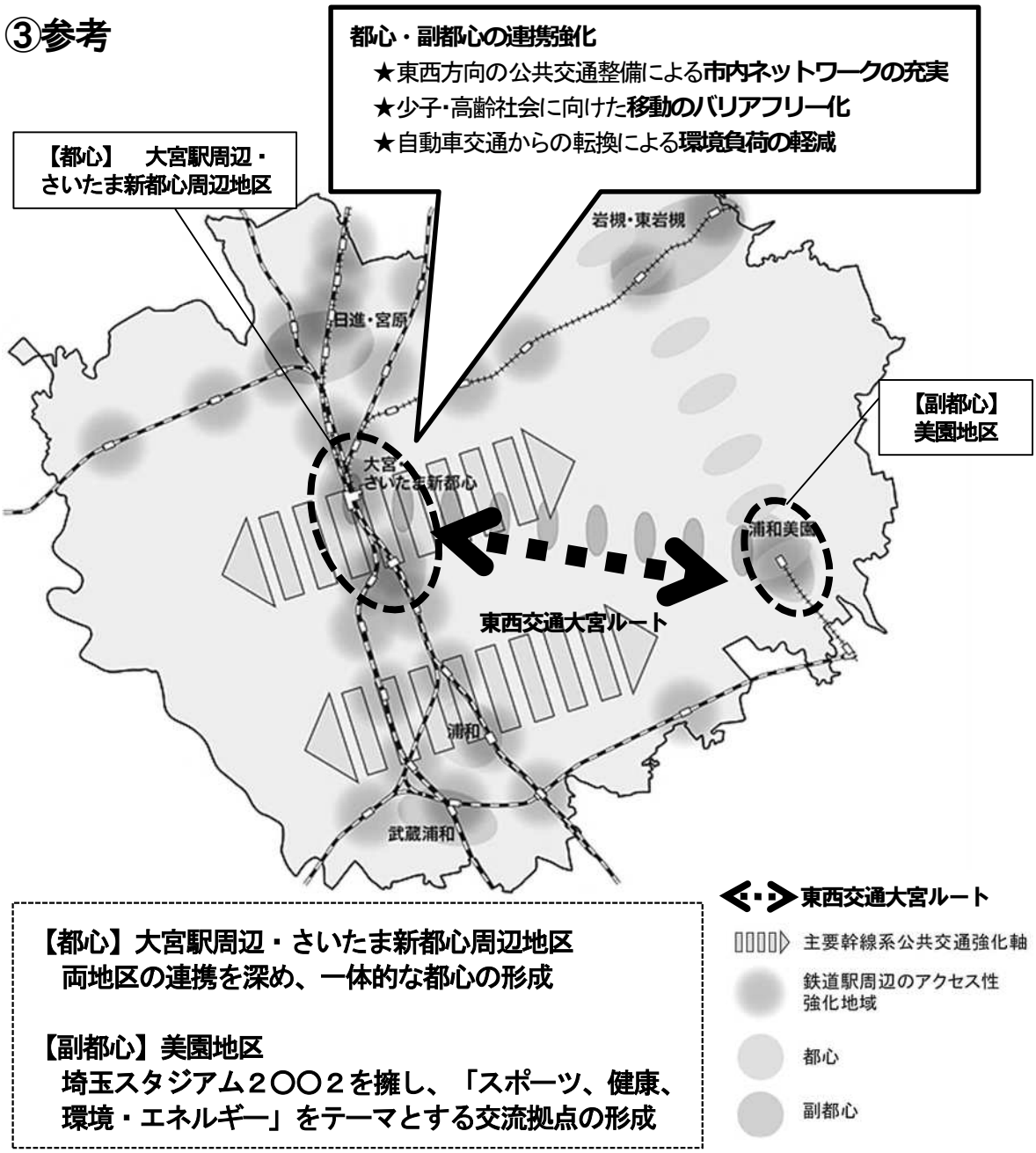
①要望事項

交通政策審議会の答申に位置付けられた「東西交通大宮ルート」の構想実現に向けた支援を強化すること

②背景・理由

- 平成28年４月の交通政策審議会「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」において、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトの一つとして、**「東西交通大宮ルートの新設（大宮～さいたま新都心～浦和美園（中量軌道システム））」**が答申された。
- 本市は、都心部を中心とした南北の公共交通軸が充実している一方、東西の公共交通軸が比較的ぜい弱であることから、今後、南北方向と東西方向が一体となった公共交通ネットワークの構築が必要である。
- 新たな東西公共交通軸に関しては、本市のまちづくりに求められる「都心・副都心の連携強化」「移動のバリアフリー化」「環境負荷の軽減」「自動車交通からの転換」といった諸課題に対応可能なＬＲＴなどのコンパクトな交通システムが有効であると考えている。
- 答申では、収支採算性に課題があり、利用者の増加につながる取組を進めるとともに、事業計画についても十分な検討が行われることを期待する旨の記載がなされたことも受け、本市では、令和元年７月の地域公共交通協議会で東西交通専門部会を設置し、収支採算性や導入空間の確保といった課題について検討しているところである。
- また、近年は、ＭａａＳ等を活用した都市交通問題の解決も課題となっており、シームレスな交通結節点などのインフラ整備の一環として、本路線の位置付けも整理していく必要がある。
- 以上から、本路線の構想の実現は、より質の高い東京圏の都市鉄道ネットワークの構築に寄与するものであるが、いまだ多くの検討すべき課題も抱えていることから、引き続き、**東西交通専門部会での協議や交付金制度等活用に係る技術的な助言などの支援を要望する**ものである。

③参考



【都心】大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区
両地区の連携を深め、一体的な都心の形成

【副都心】美園地区
埼玉スタジアム２〇〇２を擁し、「スポーツ、健康、環境・エネルギー」をテーマとする交流拠点の形成



【出典】交通政策審議会答申
平成 28 年４月 20 日

○ 国における令和９年度概算予算等の状況

・ 鉄道整備等基礎調査委託費等 495 百万円の内数（令和８年度 468 百万円の内数）

［担当：都市局交通政策部交通政策課長 村川 宗央 TEL０４８－８２９－１０５０］

〔要望先〕国土交通省

24　スマートシティに関する取組への財政支援の継続

①要望事項

スマートシティサービスの社会実装に向け「スマートシティ実装化支援事業」による財政支援を継続すること

②背景・理由

- 本市は、東日本の玄関口に位置付けられる大宮・さいたま新都心を中心に、モビリティサービスによりだれもが移動しやすく「人にも環境にもやさしい」ウォーカブルな都市空間の構築により、市民のウェルビーイングな暮らしを実現する「スマートシティさいたま」を目指している。
- 令和２年度の実行計画策定後、国の「スマートシティ実装化支援事業」の採択を受け、ＡＩ・ＩｏＴ等の先進技術や各種データを活用した、「シェア型マルチモビリティサービス」の充実を図るなど、スマートシティの実現に向けた取組を推進している。
- これまでの取組により、シェア型マルチモビリティサービスは年間利用が 170 万回を突破するなど、街中エリアを中心に新たな市民の足として定着してきたところであり、今後は、持続可能なサービスとして、市内全域に更なる展開・拡充を図っていく。
- また、令和７年度策定の第二期実行計画では、スマートシティサービスの更なる展開・拡充を図るとともに、データ利活用体制の整備やデータに基づく施策の評価・検討体制の構築により、スマートシティサービスを支える仕組みの構築を位置付けた。
- 令和８年度からは、「スマートシティ実装化支援事業」を活用し、大宮氷川参道周辺エリアにおける暑熱対策型回遊性向上事業として、「シェア型マルチモビリティサービス」や「さいたま市みんなのアプリ」といった既存サービスを拡張し、暑熱対策を兼ねた地域の回遊性向上、地域経済の活性化を推進する取組を実施している。
- さらに、実証で取得予定の、センサー等で計測する空間の滞在性や暑さ指数、アプリで収集する購買データ等に基づく効果検証とＥＢＰＭによるより効果的なまちづくりへの反映を行い、令和９・10 年度はエリア内での横展開と地域活性化ＤＸの定着を図り、デジタル技術によるエリアのスマート化を目指す予定としている。
- このように本事業は**３か年事業として構成していることから、実装化までの継続的な財政的支援を要望する**ものである。

③参考

大宮氷川参道周辺エリアにおける暑熱対策型回遊性向上事業

キーコンセプト	地域資源(大宮駅⇔氷川神社⇔さいたま新都心駅)を核とした デジタル技術によるエリアのスマート化
①シェアモビリティ×GXによる回遊性・滞留性向上	モビリティステーションのＧＸによる緑化滞在空間の創出や猛暑下も快適に過ごせる空間デザインや機能の導入による効果検証
②市民アプリのデータ基盤を活用した地域活性化DX	レシートデータ等の購買データの収集と会員属性、他データの掛け合わせによる地域経済活性化及び回遊性向上施策の実施
③３D空間データの利活用による混雑度の可視化	都市活動の拠点となる主要駅でのLiDARセンサーによる混雑度の検知と可視化及び混雑情報の公開



スマートシティさいたま実行計画



［担当：都市局都市計画部都市総務課長　原田　和也　℡０４８－８２９－１３９０］

〔要望先〕国土交通省

25　３Ｄ都市モデルに関する取組への支援の強化

①要望事項

３Ｄ都市モデルに関する取組への財政的・技術的支援を継続・強化すること

②背景・理由

・　本市では、市民の安心安全でウェルビーイングな暮らしの実現に向け、令和２年度から日本全国の都市デジタルツイン実現プロジェクト（通称：ＰＬＡＴＥＡＵ）に参画し、都市経営の基盤として、これまで本市の都心（浦和駅周辺地区、大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区）や、副都心（岩槻駅周辺地区）の建築物モデルＬＯＤ２等の３D都市モデルのデータ整備を行ってきた。

・　また、まちづくり等を推進するための高度なデータとして活用しており、マインクラフトのワールドデータの作成及び子どもによるまちづくり作品コンテストの開催や、さいたま新都心駅周辺の交通ネットワークの検討、全国に先駆けて構築した「さいたま市版ＰＬＡＴＥＡＵ ＶＩＥＷ」の整備・活用等を実施してきた。さらに、「３D都市モデル×フォートナイトによる次世代シティプロモーション手法確立」、「雨庭等の雨水貯留施設の整備効果の可視化」などの民間事業への協力・支援等を実施してきたところ。

・　令和８年度は、３D都市モデルの原典データとなる都市計画基本図の更新及び都市計画基礎調査を実施するとともに、建築物モデルＬＯＤ１等を更新し、都市の変化を捉えたデータの整備を行っている。また、マインクラフトを活用したまちづくりへの市民参画促進の取組や水害時の水平・垂直避難シミュレーションによる防災まちづくりの高度化等に取り組んでいるところである。

・　このほか、国土交通省の技術的支援により、本市を拠点とするシビックテックの主催で、３D都市モデルのアイデアソン等が継続的に開催されるなど、本市におけるオープンデータコミュニティの形成も進んでいるところである。

・　３D都市モデルについては、令和８年６月に策定された首都圏広域地方計画（第３次）において、ＤＸによる統合的な国土マネジメント実現プロジェクトの具体的な取組内容の一つとして位置付けられており、本市の取組が事業例として記載されている。今後も、**都市計画基本図及び３Ｄ都市モデルの更新・拡張を毎年度実施し、鮮度の高いオープンデータとしての価値を維持・向上させるとともに、公民連携による、都市計画・まちづくり、防災分野を中心としたユースケース、オープンデータコミュニティの形成を実施していくため、引き続きこれらの取組に必要な財源の確保・技術的支援を要望する**ものである。

③参考



さいたま新都心駅周辺の３Ｄ都市モデル

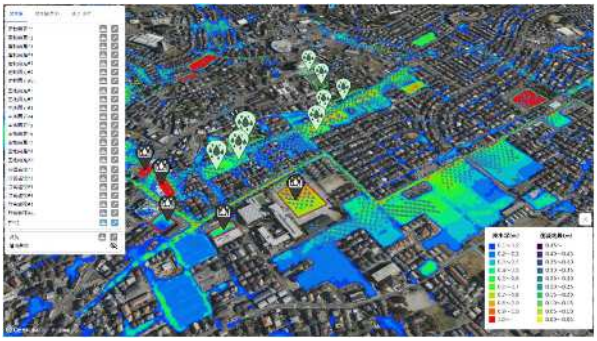




マインクラフトを活用したまちづくりへの市民参画促進



シビックテック主催のアイデアソン



雨水貯留施設の整備効果の可視化（民間事業）

○　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・都市空間情報デジタル基盤構築調査　　19.00 億円（令和８年度　10.50 億円）

・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業　26.00 億円（令和８年度　12.59 億円）

［担当：都市局都市計画部都市計画課長　小宮　正靖　℡０４８－８２９－１４００］

〔要望先〕国土交通省

26　老朽化した浄・配水場等の水道施設の更新事業に対する財政措置の強化

①要望事項

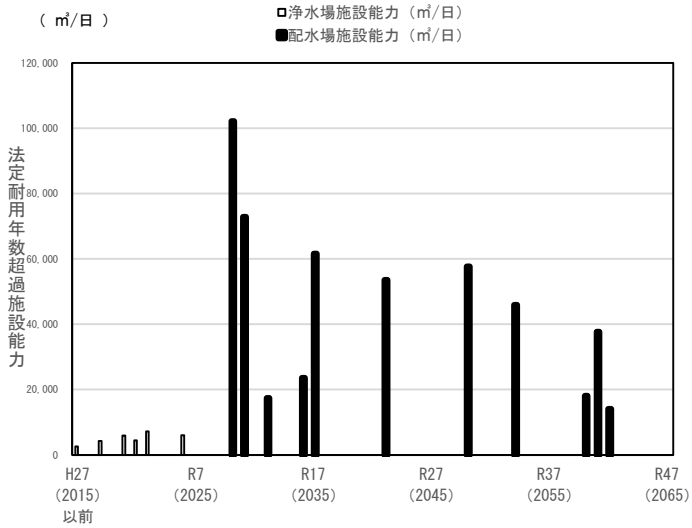
老朽化した浄・配水場等の水道施設の更新事業に対する財政措置を強化すること

②背景・理由

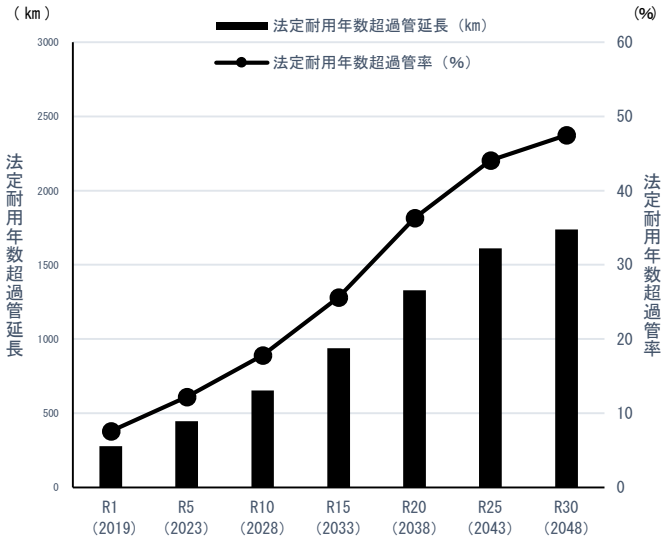
・　本市の浄水場は昭和 30 年代に、配水場は昭和 40 年代から 50 年代にかけて多く整備されたことから、配水池などの土木施設や管理棟などの建築物については、老朽化が進行している。
・　これらの施設のうち、水道施設耐震工法指針の改定以前に建設された施設については、耐震診断を実施し、耐震性が不足していると診断された土木施設や管理棟については、一部施設で耐震補強を行い、施設の耐震化を進めてきた。
・　しかし、耐震補強を実施した施設についても、施設の老朽化により、今後、更新時期が一斉に到来することが見込まれる。
・　一方、水道管路は昭和 40 年代から 50 年代にかけて多く整備されており、法定耐用年数を超過する管路延長（令和７年度末で約566㎞（基幹管路：111㎞、配水支管：455㎞））は、今後更に増加する見込みである。
・　また、令和８年熊本地震により、水道施設が被災し長期断水が発生したことも踏まえ、水道施設の更新・耐震化の推進が急務である。
・　現在、本市では毎年度、更新率１％を目標に老朽管を更新しており、老朽管の更新と併せて管路の耐震化を進めている。
・　しかし、水道管路の更新には莫大な事業費が必要であり、特に配水支管は法定耐用年数超過管路の約 81％を占め、これらの更新に係る事業費の割合が大きい。また、近年の物価上昇の影響等により事業費は年々増加しており、水道事業運営の大きな負担となっている。
・　そのため、財政支援の必要性が高いことから、老朽化した浄・配水場等の水道施設の更新事業を対象とした既存の補助メニューの拡充等、**事業費に対する財政措置の拡充を要望する**ものである。
・　具体的には、**防災・安全交付金事業において「基幹水道構造物の耐震化事業」については、対象施設に耐震化を有する施設の更新を加えること、「老朽管更新事業」については、対象施設に配水支管を加えるよう要望する**ものである。

③参考

【法定耐用年数（６０年）超過年度別の施設能力】



【法定耐用年数（４０年）を超過する管路】



【社会資本整備総合交付金交付要綱　抜粋】

ロー７　水道・下水道事業

（１）ー⑤水道総合地震対策事業

「基幹水道構造物の耐震化事業」

●要件

［略］

①「上下水道耐震化計画」を策定していること。

②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。

ア 資本単価が水道事業にあっては 90 円／㎥以上

イ ［略］

●内容

次に掲げる基幹水道構造物の施設を耐震化する事業とする。

①取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）

②その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設。

ロー７　水道・下水道事業

（１）ー⑦　水道施設アセットマネジメント推進事業

「老朽管更新事業」

●要件

平成 27 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。

ア・イ［略］

●内容

布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及びコンクリート管並びに、布設後 30 年以上経過したダグタイル鋳鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること

①導水管

②送水管

③配水管

ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。

・既に耐震化を有する老朽施設における更新事業も対象とすること。（当市の基幹水道構造物については、耐震性は有しているものの老朽化している施設が多いため。）

・新規事業においても対象とすること。（本市では平成 27 年以前に採択された事業がないため。）

・配水支管も対象とする。（更新に係る事業費が大きいため。）

［担当：水道局給水部水道計画課長　石川　智一　℡０４８－７１４－３０９６］

〔要望先〕国土交通省

27　新幹線の大宮駅始発復活に向けた支援

①要望事項

「東日本の中枢都市」の実現のため、新幹線の大宮駅始発復活に向けた働きかけへの支援を図ること

②背景・理由

首都圏広域地方計画における大宮の位置付け

・　令和８年６月に策定された首都圏広域地方計画において、３社９路線の鉄道が乗り入れる**大宮駅は首都圏有数のターミナル駅**であることや、近隣には首都圏の行政機能の一角を担うさいたま新都心が立地し、高速道路ネットワークへのアクセスも良好であることから、広域的交通インフラの重要な結節点というポテンシャルを有する**日本中央回廊に対する東日本の玄関口**として位置付けられている。

新幹線の大宮駅始発復活に向けた働きかけへの支援

・　本市においては、**「東日本の中枢都市」**を将来都市像に掲げており、大宮駅周辺及び隣接するさいたま新都心周辺地区を都心として位置付け、様々な都市機能の集積を進めてきており、乗降客数も増大するなど、急速な発展を遂げてきている。

・　大宮駅は、北海道・東北・秋田・山形・上越・北陸新幹線の６路線が乗り入れており、平成29年度からは新幹線大宮駅始発の**臨時便**が運行され、**令和２年度にかけて計52便**が運行されていた。

　新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、**令和３年度から令和６年度にかけて０便となったが、**令和６年度の大宮駅新幹線乗客数は、拡大前の令和元年度の水準を超えており、今後も更なる増加が期待される。

・　東京駅～大宮駅間においては、新幹線の建設経緯から走行速度が制限されているため、各新幹線の運行上のボトルネックとなっていることを踏まえると、新幹線の速達性等の観点から、大宮駅を始発とすることに一定の合理性もあるものと考えられる。

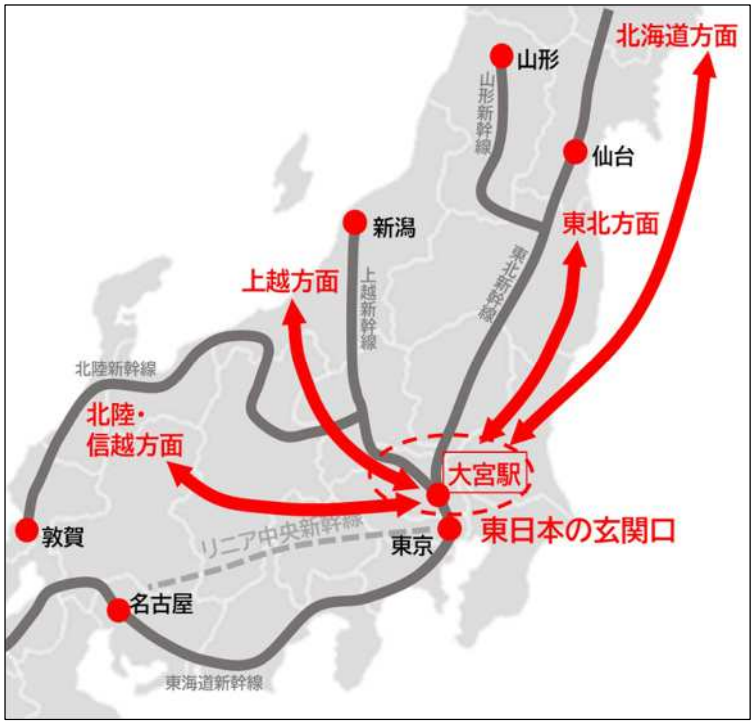
・　このことから、本市として、東日本の玄関口である大宮の一層の発展のため、新幹線の大宮駅始発の復活を鉄道事業者に対し継続的に働きかけている。

・　国としても、交通網の更なる高速化や利活用とともに、災害時における首都圏のバックアップ拠点の強化も見込めると考えられることから、大宮駅を終着とする新幹線を折り返し始発の便とすることや、定期便も含めた**新幹線大宮駅**

始発の復活について、本市の鉄道事業者への働きかけに対する国の支援を要望するものである。

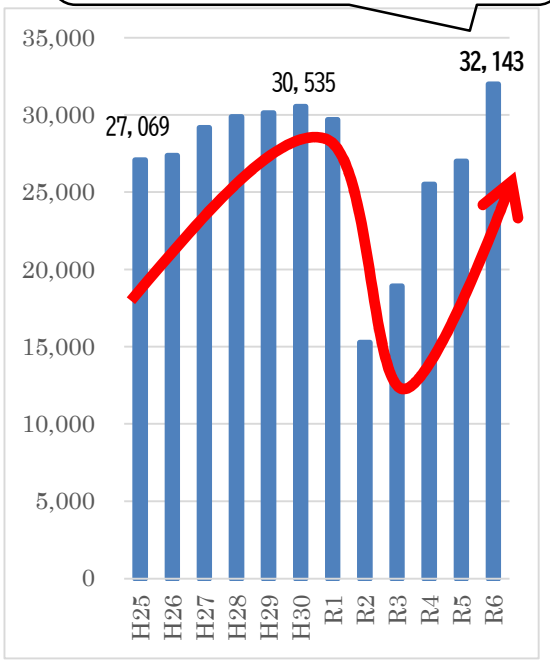
③参考

●大宮駅は日本中央回廊に対する東日本の玄関口



●大宮駅新幹線乗客数（人/日）

★ H25 から H30 にかけて 2,000 人以上増加してきたが、R1 以降はコロナ禍により減少した
★ R6 にはコロナ以前の水準を上回り、過去最高となった



★新幹線開業当時は、**大宮駅が始発駅**となっていた
★東海道新幹線では、停車駅である**品川駅、新横浜駅**が**始発運行**
★北海道新幹線が開通し、**新幹線6路線が乗り入れる大宮駅**は、ニーズの更なる増大が期待
★新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度には、新幹線大宮駅始発の**臨時便が 20 便運行**

［担当：都市局交通政策部交通政策課長　村川　宗央　℡０４８－８２９－１０５０］

〔要望先〕国土交通省

28　駅のバリアフリー化に対する支援の強化

①要望事項

駅のバリアフリー化を促進するため、鉄道事業者に対し、鉄道施設総合安全対策事業に係る国庫補助金を満額確保するとともに、補助制度の拡充を図ること

②背景・理由

ホームドアの速やかな整備

- 本市では、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段となる公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることが喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心としたバリアフリー化を進めている。
- 段差解消については、市内33駅中32駅においてエレベーター等の設置が完了しており、今後は更なる利用者の安全を確保するため、転落防止対策を主として取り組むことが重要である。
- 令和７年６月には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）に基づく基本方針における第４次目標について「最終とりまとめ」が示され、目標を引き上げた上で、引き続き整備を推進することとして、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、全体で 4,000番線の整備、そのうち、１日当たりの平均利用者が10万人以上の駅については、900番線を整備することとされている。
- 現在、鉄道事業者は**ホームドアの整備促進を発表**し、市内ＪＲ駅では、埼京・川越線及び大宮駅以南の宇都宮・高崎線・東北貨物線、武蔵野線において、**2031年度末頃までの整備が予定**されている。
- しかしながら、**鉄道事業者による整備時期が示されていない大宮駅以北の宇都宮・高崎線においても、駅ホームの安全性向上を求める地元住民の声が多く、ホームドアの早期整備が必要**となっている。
- 以上から、引き続きホームドアの更なる整備促進により一層の駅ホームの安全性向上が求められていることから、**計画的な整備が実施されるよう、支援の強化を要望する**ものである。

国庫補助金の満額確保及び補助制度の拡充

- 駅のバリアフリー化は、鉄道事業者が取組の主体となるが、バリアフリー法

には、国の責務、地方公共団体の責務もうたわれており、国、市共に、鉄道事業者に対し、設置費用について補助を行い、事業の促進を図ることが重要である。

- 以上から、更なる利用者の安全を確保するため、**鉄道施設総合安全対策事業に係る国庫補助金を満額確保し、更なる事業の促進を図ることを要望する**ものである。
- 一方で、令和３年 12 月に創設された**「鉄道駅バリアフリー料金制度※」を活用して鉄道事業者がバリアフリー設備を整備する場合、国による補助対象とはならない**と示されている。
- 今後も鉄道事業者がバリアフリー設備を計画的かつ円滑に整備できるよう、**鉄道事業者が鉄道駅バリアフリー料金制度を活用してバリアフリー設備を整備する場合においても、鉄道施設総合安全対策事業に係る補助対象とするよう、制度の拡充を要望する**ものである。

※「鉄道駅バリアフリー料金制度」

鉄道駅のバリアフリー化により受益する全ての利用者に薄く広く負担をいただく制度。鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーターなどのバリアフリー設備の整備に充てられる。第２次交通政策基本計画において示された方向性を踏まえ、令和３年12月に創設。

ＪＲ東日本は、令和８年３月の鉄道運賃改定に伴い、鉄道駅バリアフリー料金制度の適用終了。

③参考

〇市内駅のホームドア整備状況

◆整備済駅

ＪＲ京浜東北線

さいたま新都心駅	使用開始：2017年９月
浦和駅	使用開始：2017年10月
南浦和駅１番線	使用開始：2019年２月
北浦和駅	使用開始：2019年12月
南浦和駅４番線	使用開始：2020年２月
与野駅	使用開始：2020年12月
大宮駅	使用開始：2023年８月
南浦和駅２・３番線	使用開始：2026年３月

※与野駅、大宮駅は右図のスマートホームドア®により整備

埼玉高速鉄道線　浦和美園駅

使用開始：１・２番線　2001年３月　※開業時
臨時ホーム　2019年３月



ホームドア未整備駅の状況（ＪＲ宇都宮線東大宮駅）



ＪＲ京浜東北線与野駅のスマートホームドア®

〇　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・鉄道施設総合安全対策事業費補助　19,926 百万円の内数　（令和８年度　13,719 百万円）

［担当：都市局交通政策部交通政策課長　村川　宗央　℡０４８－８２９－１０５０］

〔要望先〕国土交通省

29　ウォーターＰＰＰ事業に関する国費要件の緩和

①要望事項

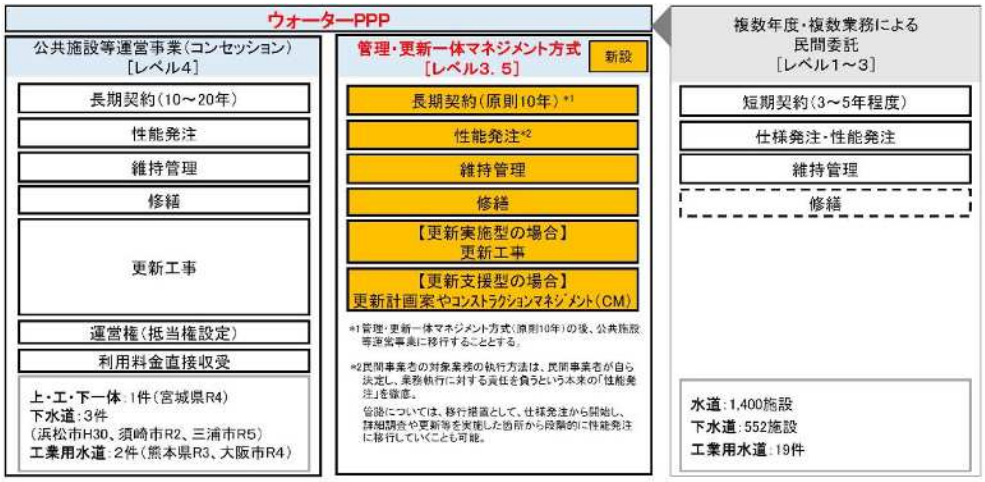
下水道法の一部改正を踏まえ、汚水管の改築に係る国費支援の要件となるウォーターＰＰＰ事業導入期限を延期し、下水道施設の老朽化対策を継続的に実施するための国費支援を行うこと

②背景・理由

- 本市における下水道管渠については、今後、改築需要が急増するため、**予防保全型の老朽化対策を継続的かつ計画的に実施することが重要**であり、本市ではアセットマネジメント手法などの導入によりコスト削減や事業平準化を図るなど様々な経営努力を行っているが、**国費要望に対して十分に配当されていない状況**にある。
- 下水道施設の老朽化対策に必要な国費支援については、**汚水管の改築**に関して、緊急輸送道路等に埋設されている汚水管の耐震化を除き、**ウォーターＰＰＰ導入を決定済み**であることが、**令和９年度以降の要件**とされた。
- 本市では、持続可能な下水道事業の運営に向けた取組の一つとして、維持管理の更なる効率化と執行体制の確保を図るため、**ウォーターＰＰＰ事業の導入を決定し、令和８年度上半期に実施方針・要求水準書（案）を公表**し、**令和８年度下半期**に**入札公告**を予定していた。
- 一方、埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生したことを踏まえ、**強靭で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施**及び**事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保**を目的として、下水道法等が改正された。
- 法改正は、本市が導入するウォーターＰＰＰ事業（更新支援型）の根幹となる**点検業務に大きく影響を与える**ものであり、点検業務については、**民間事業者からの提案を期待する主要な業務**である。
- そのため、法改正の内容を反映した実施方針・要求水準書（案）を策定せざるを得ず、その検討には時間を要することから、**現行スケジュールの見直し**が必要となった。
- 以上のことから、**国費要件におけるウォーターＰＰＰ事業の導入期限を延期し、下水道施設の老朽化対策を継続的に実施するための国費支援を要望する**ものである。

③参考

（ウォーターＰＰＰの概要）



出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版より抜粋

（本市の事業スキーム）

レベル選択	• 管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】 • 更新支援型
事業期間	• 10年
対象業務	• 維持管理・修繕・更新計画案作成
対象エリア・施設	• 対象エリアは、１処理区（９区）のうち、３区 • 対象施設は、管路施設のみ ※マーケットサウンディング等の客観的情報に基づき選定
発注方式	• 性能発注とするが、移行措置（仕様から性能への移行）を適用
プロフィットシェア	• 導入する方向で検討

［担当：建設局下水道河川部下水道維持管理課長　吉田　大祐　℡０４８－８２９－１５５６］

〔要望先〕文部科学省

30　学校給食費の無償化の実現

①要望事項

１　中学校を含めた給食費無償化について、国の責任において明確かつ早急に制度化すること
２　無償化に必要な食材費と国の基準額との差額が生じることのないよう、各自治体の実情に応じ物価高騰分も含めて適時の額としたうえで、食材費について、恒久的かつ安定的な財政措置を講ずること

②背景・理由

・　国は令和８年４月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を開始しており、義務教育段階における保護者負担の軽減を国策として推進する方向性が示された。
・　学校給食は、学校給食法に基づく教育活動の一環であり、教育条件の均衡を確保する観点からも、９年間を通じた義務教育の一体性を踏まえた制度設計が不可欠である。しかし、小学校のみを対象とする現行制度では、中学校との間で同じ義務教育でありながら保護者負担の有無に不整合が生じている。

１　国による中学校給食費無償化の早期実施と明確かつ早急な制度化

・　国は、中学校給食の負担軽減について「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」としているが、学校給食費無償化は市民からの関心が高く、物価高の支援や子育て世帯の負担軽減に繋がる重要な施策であることから、**中学校給食の無償化を早期に実施することを要望する**ものである。
・　また、現行は学校給食法の改正が行われず、自治体への予算補助により食材費相当額のみを支援する運用であることから、安定的な制度の実施のため、**給食費無償化を明確かつ早急に制度化することを要望する**ものである。

２　各自治体の実情に応じた、食材料費相当分の国の恒久的かつ安定的な全額負担

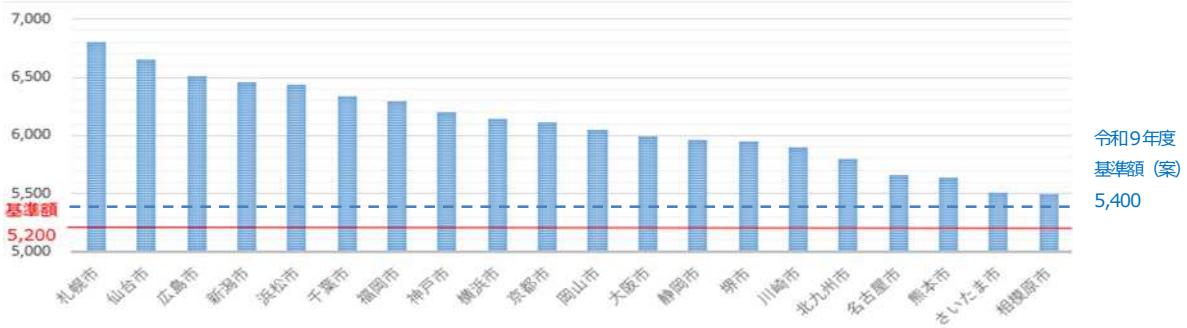
・　本市では、あたたかくておいしい給食を提供するため、全小中学校において給食室の整備と栄養教諭等の配置による、きめ細かな食物アレルギー対策や栄養バランスの優れた給食を提供してきたほか、学校における食育を推進するた

め、地場産物を取り入れた郷土食の提供、地元で活躍しているシェフが四季の新鮮な地域の食材を使用した献立を提案してきたところである。

- 昨今の物価高騰の影響を受ける中でも、本市の学校給食の特色を損なうことなく、栄養バランスの良い質や量を保った給食を引き続き提供できるよう、献立の工夫による食材料費の調整や一般財源の措置による保護者負担額の維持及び給食費の抑制に努めている。
- 一方、国が示す小学校段階での「学校給食費の抜本的な負担軽減」の基準額は、令和５年度を基準に約２年分の物価上昇率を反映した令和７年度ベースの算定だが、これは最新の物価状況が反映されておらず、全ての指定都市の令和８年度学校給食費を下回っており、本市においても、２億４千万円程度の一般財源による負担が生じている。
- また、文部科学省の令和９年度概算要求における基準額案についても、全ての指定都市の令和８年度学校給食費を下回っている上、消費税率の引下げに伴う影響については予算編成過程において調整することとされており、当該基準額が更に変動することが想定される。
- 今後も物価上昇が継続し、支援基準額が食材料費を充足しない場合、少なくとも同程度かそれ以上の負担が毎年度継続され、栄養教諭等による質と量を保った給食を提供し続けることが困難になることが懸念される。
- 学校給食は、子どもの健康維持と心身の健全な発達を図るため、きめ細かな食物アレルギー対策や栄養バランスが考慮されていることは全国共通であり、学校給食の質と量を確保するため、各自治体の実態を踏まえたうえで**食材料費相当分の全額を国が継続的に負担することを要望する**ものである。

③参考

令和８年度　小学校月額給食費（指定都市・基準額比較）　（円）



学校給食費予算額　（千円）

	令和7年度予算	令和8年度予算	内、市負担
小学校	3,917,564	4,144,970	236,326
中学校	2,087,692	2,238,593	494,984
合計	6,005,256	6,383,563	731,310

※「市負担」は、重点支援地方交付金の充当分を除いた額

［担当：教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課長　紺野　玄之　℡048-829-1591］

〔要望先〕スポーツ庁・文化庁

31　部活動地域展開への財政的支援

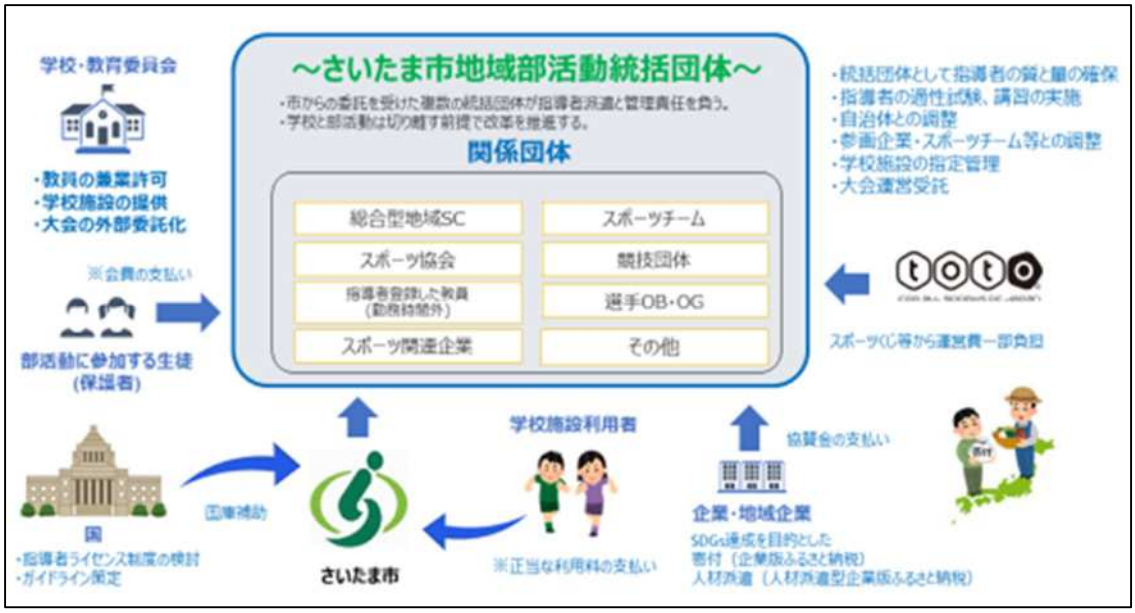
①要望事項

部活動の地域展開が我が国における部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、国の責任において、その地域展開に向けた取組及び移行後の継続的かつ安定的な運営が行われるよう十分な財政措置を講じること

②背景・理由

- 公立中学校等における休日の部活動の地域展開については、本市では令和５年度からモデル校を選定して検証を行っているが、令和７年12月にスポーツ庁及び文化庁から発出された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、令和８年度から令和13年度までを改革実行期間と位置付けられたことから、引き続き、**地域における持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の在り方について、検討を進めている**ところである。
- 本市におけるモデル事業では、令和５年度および６年度は、３校をモデル校とし、「統括団体」が派遣する指導者により、休日の地域クラブ活動の指導を行った。併せて、指導者の募集・登録・派遣・謝金の支払い等の役割を担う「統括団体」の具体的な運営の在り方について検証を行った。
- また、令和７年度には、モデル校を８校に拡大して上記の実証を行い、全市展開に向けた成果と課題の検証を進めた。その結果、**指導者の確保や市独自の地域展開ガイドラインの作成の必要性など、多くの課題が明らかになった。**
- これらを踏まえ、令和８年度では、これまでの課題の解消に向け、引き続き８校のモデル校での検証を実施しており、「統括団体」の在り方に加え、①実施主体となる地域クラブの在り方、②学校と地域が共同で立ち上げた組織「まちクラブ」の在り方、についても検証を進めている。
- **令和９年度以降、段階的に全市展開を進めていくことを想定した場合**、本市の市立中学校59校における人材や施設の確保、その他様々な課題があげられるが、とりわけ、**必要な財源がなければ継続的かつ安定的な運営が不可能である。**
- このことから、**国から示されている改革実行期間を見通した継続的な財政支援を要望する**ものである。

③参考



※令和９年度以降の全市展開を想定した場合、財源が確保できない。

○地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備事業（令和８年度予算）

＜主な経費＞

- **統括団体委託費**　126,160 千円
  （モデル校において、統括団体が休日の地域クラブ活動を実施し、運営の在り方を検証する）
- **協議会報償費**　180 千円
- **ＰＲリーフレット**　429 千円
- **コーディネーター人件費**　2,670 千円

○　国の令和９年度予算概算要求等の状況

- 概算要求状況
  部活動の地域展開等の全国的な実施　155 億円
  （令和８年度 57 億円、令和７年度補正 82 億円）
- 事業概要
  地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

［担当：教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課長　猪鼻　孝之 TEL０４８－８２９－１６５６］

〔要望先〕文部科学省

32　教育ＤＸの推進に向けた支援

①要望事項

「ＧＩＧＡスクール構想」及び「校務ＤＸ」の推進に当たり、児童生徒１人１台端末等のランニングコスト、教職員端末やネットワーク及びシステム等の維持に係る経費について、国庫補助の対象とすること

②背景・理由

・　国では、教育ＤＸの推進において、ＧＩＧＡスクール構想による、全ての子どもたちの可能性を引き出すための個別最適・協働的な学びの一体的な充実と、校務ＤＸを通じて、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化の実現を目指している。

・　また、国の「教育ＤＸに係るＫＰＩの方向性」では、児童生徒用端末の予備機、指導者用端末及び十分なネットワーク速度の確保、ネットワーク統合による次世代型の校務支援システム等の導入を各自治体に求めている。

・　国が示すＫＰＩの実現のためには、ＩＣＴ環境整備に係る通信回線、各種クラウドサービスの活用に伴うアカウント管理、並びに１人１台端末の修繕及び保守に係る費用等、国庫補助対象外であるにもかかわらず、**多額の費用が必要である。**

・　「学校のＩＣＴ環境整備３か年計画」に基づき、一部の経費に対する地方財政措置は講じられているものの、教育ＤＸを更に推進するためには、多額の予算を継続して確保する必要があることから、**児童生徒１人１台端末等のランニングコストや教職員端末並びにネットワーク及びシステム等の維持に係る経費について、国庫補助の対象とすることを要望する**ものである。

③参考

【教育用校内ネットワーク保守等業務当初予算額及び補助率の推移】

	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
予算額（千円）	142,055	128,055	132,302	144,557	183,863
補助率	1/2	1/2	1/3	0	0

補助金の削減により市の負担が増加

令和７年度以降も多額の予算を要しているが 国庫補助対象外であり全額負担となっている

【課題と要望の実現効果】

GIGAスクール構想の推進
1人1台端末の整備後も、持続可能な環境とするためには、**継続的な費用負担が必要**である。

１人１台端末の整備後も、各種クラウドサービスの活用に伴うアカウントやネットワーク保守管理費用、端末の修繕及び保守費用が継続的に必要となる。

校務DXの推進
教職員の業務改善を推進するためには、**多額の費用が必要**である。

業務改善を推進するためのクラウドサービス等、ネットワーク及びシステムの維持に係る経費が必要となる。

教育DXを更に推進させるために上記経費を国庫補助の対象とすることを要望

【実現効果】
GIGAスクール構想及び校務DXの推進により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適・協働的な学びの一体的な充実と、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を実現。

［担当：教育委員会事務局学校教育部教育研究所長　紺野　雅弘　℡０４８－８３８－０７８１］

〔要望先〕文部科学省

33　35 人学級実現のための教室の整備と教職員の確保

①要望事項

１　中学校における 35 人学級の実施に対応するための教室整備に係る財政支援を図ること
２　教員の負担を軽減するとともに、教育の質の維持及び向上のため、必要な教職員定数を確保すること

②背景・理由

１　中学校における 35 人学級の実施に対応するための教室整備

・　本市の中学校は、１学級あたりの生徒数が指定都市の中で最も多く、35 人学級の実施による学級数の増加に対する影響が大きい。そのため、きめ細かな教育環境の実現に向けて計画的な整備を行う必要がある。
・　35 人学級の実施により、令和９年度から令和 10 年度までに約 71 学級分の教室を確保する必要がある。このため、特別教室等の転用や配置変更を行うための改修、仮設校舎（リース校舎）の設置など、**教室整備に係る財政支援の更なる充実を図ることを要望する**ものである。

２　必要な教職員定数の確保

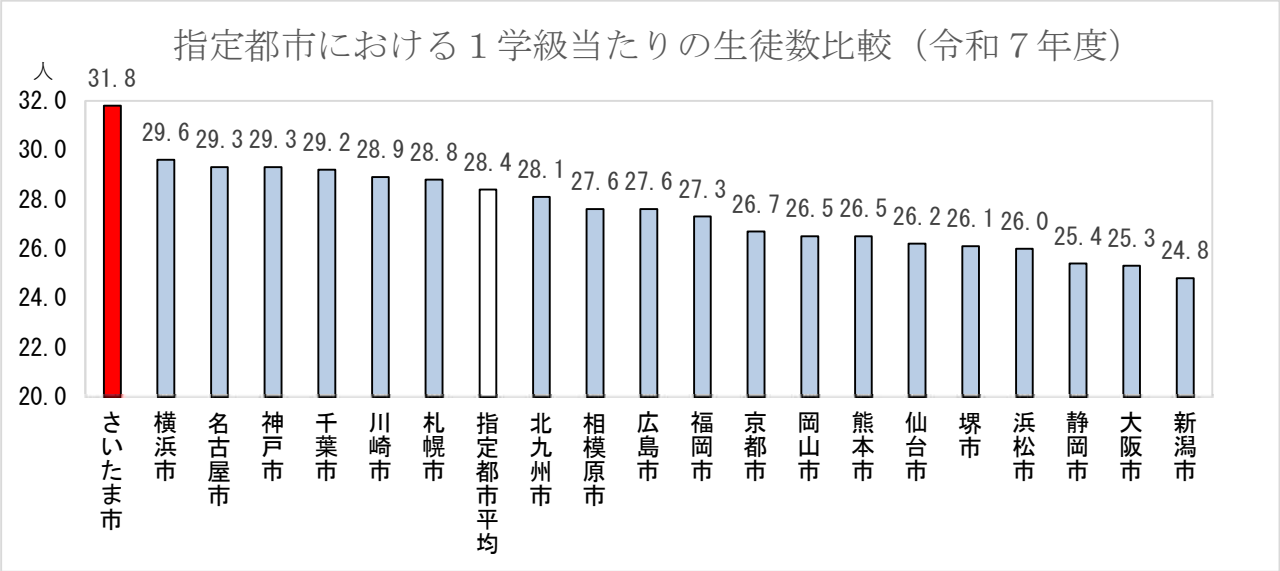
・　全国的に人口減少が進む中でも本市は人口増加傾向にあり、令和８年２月に公表された総務省の住民基本台帳人口移動報告では、14 歳以下の転入超過数が全国 21 大都市の中で１位となっていることから、他の指定都市と比較しても教員の負担及び 35 人学級の実施による人件費への影響が大きい。
・　現在の試算では、令和９年度から令和 10 年度までに教職員定数が 158 人増加する見込みである。
・　35 人学級の実施は、義務教育の根幹となる基盤整備であるため、今後の法律改正による教員配置の対応について、既存の加配定数からの振替によることなく、措置すべきと考える。
・　学校が抱える様々な課題を改善し、教員の負担を軽減するとともに、教育の質の維持及び向上を実現するため、**引き続き必要な加配定数を確保するとともに、基礎定数の増員を含めた抜本的な教職員定数の改善を要望する**ものである。

③参考

生徒数推計及び35人学級の実施を踏まえた教室改修等及び基礎定数増の見込み

	R9	R10	計
教室改修等の見込み数	15学級	56学級	71学級
教職員の基礎定数の増加見込み	65人	93人	158人

※令和８年度推計等による見込み



※令和７年度　学校基本調査（令和７年５月１日現在）より算出

［担当：教育委員会事務局管理部学校施設管理課長　　木村　哲也　℡０４８－８２９－１６３２］
［担当：教育委員会事務局学校教育部教職員人事課長　橋本　大輔　℡０４８－８２９－１６５０］

〔要望先〕文部科学省

34　教育支援体制を担う人材確保のための財政措置

①要望事項

１　専門家を活用した教育相談体制の充実と不登校児童生徒の学びの場を確保するため、確実な財政措置を講ずること
２　いじめの重大事態の調査を目的とした調査組織の設置・運営に対する必要な財政措置を講ずること
３　医療的ケア児の教育を受ける権利を保障するため、看護師の恒久的かつ安定的な配置が可能となるよう、継続的かつ十分な財政措置を講ずること

②背景・理由

１　小・中学校におけるいじめ対策・不登校等支援等に対する補助

・　不登校児童生徒数が増加傾向の中、深刻化・多様化する悩みや相談に対応するためには、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）など専門スタッフの配置による教育相談体制の一層の充実は必須である。
・　また、本市では校内教育支援センターを全ての市立小・中・中等教育学校に設置しているが、ボランティアスタッフや授業の無い教職員が児童生徒の対応をしており、人員配置等の安定した運営体制の確保が課題となっている。
・　ＳＣ、ＳＳＷ等の専門的知識を有する者の充実した配置や、校内教育支援センターに常駐する人員体制の安定的な確保には、相当程度の人件費等を要することから、**当初予算において本事業に対する国庫補助が十分に確保されることは重要である**が、現状、国庫補助が満額確保されておらず、本市においても国庫補助の不足による超過負担が毎年生じている。
・　よって、いじめ対策・不登校等支援等に対応するための、**専門的知識を有する者の充実した配置及び校内教育支援センターの安定した運営体制確保に向け、当初予算における十分な国庫補助を含めた一層の財政措置を要望する**ものである。

２　いじめの重大事態に係る調査組織の設置・運営に対する支援

・　各自治体におけるいじめの認知件数が年々増加する中、本市でもいじめの未然防止、早期発見及び早期対応を徹底するための継続的な取組を進めている。
・　いじめ防止対策推進法により、重大事態が発生した場合、学校の設置者において第三者性を確保した調査組織を設置し、事実関係の調査及び再発防止に向けた対応を行うことが求められている。当該調査組織の運営に当たっては、弁護士や臨床心理士等の専門家の参画が不可欠であり、また、事案によっては調査が長期

化することから、**調査及び組織運営に要する経費が多額となっている。**

・　さらに、専門家の確保に当たって、現行の報酬水準では人材確保が困難な状況が生じていることから、報酬水準の改善を進める必要がある。

・　いじめの重大事態への迅速かつ適切な対応の継続には、調査組織の設置・運営体制を安定的に確保することが不可欠であるため、調査組織の設置及び運営に要する経費について、地方公共団体の財政負担の実情を踏まえた**必要な財政措置が講じられるよう要望する**ものである。

３　学校における医療的ケア児に対する支援の強化

・　学校に在籍する医療的ケア児に対する適切な支援は法令上の責務であり、本市では、特別支援学校における医療的ケアに加え、市立小・中学校に在籍する医療的ケア児に対して看護師を派遣する事業を令和元年度から実施している。

・　看護師費用に係る**国庫補助は当初予算において満額確保されておらず、**今後も対象者の増加が見込まれることに加え、本市では令和８年度から市立特別支援学校に在籍する医療的ケア児の登下校時に対する支援も開始したことから、**国の当初予算における国庫補助負担分の満額確保を要望する**ものである。

③参考

■教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策･不登校支援等総合推進事業)の内示額

（単位：千円）

	R4	R5	R6	R7	R8
総事業経費（事業計画時）	416,668	421,625	443,973	344,494	384,200
総事業経費の１／３（補助満額）	136,887	140,540	147,990	114,802	128,067
補助内定額	106,523	100,015	90,101	84,784	83,894
補助不足額	**30,364**	**40,525**	**57,889**	**30,018**	**44,173**

※過去５年間、年度当初に総事業経費に対して、１／３の国の補助が満額確保されていない。

■校内教育支援センターの利用人数

（単位：人）

	R6	R7.12末
小学校	539	441
中学校	751	633

※校内教育支援センターの主な支援者
学級担任、学級担任以外の教員、スクールアシスタント、管理職、教務主任、学生・地域ボランティア、退職校長会など

■教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の内示額

（単位：千円）

	R3	R4	R5	R6	R7
総事業経費（事業計画時）	23,094	21,543	29,034	39,690	56,789
総事業経費の１／３（補助満額）	7,698	7,181	9,678	13,230	18,929
補助内定額	7,698	5,922	8,225	10,941	14,461
補助不足額	**0**	**1,259**	**1,453**	**2,289**	**4,468**

※過去４年間、年度当初に総事業経費に対して、１／３の国の補助が満額確保されていない。

■看護師が対応を行っている医療的ケア児の人数

（単位：人）

	R3	R４	R５	R６	R7
小学校	3	8	9	14	16
中学校	0	0	0	0	1
特別支援学校	33	35	36	35	43

［担当：教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室長　日比　瑞輝　℡０４８－７１１－５４１２］
［担当：教育委員会事務局学校教育部生徒指導課長　坂東　千里　℡０４８－８２９－１６１３］
［担当：教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室長　前橋　力　℡０４８－８２９－１６５８］

〔要望先〕こども家庭庁

35　医療的ケア児保育の推進

①要望事項

１　保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）に看護師の経験年数に応じた加算分単価を創設すること
２　３名以上の医療的ケア児を受け入れる場合に、人数に応じた基本分単価を加算すること

②背景・理由

１　看護師の経験年数に応じた加算分単価の創設

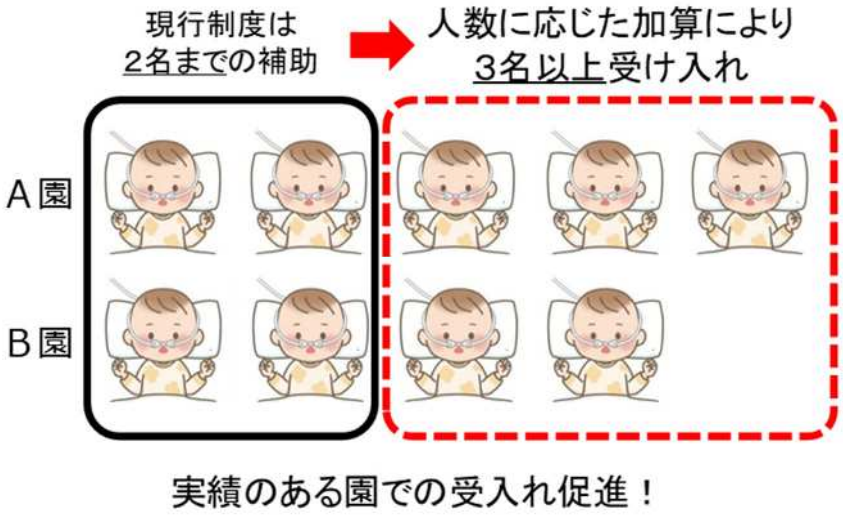
・　保育対策総合支援事業費補助金において、看護師の人件費や消耗品の需用費等、幅広い費目に係る費用について補助をいただいている。
・　医療的ケアの内容や医療的ケア児の発達段階に合わせた個別の対応が必要であるため、その児童の状態を把握した看護師の継続的な対応が望ましい。
・　しかしながら、現行の国の制度は、勤務年数が考慮されておらず、**継続雇用した場合の昇給分は施設が負担していることから、経験年数に応じた加算分単価の創設を要望する**ものである。

２　３名以上の医療的ケア児の受け入れ

・　医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが定められ、医療的ケア児保育実施園の拡大を進めている状況である。
・　一方で、現行の補助制度は、医療的ケア児２名までの補助となっており、**超過分について施設の費用負担が生じていることから、３名以上の医療的ケア児を受け入れる場合に、人数に応じた加算を要望する**ものである。

③参考

○３名以上の医療的ケア児の受け入れ



●市内の医療的ケア児受入れ状況

令和８年４月１日現在　　計　16 園、40 名

●市内の医療的ケアを必要とする未就学児の数

令和８年４月１日現在　　85 名

※障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給決定を受けている医療的ケアを必要とする未就学児の数
※小児慢性特定疾病に罹患している児童のうち医療的ケアを必要とする未就学児の数

［担当：子ども未来局子育て未来部保育施設支援課長　野地　光　℡０４８－８２９－１８８２］

〔要望先〕厚生労働省

新規 36　頼れる身寄りがいない高齢者支援に係る制度の整備

①要望事項

１　低所得者が利用者負担を理由として制度利用を断念することがないよう、預託金等の負担軽減に向けた財政支援を行うこと
２　支援の担い手を確保し、支援を安定的かつ継続的に提供できる体制を構築するため、社会福祉法人や民間事業者等の参画促進に向けた制度整備及び財政支援を行うこと

②背景・理由

１　低所得者が利用しやすい環境の整備について

・　単身高齢者世帯等の増加に伴い、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常の金銭管理をはじめ、入院・入所手続及び死後事務等への対応が困難となる事例が増加しており、生活上の課題に対応する仕組みが求められている。
・　このような中、令和８年６月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援及び死後事務支援を行う事業が第二種社会福祉事業として位置付けられることとされた。
・　これに先立ち、本市では平成30年度から、さいたま市社会福祉協議会において「高齢者くらしあんしん事業」を実施し、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援等を行っているところである。
・　しかし、その利用に当たっては、入院・入所手続及び死後事務に係る預託金として 120 万円が必要となることから、利用を希望しながらも利用に至らないケースが見受けられ、令和７年度末時点での契約者数は６人にとどまっている。特に支援の必要性が高い低所得者にとっては預託金の負担が大きく、制度利用の障壁の一つとなっている。
・　今後、身寄りがいない高齢者の更なる増加が見込まれる中、経済的な事情にかかわらず必要な支援を利用できる環境を整備することが重要である。そのため、国における制度設計に当たっては、**事業実施主体への財政支援や、預託金を必要とする場合の公的な保証制度の創設など、低所得者が利用しやすい制度となるよう検討することを要望する**ものである。

２　担い手の確保及び安定的・継続的な支援体制の構築について

・　また、前述の事業は、第二種社会福祉事業として位置付けられ、社会福祉協議会をはじめとした多様な主体が支援の提供を担うことにより、地域において必要な福祉サービスの利用の確保を図るものとされている。

・　一方、相談対応に当たっては、相続、財産管理及び死後事務等に関する専門的な知識が求められるほか、公正証書の作成等に係る事務負担も大きく、高い専門性を有する人材の確保が必要となっている。本市においても、社会福祉協議会の現行の人員体制の下では、利用ニーズの増加に応じた大幅な受入れの拡大は困難な状況にある。

・　今後増加が見込まれる支援ニーズに対応するためには、担い手の確保及び専門性の維持を図るとともに、社会福祉協議会のみならず、社会福祉法人や民間事業者等の多様な主体が参画し、それぞれの専門性を生かしながら支援を提供できる体制を構築することが重要である。

・　また、利用者の生活支援や死後事務支援は長期にわたり継続されるものであることから、事業者の撤退等により支援が中断することのないよう、**支援を安定的かつ継続的に提供できる体制を確保する必要がある。このため、多様な主体の参画促進に向けた制度整備及び財政支援に加え、事業者の撤退等が生じた際にも利用者が保護されるセーフティネットの構築を要望する**ものである。

③参考

〇さいたま市社会福祉協議会「高齢者くらしあんしん事業」実績（過去５年）

（単位：件）

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
問合せ・相談件数	３８	４３	４８	５５	６１
新規契約件数	０	０	０	１	０
年度末契約件数	８	６	６	７	６

〇　国における令和９年度予算の概算要求等の状況

・　概算要求状況

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金　５５億円内

（令和８年度　３８億円内）

［担当：福祉局長寿応援部高齢福祉課長　百澤　和宏　℡０４８－８２９－１２６０］

〔要望先〕経済産業省・国土交通省・環境省

37　2050 年カーボンニュートラルに向けた電動車の普及促進

①要望事項

１　電気自動車や燃料電池自動車などの電動車に対する導入支援及び持続可能な充電インフラ環境の構築に向けた支援を継続的に行うこと
２　大型の電動車両などの技術開発や量産化、電源活用の拡大等に向けた継続的かつ一体的な支援を行うこと

②背景・理由

１　車両導入・充電インフラ環境の構築支援

・　電動車については、国により令和３年６月 18 日に策定された「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、乗用車、商用車の具体的な電動化目標が示され、また、令和５年10月には「充電インフラ整備促進に向けた指針」が策定された。

・　本市はこれまでも「E-KIZUNA Project」として、自動車メーカーをはじめとした事業者等と電動車普及に向けて取り組み、現在では、100 台を超える電気自動車を公用車として導入しているところである。

・　一方、電気自動車や燃料電池自動車の普及には、車両価格の低減等による社会受容の拡大、充電スタンド・水素ステーション等のインフラ整備といった課題があり、本市内における令和６年の乗用車の新車登録台数に占める電動車の割合は約50%となっていることから、一層普及に向けた取組が必要である。

・　ＥＶ充電に関しては、本市が黎明期から率先して公共施設等へ設置してきた充電設備が更新時期を迎えていることに加え、令和６年の公正取引委員会の報告も踏まえ、公共用地の貸付等により民間事業への移行を予定しており、事業者が整備するにあたっては、国の補助金活用を見込んでいる。

・　以上から、電気自動車や燃料電池自動車を導入しようとする者に対しては、**補助等による支援を継続的に行うこと**と併せて、安心して利用できる環境を構築するために、ＥＶ充電設備・水素ステーション等の**インフラ整備に対する支援も継続的に行うことを要望する**ものである。

・　また、**水素ステーションについては、**令和２年度時点で市内に最大５箇所あったステーションが現在は１箇所になるなど、採算性に課題を有しており、**ランニングコストも含めて、支援を行うことを要望する**ものである。

２　技術開発や量産化、電源活用の拡大などの取組に対する支援

・　本市では、特殊車両の電動化に向けても電池交換式のＥＶ塵芥車の実証試験を事業者と共同で実施している。

・　電池交換ステーションには、隣接する廃棄物処理施設の電力を有効活用しており、「エネルギー循環型ごみ収集システム」の構築を通じて地域の脱炭素化及びレジリエンス強化を目指すものである。

・　一方で、電池交換式のＥＶ塵芥車は実証段階にはあるものの、製品化には至っていないのが現状であり、**大型車両の電動化**など電動車の本格的な普及に向けては、**技術開発や量産化、電源活用の拡大など**、普及に資する取組に対して、**継続的な支援を行うことを要望する**ものである。

③参考

さいたま市内の水素ステーション設置状況

名称	事業者	方式	所在	整備年度
ENEOS　Dr.Drive セルフ 大和田店	ENEOS	オフサイト	見沼区大和田町	H26 **(R8.6 閉鎖)**
ENEOS さいたま緑 水素ステーション	ENEOS	移動式	緑区美園一丁目	H27 **(R6.3 閉鎖)**
ENEOS さいたま見沼 水素ステーション	ENEOS	移動式	見沼区宮ケ谷塔	H27 **(R5.3 閉鎖)**
浦和水素ステーション	東京ガス	オンサイト	桜区中島	H27 **(R7.6 閉鎖)**
イワタニ水素ステーションさいたま西	岩谷産業	オフサイト	西区宮前町	R2

ごみ発電を活用した電池交換式ＥＶ塵芥車の実証試験





［担当：環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課長　庄司　哲宏　℡０４８－８２９－１３１２］

〔要望先〕総務省

38　地方一般財源総額の確保・充実等

①要望事項

１　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額については、社会保障関係費や物価高に伴う財政需要等の一層の増加を踏まえ、確実な充実を図ること
２　地方の歳出や税収の動向を的確に把握し、地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を廃止すること

②背景・理由

１　地方一般財源総額の確保・充実

・　令和８年８月に公表された、令和９年度の地方財政収支の仮試算では、地方一般財源総額について、**令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保し、経済・物価動向等を的確に反映することとされているが、**令和９年度の地方財政計画において、確実な充実を図ることを要望する**ものである。

・　特に、**人件費の増加や物価高を踏まえた公共事業や施設管理、サービス等における価格転嫁への取組に当たり、地方の負担が生じる場合には、所要の財源を確実に確保することを要望する**ものである。

・　地方の重要な一般財源である消費税及び地方消費税については、地方消費税の減収及び地方交付税原資の減少により地方財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において適切な補填措置を講ずることを要望するものである。

２　臨時財政対策債の廃止・償還基金費の継続措置

・　**臨時財政対策債については、**令和９年度の地方財政収支の仮試算において、令和８年度に引き続き発行額ゼロとされているが、さらに、**地方交付税総額を増額するとともに、法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、廃止することを要望する**ものである。

・　また、令和８年度地方交付税において基準財政需要額に算入された臨時財政対策債償還基金費については、地方団体の財政健全化及び将来負担比率の軽減に資することから、令和９年度以降も継続して措置することを要望するものである。

③参考

【本市における予算額の推移（一般会計）】

（単位：億円）

区　分	令和８年度		令和７年度	対前年度	
		構成比		増減額	増減率
義務的経費	4,129	57.7%	3,859	＋270	＋7.0%
人件費	1,570	21.9%	1,447	＋124	＋8.6%
扶助費	1,964	27.4%	1,855	＋109	＋5.9%
公債費	595	8.3%	557	＋38	＋6.8%
物件費	1,125	15.7%	1,071	＋54	＋5.0%
普通建設事業費	693	9.7%	918	△225	△24.5%
補助事業	242	3.4%	355	△113	△31.9%
単独事業	416	5.8%	515	△99	△19.3%
国直轄事業負担金	36	0.5%	48	△13	△26.0%
災害復旧事業費	0	0.0%	0	0	0.0%
維持補修費	67	0.9%	73	△6	△7.8%
補助費等	372	5.2%	402	△30	△7.5%
積立金	59	0.8%	12	＋47	＋401.6%
投資及び出資金	1	0.0%	1	0	＋0.7%
貸付金	284	4.0%	282	＋2	＋0.7%
繰出金	428	6.0%	414	＋14	＋3.4%
予備費	2	0.0%	2	0	0.0%
合計	7,160	100.0%	7,034	＋126	＋1.8%

［担当：財政局財政部財政課長　間　太郎　℡０４８－８２９－１１５０］

〔要望先〕総務省

39　「国の予算編成の在り方の見直し」を踏まえた地方財政措置

①要望事項

「国の予算編成の在り方の見直し」に当たっては、地方の事業執行に支障が生じないよう、地方負担分について地方債も含めた適切な財政措置を講じ、地方交付税措置等を考慮した上での実質的な地方の負担が増大しないようにすること

②背景・理由

- 国の補正予算は、当初予算では対応しきれない、年度中に生じた災害復旧、物価高騰対策等を行うために追加で編成される予算であり、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のために編成されるものであるが、近年は、常態化すると同時に規模が拡大している。
- そのような状況を踏まえ、令和８年７月 30 日に閣議了解された「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上することが示された。また、同日開催の第 12 回経済財政諮問会議においては、各府省庁の概算要求を踏まえ、補正予算と当初予算の区分の考え方について、具体化・明確化していくこととされたところである。
- 本市においても、国の補正予算に伴う対応として補正予算を計上し、公共事業等を実施しているが、現在、補正予算事業のみに活用できている防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債（以下「防対債」とする。）や補正予算債が活用できなくなった場合、実質的な地方負担が増大し、事業の執行に著しい支障が生じることとなる。
- このため、防対債の対象となる第１次国土強靭化実施中期計画に基づく補助事業は、現在、補正予算分のみとなっているが、これまで補正予算分として対応していたものについて当初予算分として対応し、引き続き、防対債の対象となるよう要望するものである。
- また、その他の公共事業等についても、これまで補正予算債を活用していたものについて、引き続き、同等の財政措置が講じられるようにする必要がある。
- よって、今後**「国の予算編成の在り方の見直し」に当たっては、地方の事業執行に支障が生じないよう、地方負担分について地方債も含めた適切な財政措置を講じ、地方交付税措置等を考慮した上での実質的な地方の負担が増大しないようにすることを要望する**ものである。

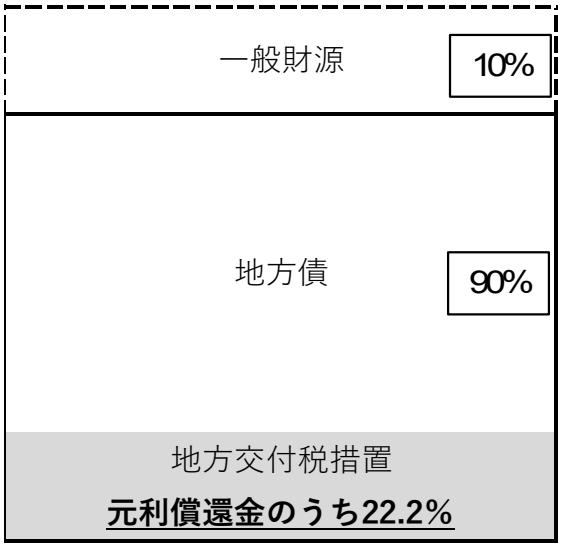
③参考

○さいたま市における国補正予算に伴う対応

	令和６年度 補正予算				令和７年度 補正予算			
	事業費	国庫補助金	市債	一般財源等	事業費	国庫補助金	市債	一般財源等
社会資本整備総合交付金を活用した事業費 【防災・減災、国土強靭化】	69.1	15.2	50.5	3.3	42.8	11.2	30.8	0.7
うち、防災・減災、国土強靭化分	68.2	14.8	50.5	2.9	41.2	10.5	30.3	0.4
うち、通常分	0.9	0.4	0	0.4	1.6	0.7	0.5	0.3

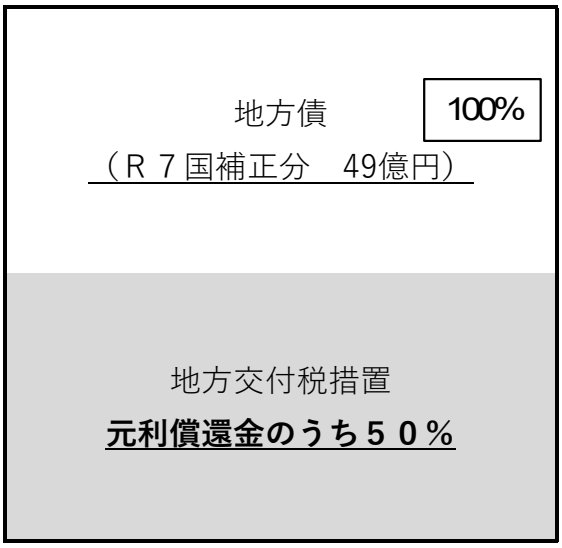
○公共事業等における地方財政措置

（通常の場合）



※公共事業等債活用の場合

（国補正の場合）



※防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債活用の場合

［担当：財政局財政部財政課長　間　太郎　℡０４８－８２９－１１５０］

〔要望先〕総務省

40　公共施設等適正管理推進事業債の期限延長の措置等

①要望事項

公共施設等適正管理事業債について、期間の延長等の措置を確実に講じるとともに、市民等が日常的に利用する公共性が高い区役所・支所等の公用施設や公営住宅を施設の集約化・複合化事業等の対象事業として拡充すること

②背景・理由

・　施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした「公共施設等適正管理推進事業債」（以下「公適債」とする。）については、平成29年度の創設以来、対象事業の追加や地方債の元利償還金に対する交付税措置率の引上げなど、制度の拡充が図られてきたところだが、期限は令和８年度までとなっている。

・　本市の施設の多くは、今後、築60年を迎える施設が急増し、それに伴う修繕、改修及び建替えのコストの増加が見込まれるところであるが、区役所・支所等の公用施設や公営住宅は公適債（集約化・複合化、長寿命化等）の対象外とされており、財政的な支援がないため個別施設計画に基づく計画的な保全更新が難しい状況にある。

・　区役所や支所等の公用施設については、市民等が日常的に利用する公共施設部分と一体的に整備がなされており、安全に市民サービスを維持していく上でも、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となるが、当該施設を集約化・複合化及び長寿命化するための事業費は多額となっている。特に、近年では公共施設マネジメントの観点から、公用施設と公共施設の複合化を進めている。

・　また、公営住宅についても、市民の人命に関わるものであり、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となるが、当該施設を集約化・複合化及び長寿命化するための事業費は多額となっており、国庫補助金と使用料収入だけでは財源を確保することが困難となっている。

・　よって、地方交付税措置をはじめ十分な財政措置が不可欠であることから、**公適債について、期間の延長等の措置を講じるとともに、市民等が日常的に利用する公共性が高い区役所・支所等の公用施設や公営住宅を施設の集約化・複合化事業等の対象事業として拡充を要望する**ものである。

③参考

■本市における公共事業等適正管理推進債の発行額推移

（単位：億円）

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
発行額	58.2	57.4	46.5	33.4

■本市における、市民等が日常的に利用する公共性が高い区役所・支所等の公用施設と公共施設の複合化等の事例

（集約化・複合化に要する経費）

施設名	事業費見込額	市民等が庁舎で行った、住民記録戸籍関係手続件数（年間）
中央区役所	約314億円（※）	約7.0万件

※中央区役所（公用施設）と図書館、老人福祉センター（公共施設）を複合化。その他、公民館、児童センター、産業文化センター、プールについても一体で施設の再編統合。

（長寿命化に要する経費）

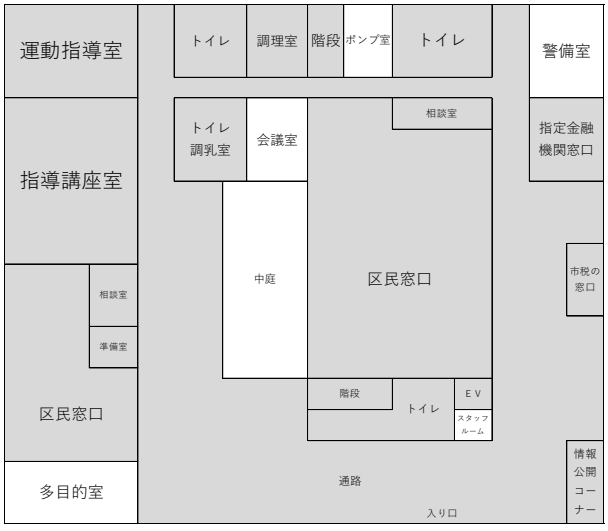
施設名	事業費見込額	市民等が庁舎で行った、住民記録戸籍関係手続件数（年間）	保健所で、感染症に係る相談や検査を受けた件数（年間）
西区役所	約16.7億円	約5.1万件	ー
桜区役所	約13.9億円	約4.6万件	ー
見沼区役所	約12.2億円	約7.3万件	ー
三室支所	約1.0億円	約0.4万件	ー
馬宮支所	約0.5億円	約0.5万件	ー
保健所	約14.4億円	ー	約1,200人
計	約58.7億円	約17.9万件	約1,200人

■公用施設に占める公共部分のイメージ

【さいたま市西区役所概略図】

灰色部分が公共利用に資する箇所

１階



３階



■公営住宅使用料の充当先及び市の負担分

（単位：億円）

年度	公営住宅使用料	充当先		公営住宅公債費（Ｂ）	市負担分 Ｂ－Ａ
		維持管理費等	公債費（Ａ）		
令和６年度	6.9	6.6	0.3	4.2	3.9
令和７年度	7.0	7.0	0	4.0	4.0
令和８年度	7.2	7.1	0.1	3.9	3.8

［担当：財政局財政部財政課長　　間　太郎　　℡０４８－８２９－１１５０］

〔要望先〕総務省

41　デジタル活用推進事業債の対象事業の拡充等

①要望事項

**　デジタル活用推進事業債については、行政運営の効率化のための機能向上等を伴う地方公共団体の内部の事務処理において利用される情報システム・情報通信機器を対象事業として拡充すること**

**　自治体ＤＸ又は地域社会ＤＸのための情報システム等の導入に伴うリース費用、賃借料、利用料等についても財政措置を講じること**

②背景・理由

・　担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化及び地域課題の解決に向けた取組をしていくため、令和７年度に「デジタル活用推進事業債」が創設された。

・　本事業債の対象事業としては、行政運営の効率化及び住民の利便性向上を図る自治体ＤＸの推進又は地域課題の解決を図る地域社会ＤＸの推進を目的とし、情報システムや情報通信機器等の整備とされている。

・　しかしながら、具体的な活用に当たっては対象事業が限定的であり、グループウェアの構築やテレワーク等の推進をはじめとする業務効率化に資するＤＸの取組や情報連携基盤の構築など、行政運営の効率化のための機能向上等を伴う情報システム・情報通信機器等の整備であっても、対象外とされているところである。

・　なお、行政運営の効率化については、地方公共団体が共同して調達を行う情報システムの導入又は改修に係る事業は対象となっているが、団体毎にシステム改修時期やベンダーが異なる等の課題があることから、実施までには一定の時間を要するところである。一方で、担い手不足への対応や業務継続体制の確保の観点から、行政運営の効率化は喫緊の課題であり、速やかに取り組んでいく必要がある。

・　また、自治体ＤＸ又は地域社会ＤＸのための情報システム等の導入に当たっては、システム・端末等を購入する場合だけではなく、リース費用、賃借料、利用料等によって導入する場合も多々あるが、この経費については、現在、財政措置の対象となっていない。

・　ＤＸは日進月歩で進化し続ける技術を活用して業務の高度化・効率化を図る取組であり、システムの導入にとどまらず、運用段階における継続的な改修や機能追加等が不可欠となることから、現行制度で対象外とされている費用についても、今後、関連する経費が更に増大していくことが見込まれる。

・　このような状況を踏まえ、地方公共団体がＤＸへの取組を計画的かつ持続的に推進していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、**デジタル活用推進事業債について、行政運営の効率化のための機能向上等を伴う地方公共団体の内部の事務処理において利用される情報システム・情報通信機器等の整備についても対象事業として拡充されるよう要望する**ものである。また、**自治体ＤＸ又は地域社会ＤＸのための情報システム等の導入に伴うリース費用、賃借料、利用料等についても財政措置を講じることを要望する**ものである。

③参考

■本市における、ＤＸの推進に資する取組（令和８年度当初予算：36.2億円）

	適債性あり（＝構築、導入、改修）	適債性なし（＝リース費用、賃借料、利用料等）
住民の利便性向上を図る自治体ＤＸの推進事業	事業費　14.0億円（市債 12.6億円） ・市立学校の児童・生徒の学習促進のためのネットワーク等　1,257,266千円（1,126,200千円） ・公金納付のデジタル化　84,958千円（76,300千円） ・健康管理システムのマイナポータル対応　31,343千円（28,100千円） ・書かない窓口のネットワーク等　13,505千円（12,100千円） ・公共施設予約システムの利便性向上　12,851千円（11,500千円） ・スマートロックと連携したオンライン予約・管理システムの導入　2,102千円（800千円） ・マイナ救急への対応　1,053千円（900千円）	事業費　7.3億円 ・市立学校の児童・生徒の学習促進のためのネットワーク等　539,007千円 ・３Ｄ都市モデルの整備・活用・オープンデータ化　41,996千円 ・一般介護予防事業評価事業JAGES調査の実施　17,260千円 ・書かない窓口に係る賃借料　13,758千円 ・物品等における入札手続の電子化　13,072千円 ・樹木データの収集と植生モデルの構築　11,000千円 ・次世代モビリティ（自動運転）のシステム構築への民間補助　77,000千円 ・市民アプリ（市民の行政サービス情報提供の総合アプリ）の構築　15,000千円
行政運営の効率化を図る自治体ＤＸの推進事業	○共同調達　事業費　0.2億円（市債 0.1億円） ・電子入札システム共同運営負担金　17,322千円（3,500千円） ・公会計システム改修　2,849千円（2,500千円） ○共同調達未実施（単独での調達）　事業費　4.6億円 ・衛星画像解析による配給水管漏水調査システムの導入　85,954千円 ・給食管理システム等の構築　45,977千円 ・医療総合情報システム生成AI文書作成支援サービス導入業務（電子カルテと連携、退院サマリー、紹介状、看護記録などを自動生成）　6,881千円 ・生活保護訪問支援システムソフトウェア導入構築業務　12,100千円 ・チームス（チャット、ビデオ会議等）、AI等の業務用PCの利便性向上　208,633千円 ・教職員の勤務管理のシステム化・オンライン化　91,961千円 ・テレワーク端末機器購入　2,778千円 ・都市計画図書等の電子化業務　2,178千円 ・発達障害者支援記録システム構築業務　1,022千円	事業費　10.1億円 ・さいたまシティスタット（部局横断的な政策統計情報システム）の導入　21,962千円 ・放課後児童クラブシステムの導入　15,023千円 ・スマートメーター実証実験に伴う業務　10,790千円 ・市役所DXを支えるデジタル基盤整備の推進　699,647千円 ・クラウド化やネットワーク統合等による教職員業務用PCの利便性向上　263,144千円

DXに直結しない経費（運用・基盤経費）	市民利便性×行政効率化に直結しないＤＸ関連事業	端末等の単なる更新	使用料・賃借料等
	・ログ管理システム ・生体認証システム ・持出制御システム	・公共施設予約用端末 ・情報系業務用端末等機器 ・基幹系業務用端末等機器	・データ回線使用料 ・公衆無線ＬＡＮ使用料 ・インターネット回線使用料

［担当：都市戦略本部デジタル改革推進部参事　南　彰男　℡０４８－８２９－１０４６］
［担当：財政局財政部財政課長　間　太郎　℡０４８－８２９－１１５０］

〔要望先〕総務省

42　公営企業インフラ更新に係る公的資金の安定的活用

①要望事項

指定都市においても長期・低利・固定金利の公的資金を安定的に活用できるよう、地方債同意等基準運用要綱の見直しや機構法第 30 条第２項の見直し等を通じ、指定都市における公的資金の需要に応えること

②背景・理由

・　指定都市は、都道府県からの権限移譲により大きな行政権能を担うとともに、圏域の中枢都市としての役割を果たしていることから、都市基盤整備に係る財政需要が大きい状況にある。今後は、高度経済成長期以降に集中的に整備された水道・下水道等のインフラ施設が一斉に更新時期を迎え、老朽化対策に伴う起債需要の増大が見込まれている。

・　これらインフラ施設は主に公営企業として運営されており、将来にわたり安定的に住民サービスを提供するためには、長期的・計画的な経営と、それを支える安定した資金調達が不可欠である。しかし、金利上昇局面においては市場性資金による長期調達が不安定化するおそれがある一方、現行制度では公的資金は指定都市を除く市町村に優先配分されており、指定都市が活用できる余地は限定的となっている。

・　なお、本市においては、公営企業事業を対象として地方公共団体金融機構資金の配分を継続して要望しているものの、令和２年度以降、要望額に対する配分実績はなく、当該資金を活用できていない状況にある。

・　よって、水道・下水道等の公営企業インフラの計画的な更新と安定的な財政運営を可能とするため、**指定都市においても長期・低利・固定金利の公的資金を安定的に活用できるよう、地方債同意等基準運用要綱の見直しや機構法第 30 条第２項の見直し等を通じ、指定都市における公的資金の需要に応えることを要望する**ものである。

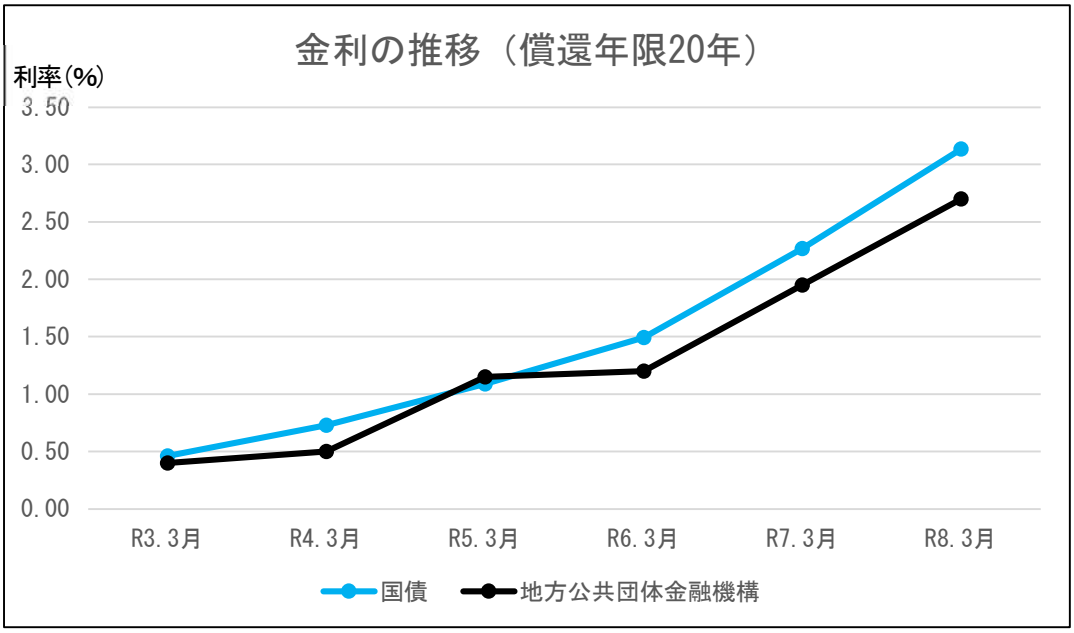
③参考

○　当市における地方公共団体金融機構資金からの借入協議状況

（百万円）

年度	区分	要望額	借入額
R元	病院事業	6,619.1	6,619.1
R２	水道事業	3,126.0	－
R３	水道事業	5,692.0	－
R４	水道事業	6,250.0	－
R５	水道事業	6,618.0	－
R６	水道事業	7,155.0	－
R７	水道事業	8,834.0	－

○　償還年限 20 年の債権における金利の推移



（%）

	R3.3月	R4.3月	R5.3月	R6.3月	R7.3月	R8.3月
国債	0.46	0.73	1.09	1.49	2.27	3.14
地方公共団体金融機構	0.40	0.50	1.15	1.20	1.95	2.70

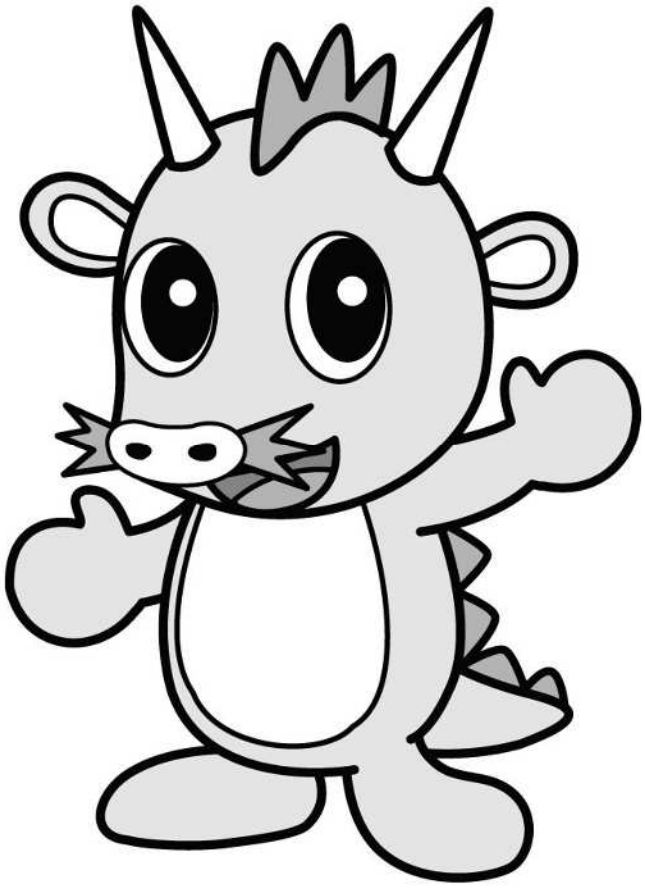
※　地方公共団体金融機構は固定金利で据置３年の半年賦元利均等払の利率

［担当：財政局財政部財政課長　間　太郎　℡０４８－８２９－１１５０］

令和９年度国の施策・予算に対する要望（後期要望）

令和８年１０月

発行　さいたま市都市戦略本部 都市経営戦略部
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
電 話 番 号：０４８－８２９－１０３３（直通）
フ ァ ク ス：０４８－８２９－１９９７



さいたま市ＰＲキャラクター

つなが竜 ヌゥ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

「つなが竜（りゅう）」には、さいたま市の魅力を伝え、
人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。